

基本計画書

基本計画書									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		研究科の設置							
フリガナ		ガッコウホウジン カタヤナギガクエン							
設置者		学校法人 片柳学園							
フリガナ		トウキョウコウカダイガクダイガクイン							
大学の名称		東京工科大学大学院 (Graduate School of Tokyo University of Technology)							
大学の位置		東京都八王子市片倉町1404番地1号							
大学の目的		東京工科大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		デザイン研究科は、高度で最新のICT（情報コミュニケーション技術）を駆使して、デジタルスキルを修得することによって専門性を深めるとともに、創造性を重視した「表現力」と感性を融合した能力を持ち、社会的なテーマに対応し得るデザインと発想する力を持つ人材を育成することを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	デザイン研究科 (Graduate School of Design) デザイン専攻 (Master's Program in Design)	2年	10人	—	20人	修士 (デザイン)	平成31年4月 第1年次	東京都大田区西蒲田 5丁目23番22号	
計			10		20			【基礎となる学部学科】 デザイン学部 デザイン学科	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		バイオ・情報メディア研究科 コンピュータサイエンス専攻 (M) [定員減] (△10) (平成31年4月) メディアサイエンス専攻 (M) [定員減] (△10) (平成31年4月) アントレプレナー専攻 (M) [定員減] (△10) (平成31年4月) 工学研究科 サステイナブル工学専攻 (M) (30) (平成30年4月届出) サステイナブル工学専攻 (D) (3) (平成30年4月届出)							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	デザイン研究科 デザイン専攻	講義	演習	実験・実習	計	30単位			
教員	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
組	新設	デザイン研究科デザイン専攻 (M)	7人 (7)	3人 (3)	6人 (6)	0人 (0)	16人 (16)	0人 (0)	0人 (0)
		工学研究科サステイナブル工学専攻 (M)	19 (19)	4 (4)	4 (4)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (0)
の	既設	工学研究科サステイナブル工学専攻 (D)	13 (13)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		計	26 (26)	7 (7)	10 (10)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	— (—)
概要	分	バイオ・情報メディア研究科 バイオニクス専攻 (M)	20 (20)	3 (5)	2 (2)	2 (3)	27 (30)	0 (0)	0 (0)
		バイオ・情報メディア研究科 バイオニクス専攻 (D)	15 (19)	2 (2)	0 (1)	0 (0)	17 (22)	0 (0)	0 (0)
要	分	バイオ・情報メディア研究科 コンピュータサイエンス専攻 (M)	8 (8)	5 (6)	6 (7)	1 (2)	20 (23)	0 (0)	0 (0)
		バイオ・情報メディア研究科 コンピュータサイエンス専攻 (D)	8 (8)	5 (6)	3 (5)	0 (0)	16 (19)	0 (0)	0 (0)
		バイオ・情報メディア研究科 メディアサイエンス専攻 (M)	9 (11)	9 (9)	5 (5)	1 (3)	24 (28)	0 (0)	0 (0)
		バイオ・情報メディア研究科 メディアサイエンス専攻 (D)	7 (9)	5 (6)	1 (1)	0 (0)	13 (16)	0 (0)	0 (0)
		バイオ・情報メディア研究科 アントレプレナー専攻 (M)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
		計	42 (44)	18 (21)	14 (15)	4 (8)	78 (88)	0 (0)	— (—)
合計			68 (70)	25 (28)	24 (25)	4 (8)	121 (131)	0 (0)	— (—)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		78 人 (78)	38 人 (38)	116 人 (116)					
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	0 (0)	1 (1)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		79 (79)	38 (38)	117 (117)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	0㎡	341,996.22㎡	2,395.43㎡	344,391.65㎡	・日本工学院専門学校 収容定員5,390人 基準面積 なし				
	運 動 場 用 地	0㎡	36,158.00㎡	0㎡	36,158.00㎡	・日本工学院八王子専門学校 収容定員5,440人 基準面積 なし				
	小 計	0㎡	378,154.22㎡	2,395.43㎡	380,549.65㎡	共用の校舎敷地 341,996.22㎡のうち、 借用面積31.29㎡				
	そ の 他	0㎡	23,635.10㎡	3,896.58㎡	27,531.68㎡	借用期間 平成21年4月1日 ～51年3月31日				
	合 計	0㎡	401,789.32㎡	6,292.01㎡	408,081.33㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	・日本工学院専門学校 収容定員5,390人 基準面積15,110㎡ ・日本工学院八王子専門学校 収容定員5,440人 基準面積15,680㎡				
		140,622.01㎡ (140,622.01㎡)	40,970.61㎡ (40,970.61㎡)	111,739.79㎡ (111,739.79㎡)	293,332.41㎡ (293,332.41㎡)	共用の校舎敷地 341,996.22㎡のうち、 借用面積31.29㎡ 借用期間 平成21年4月1日 ～51年3月31日				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	72室	5室	260室	6室 (補助職員0人)	6室 (補助職員0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		デザイン研究科デザイン専攻		8 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分 図書（和書）142,676 図書（洋書）35,641 学術雑誌（和書）239 学術雑誌（洋書）32 電子ジャーナル（和書）27 電子ジャーナル（洋書）79 視聴覚資料 7,164 機械・器具 36,375 標本213		
	デザイン研究科 デザイン専攻	353〔10〕 (249〔6〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	0 (0)	67 (67)	0 (0)			
	計	353〔10〕 (249〔6〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	0〔0〕 (0〔0〕)	0 (0)	67 (67)	0 (0)			
図 書 館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		4,496㎡	874席		238,000冊					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
		10,645㎡	テニスコート（5面）、50m公認プール							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	教員1人当たり研究費等は研究 科単位での算出不能なため、 学部との合計
		教員1人当たり研究費等		500千円	500千円	—	—	—	—	
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
		図書購入費	1,300千円	300千円	300千円	—	—	—	—	
	設備購入費	20,000千円	600千円	1,200千円	—	—	—	—		
	学生1人当たり 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,346千円	1,115千円	—	—	—	—			
学生納付金以外の維持方法の概要			検定料収入、手数料収入、資産運用収入、事業収入等をも って支弁する。							

大 学 の 名 称	東京工科大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	バイオ・情報メディア研究科 バイオ専攻 博士後期課程	3	2	—	6	博士（バイオ）又は博士（工学）	1.50	平成17年度	東京都八王子市片倉町1404番地1号
	コンピュータサイエンス専攻 博士後期課程	3	2	—	6	博士（コンピュータサイエンス）又は博士（工学）	0.50	平成17年度	同上
	メディアサイエンス専攻 博士後期課程	3	2	—	6	博士（メディアサイエンス）又は博士（工学）	0.66	平成17年度	同上
	バイオ専攻 修士課程	2	40	—	80	修士（バイオ）又は修士（工学）	1.03	平成17年度	同上
	コンピュータサイエンス専攻 修士課程	2	40	—	80	修士（コンピュータサイエンス）又は修士（工学）	0.57	平成17年度	同上
	メディアサイエンス専攻 修士課程	2	40	—	80	修士（メディアサイエンス）又は修士（工学）	0.60	平成17年度	同上
	アントレプレナー専攻 修士課程	2	20	—	40	修士（アントレプレナー）	1.07	平成17年度	同上
	応用生物学部 応用生物学科	4	260	2年次15 3年次9	1,063	学士（バイオ）	1.06	平成15年度	同上
	コンピュータサイエンス学部 コンピュータサイエンス学科	4	290	2年次15 3年次12	1,258	学士（コンピュータサイエンス）	1.09	平成15年度	同上
	メディア学部 メディア学科	4	290	2年次17 3年次12	1,255	学士（メディア学）	1.08	平成11年度	同上
	工学部 機械工学科	4	100	2年次5	415	学士（工学）	1.06	平成27年度	同上
	電気電子工学科	4	100	2年次5	415	学士（工学）	1.11	平成27年度	同上
	応用化学科	4	80	2年次3	329	学士（工学）	1.05	平成27年度	同上
	医療保健学部 看護学科	4	120	—	480	学士（看護学）	1.02	平成22年度	東京都大田区西蒲田5丁目23番22号
	臨床工学科	4	80	—	320	学士（臨床工学）	1.04	平成22年度	同上
	理学療法学科	4	80	—	320	学士（理学療法）	1.04	平成22年度	同上
	作業療法学科	4	40	—	160	学士（作業療法）	1.00	平成22年度	同上
	臨床検査学科	4	80	—	320	学士（臨床検査学）	0.99	平成26年度	同上
	デザイン学部 デザイン学科	4	200	—	800	学士（デザイン）	1.08	平成22年度	同上
	附属施設の概要	<p>名称：東京工科大学片柳研究所</p> <p>目的：諸科学協調の立場から先端的研究を行い、社会の発展に寄与する。</p> <p>所在地：東京都八王子市片倉町1404番地1号</p> <p>設置年月：平成12年4月</p> <p>規模等：土地 八王子キャンパス敷地内、建物 44,717㎡（ただし、一般教室、応用生物学部及び工学部応用化学科の研究室・研究実験室を含む）</p>							

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要															
(デザイン研究科デザイン専攻 修士課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	デザイン特論	1前	2			○			4	2	4			オムニバス・共同（一部）	
	ビジュアルクリエイションⅠ	1前		4			○		2	2	3			共同	
	ビジュアルクリエイションⅡ	1後		4			○		2	2	3			共同	
	インダストリークリエイションⅠ	1前		4			○		1	1	2			共同	
	インダストリークリエイションⅡ	1後		4			○		1	1	2			共同	
	コミュニティとデザイン	1後		2			○		2					オムニバス・共同（一部） ※演習	
	デジタルデザインスキルⅠ	1前	2				○		1		1			共同	
	デジタルデザインスキルⅡ	1後		2			○		1		1			共同	
	サステイナブルデザイン	2前		2			○		1					※演習	
	サウンドとデザイン	2前		2			○		1						
小計（10科目）		—	4	24	0	—			5	3	6	0	0	兼0	—
研究プロジェクト科目	デザイン研究企画	1前	2					○	5	3	6				
	デザイン研究Ⅰ	1後	4					○	7	3	6				
	デザイン研究Ⅱ	2前	4					○	7	3	6				
	デザイン研究Ⅲ	2後	4					○	7	3	6				
	小計（4科目）		—	14	0	0	—			7	3	6	0	0	兼0
合計（14科目）		—	18	24	0	—			7	3	6	0	0	兼0	—
学位又は称号	修士（デザイン）		学位又は学科の分野				美術関係								
修了要件及び履修方法								授業期間等							
2年以上在学し、必修科目18単位、選択科目12単位以上（ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ又はインダストリークリエイションⅠ・Ⅱのどちらを選択すること）の計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文及び修士制作の審査及び最終試験に合格すること。								1学年の学期区分			2期				
								1学期の授業期間			15週				
								1時限の授業時間			90分				

授 業 科 目 の 概 要 (デザイン研究科 デザイン専攻 修士課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	デザイン特論	<p>最新の社会とデザインの動向や国際的な動向を踏まえ、視覚デザイン、映像デザイン、空間デザイン、工業デザインの各分野についての専門性を深めつつ、社会にどのような提案が可能かを考察しながら、その領域のデザインについて最新のスキルを用いての制作を進める上で必要となる知見や理論、方法論を学修する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(1 池田政治 / 1回) 授業ガイダンス、大学院科目としての学修効果、授業方法について説明を行う。</p> <p>(2 伊藤丙雄 / 3回) 視覚デザイン分野における、主に「インフォメーションデザイン」の分野に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(5 酒百宏一 / 1回) 視覚デザイン分野における、主に「コミュニティデザイン」に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(7 本郷信二 / 2回) 空間デザインの分野における、「インテリアデザイン」に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(8 伊藤英高 / 2回) 映像デザインの分野における、「映像メディアにおける知覚と体験」に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(9 末房志野 / 1回) 視覚デザイン分野の中から、主に「ビジュアルアイデンティティ」「イラストレーション」に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(11 大西景太 / 1回) 映像デザインの分野における「映像と音響効果、空間演出」との関連性に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(12 加藤一葉 / 1回) 工業デザイン分野の中から主に「ユーザインタフェース」の分野に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(13 酒井正 / 2回) 工業デザイン分野の中から主に「プロダクトデザイン」の分野に関する知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(14 田村吾郎 / 1回) 空間デザインの分野における「空間演出の手法」、及び「デザインディレクション」に関する知識と理解を深める講義を行う。</p>	オムニバス方式・共同（一部）
	ビジュアルクリエイションⅠ	<p>視覚・映像デザイン領域に関連する、先進的な理論と技術を駆使したビジュアルデザイン表現をベースに制作を行う。視覚デザインの領域に加え、映像や音声を用いた、ビジュアルコミュニケーションデザインの新たな可能性を創作していく演習である。現代の多様なメディアを横断的に捉え、人の生活や環境における機能を見据えたクリエイティブなビジュアルデザインを学修する。</p>	共同
	ビジュアルクリエイションⅡ	<p>「ビジュアルクリエイションⅠ」をさらに展開させ、視覚・映像デザイン領域の表現に、国際的に評価の高い実例、資料を活用しながら、現代社会における問題に目を向け、具体的なビジュアルコミュニケーションの提案として可能性を追究する。現代の多様なメディアを横断的に捉え、問題解決につながるクリエイティブなビジュアルデザインを学修する。</p>	共同
	インダストリークリエイションⅠ	<p>工業・空間デザイン領域に関連する、先進的な理論と技術を駆使した工業デザイン、空間デザインに関するシミュレーション及びプランニングを行う。多岐にわたる関連領域を横断的に捉え、工業・空間デザインの提案として新たな可能性を創作していく演習である。現代の多様なメディアを横断的に捉え、人の生活や環境における機能を見据えたクリエイティブなインダストリアルデザインを学修する。</p>	共同

専門科目	インダストリークリエイションⅡ	「インダストリークリエイションⅠ」をさらに展開させ、工業・空間デザイン領域の表現に、国際的に評価の高い実例、資料を活用しながら、現代社会における問題に目を向け、具体的な工業・空間デザインの提案として可能性を追究する。現代の多岐にわたる産業社会のニーズや多様な生活環境に対する提案を、変革する先端技術も見据えて、問題解決につながるクリエイティブなインダストリアルデザインを学修する。	共同
	コミュニティとデザイン	デザインは何らかのコミュニティを場として展開される。人が暮らすコミュニティでの多様性に対する問題やコミュニティにおける資源の活用や生活の場としての機能といった社会に根ざした視点から、それぞれのコミュニティの性格に応じてどのようなデザイン提案ができるか、国内外の様々な実践例を参考にフィールドワークを交えて実践的な手法を学修する。 (オムニバス方式/全15回) (1 池田政治/2.5回) コミュニティにおけるデザインについて、地域と環境、まちづくりでのデザインの役割や効果について説明を行う。 (5 酒百宏一/12.5回) コミュニティにおけるデザインについて、地域社会のなかでのデザインの事例や可能性についての講義、大田区内でのフィールドワークを通じたデザインの演習を行う。	オムニバス方式・共同(一部) 講義36時間 演習24時間
	デジタルデザインスキルⅠ	情報化とコンピュータテクノロジーがめざましい発展と普及を遂げてきた結果、デザイン分野においてもテクノロジーとデザインが融合した表現とそれを実現するシステムが日々開発されている。そうした先進的なテクノロジーに適したデザインを行ない、実装できるデザインスキルを修得するため、本授業では、プログラミングを用いて社会に普及しているシステムの再現を行い、デザインとデジタルスキルの両立を検討し学修する。	共同
	デジタルデザインスキルⅡ	現在のITテクノロジーを用いたデザイン分野において、プログラミングやプロトタイプエンジニアリングのテクノロジーが身近になり、実際に手に取れる形、動くプロトタイプを見せるプレゼンテーションが主流となった。本授業では、テクノロジーとデザイン性を両立したプロトタイプを制作し、今後のさまざまなデザイン分野でのプレゼンテーションに活かす能力を身につける。	共同
	サステイナブルデザイン	持続可能なサステイナブル社会に向けて、大量消費社会における循環型のデザインについてどのようにあるべきかを講じる。近年社会的に推進されている「3R」(リデュース:ゴミを減らす、リユース:繰り返し使う、リサイクル:再利用する)を念頭に置いた上で、様々な実例、取り組みを調査、研究することと合わせ、素材や生産のシステム、表現手法などの観点からデザイン提案を行い実践的に学修する。	講義40時間 演習20時間
	サウンドとデザイン	デザインの各分野において音楽や効果音等のサウンドのデザインは必要不可欠なものである。音響系のエンジニアのみならず、デザイナーやディレクターがサウンドデザインの知識や技術を身につけることにより、俯瞰的な視野を得ることは表現や作品のディレクションに有効である。本授業は、コンピュータテクノロジーを用いた基礎的な効果音の制作作業を通して、音楽の基礎的な制作方法、ミキシングによるサウンドデザインのプロセスを実践し、新たなデザインにつながる音響プログラミングによるシステムの構築、インターフェイス等のデザインを行ない、実際に表現に用いることを試みる。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">研究プロジェクト科目</p>	<p style="text-align: center;">デザイン研究企画</p>	<p>各デザイン領域における修士論文のベースとなる研究計画書（研究企画レポート）を執筆するためのリサーチを行い、デザインの発展的な研究企画を担当教員の指導のもと策定する。また英文ドラフトの作成指導を、国際的な場で発表経験のある教員と指導教員が連携して行う。</p> <p>（ 1 池田政治） 空間デザイン分野について、「地域環境・空間デザイン」の領域での研究企画指導を行う。</p> <p>（ 2 伊藤丙雄） 視覚デザインの分野について、主に「インフォグラフィックス」と「ピクトグラム」に関して、事例を参照しながら研究テーマを策定、「インフォメーションデザイン」全般の研究企画の指導を行う。</p> <p>（ 5 酒百宏一） 視覚デザイン分野について、「地域におけるコミュニティ」の問題をテーマとし、フィールドワークやワークショップの手法を用いた新たな「地域デザイン」における研究企画指導を行う。</p> <p>（ 6 松村誠一郎） デジタルデザイン分野について、サウンドとインタラクションをテーマとし、様々なデジタルメディアとの融合を考察しながら、新たな「インタラクションデザイン」について研究企画指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英文ドラフトの作成指導も行う。</p> <p>（ 7 本郷信二） 空間デザインの分野について、「インテリアデザイン」をテーマとし、機能と素材の関連性を考察しながら家具デザインの提案について研究企画指導を行う。</p> <p>（ 8 伊藤英高） 映像デザインの分野について、メディアアートをテーマとし、「映像メディアにおける知覚と体験」を考察しながら、新たな映像表現手法の探求について研究企画指導を行う。</p> <p>（ 9 末房志野） 視覚デザインの分野について、主に「ビジュアルアイデンティティ」に関わる「イラストレーション」表現の事例を参照しながら研究テーマを策定、「ビジュアルデザイン」全般の研究企画の指導を行う。</p> <p>（ 10 宮元三恵） 空間デザインの分野について、「空間設計」をテーマとし、「都市や社会における知覚と体験」を考察しながら、新たな空間表現手法の探求について研究企画指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英文ドラフトの作成指導も行う。</p> <p>（ 11 大西景太） 映像デザインの分野について、「映像と音響効果、空間演出」との関連性を考察しながら新たな「映像コンテンツ」の提案について研究企画指導を行う。</p> <p>（ 12 加藤一葉） デジタルデザイン分野について、主に「ユーザインタフェース」の使用環境から、事例を参照に研究テーマを策定、「デジタルデザイン」全般の研究企画の指導を行う。</p> <p>（ 13 酒井正） 工業デザインの分野について、「プロダクトの提案」をテーマとし、「動的機能」や「素材の組み合わせ」を考察しながら新しいプロダクトの提案について研究企画指導を行う。</p> <p>（ 14 田村吾郎） 空間デザインの分野について、「空間演出」をテーマとし、プロジェクションマッピングや映像コンテンツの活用を考察しながら、空間演出の手法について研究企画指導を行う。</p> <p>（ 15 中島健太） 映像デザインの分野について、「デジタルアニメーション」制作に関する事例を参照しながらテーマを策定、「アニメーションによるモーショングラフィック」全般のための研究企画の指導を行う。</p> <p>（ 16 深澤健作） 映像デザインの分野について、「描画表現の可能性」をテーマとし、映像や空間などのメディアコンテンツとの融合を考察しながら、新たな「視覚表現手法」について研究企画指導を行う。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">研究プロジェクト科目</p>	<p style="text-align: center;">デザイン研究 I</p>	<p>「デザイン研究企画」で策定した研究企画レポートにもとづき、総合的なデザイン制作、提案を目指す。また、より研究の内容を具体的にするために制作と並行しながら修士論文の執筆を開始する。研究を通じ各デザイン領域の世界的なデザインの事例を参考に、表現や技法の検証を重ね、分野にかたよらない幅広い知見や考察によって、研究テーマにかかわる思考を深める。指導教員と論文指導担当教員と国際的な場で発表経験のある教員も研究内容について連携する。</p> <p>(1 池田政治) 空間デザイン分野について、「地域環境・空間」の領域での問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(2 伊藤丙雄) 視覚デザイン分野の視点から、「インフォメーションデザイン」「ピクトグラム」の領域における手法を用いて、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(3 暮沢剛巳) デザイン史の分野について、様々な研究テーマにおける「デザイン史、デザイン事例」からの研究指導及び文章表現、論文指導を行う。</p> <p>(4 黒川修一) 美術史の分野について、様々な研究テーマにおける「美学・美術史」からの研究指導及び文章表現、論文指導を行う。</p> <p>(5 酒百宏一) 視覚デザイン分野について、「地域デザイン」をテーマとし、フィールドワークやワークショップの手法を用いて、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(6 松村誠一郎) デジタルデザイン分野について、「サウンドとインタラクション」をテーマとし、様々なデジタルメディアとの融合を考察しながら、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英語で発表するための指導も行う。</p> <p>(7 本郷信二) 空間デザインの分野について、「インテリアデザイン」をテーマとし、調査、分析などの手法を用いて、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(8 伊藤英高) 映像デザインの分野について、「メディアアート」をテーマとし、「映像メディアにおける知覚と体験」を考察しながら、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(9 末房志野) 視覚デザインの分野について、主に「ビジュアルアイデンティティ」「イラストレーション」に関して研究の実践とテーマの指導を行い、クリエイティブな表現をもとにした、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(10 宮元三恵) 空間デザインの分野について、「空間設計」をテーマとし、フィールドワークによる調査、分析などの手法を用いて、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英語で発表するための指導も行う。</p> <p>(11 大西景太) 映像デザインの分野について、「映像と音響効果、空間演出」との関連性を考察しながら問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(12 加藤一葉) デジタルデザイン分野について、主に「ユーザインタフェース」における問題の抽出と、クリエイティブな表現をもとにした、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(13 酒井正) 工業デザインの分野について、「プロダクトの提案」をテーマとし、調査、分析などの手法を用いて、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(14 田村吾郎) 空間デザインの分野において、「空間演出」をテーマとし、デジタルメディアによる空間表現手法を用いて、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(15 中島健太) 映像デザインの分野について、「デジタルアニメーション」に関する制作プロセスを参照に、「アニメーションによるモーショングラフィック」などのクリエイティブな表現をもとにした、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p> <p>(16 深澤健作) 映像デザインの分野について、「描画表現の可能性」をテーマとし、映像や空間などのメディアコンテンツとの融合を考察しながら、問題を解決に導く課題の研究指導を行う。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">研究プロジェクト科目</p>	<p style="text-align: center;">デザイン研究Ⅱ</p>	<p>「デザイン研究Ⅰ」を踏まえて、幅広い視点と様々な表現手法を駆使して、さらに研究を進める。表現においては実践的に先端技術を取り入れ、表現や技法の実証を重ね、客観性のある独自のテーマとして相応しいレベルまで高め、問題解決にあたる発想とクリエイティブな表現によって実現可能なものとして展開する。また研究を体系的に、かつ理論として深め、内容を英語で発表するために論文指導担当教員と国際的な場で発表経験のある教員も連携する。</p> <p>(1 池田政治) 空間デザイン分野について、「地域環境・空間」の領域での問題を体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(2 伊藤丙雄) 視覚デザイン分野の視点から、「インフォメーションデザイン」「ピクトグラム」の領域における手法を駆使し、クリエイティブな表現をもとにした、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(3 暮沢剛巳) デザイン史の分野について、様々な研究テーマにおける「デザイン史、デザイン事例」からの研究指導及び文章表現、論文指導を行う。</p> <p>(4 黒川修一) 美術史の分野について、様々な研究テーマにおける「美学・美術史」からの研究指導及び文章表現、論文指導を行う。</p> <p>(5 酒百宏一) 視覚デザイン分野について、「地域におけるコミュニティ」の問題をテーマとし、フィールドワークやワークショップの手法を用いたクリエイティブな発想をもとに、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(6 松村誠一郎) デジタルデザイン分野について、サウンドとインタラクションをテーマとし、様々なデジタルメディアとの融合を考察しながら、クリエイティブな発想をもとに、体系的な研究テーマの制作指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英語で発表するための指導も行う。</p> <p>(7 本郷信二) 空間デザインの分野について、「インテリアデザインの提案」をテーマとし、素材や機能等を考察しながら研究の実践を行い、体系的な研究テーマの指導を行う。</p> <p>(8 伊藤英高) 映像デザインの分野について、メディアアートをテーマとし、映像メディアにおける知覚と体験を考察しながら、クリエイティブな発想をもとに、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(9 末房志野) 視覚デザインの分野について、主に「ビジュアルアイデンティティ」「イラストレーション」に関して研究の実践とテーマの指導を行い、クリエイティブな表現をもとにした、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(10 宮元三恵) 空間デザインの分野について、「空間設計と知覚の関係」をテーマに様々な空間表現の手法を用いて研究の実践を行い、体系的な研究テーマの指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英語で発表するための指導も行う。</p> <p>(11 大西景太) 映像デザインの分野について、映像と音響効果、空間演出との関連性を考察しながらクリエイティブな発想をもとに、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(12 加藤一葉) デジタルデザイン分野について、主に「ユーザインタフェース」における問題の抽出と、クリエイティブな表現をもとにした、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(13 酒井正) 工業デザインの分野について、「プロダクトデザインの提案」をテーマとし、3Dソフトやモックアップによる手法を用いて、研究の実践を行い、体系的な研究テーマの指導を行う。</p> <p>(14 田村吾郎) 空間デザインの分野について、「空間演出の可能性」をテーマとし、プロジェクションマッピングなど演出の手法を用いて、研究の実践を行い、体系的な研究テーマの指導を行う。</p> <p>(15 中島健太) 映像デザインの分野について、「デジタルアニメーション」に関する制作プロセスを参照に、「アニメーションによるモーショングラフィック」などのクリエイティブな表現をもとにした、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p> <p>(16 深澤健作) 映像デザインの分野について、描画表現の可能性をテーマとし、映像や空間などのメディアコンテンツとの融合を考察しながら、クリエイティブな発想をもとに、体系的な研究テーマの制作指導を行う。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">研究プロジェクト科目</p>	<p style="text-align: center;">デザイン研究Ⅲ</p>	<p>これまでのデザイン研究を具体的な成果物として総合的な観点から研究制作・論文作成を進める。指導教員と論文指導教員と国際的な場で発表経験のある教員の連携のもと各デザイン分野において先進性のあるデジタルデザインスキルを活用しながら、優れた問題解決に繋がる成果物として、英語も用い研究が広く国際社会に還元できるものとして仕上げる。</p> <p>(1 池田政治) 空間デザイン分野について、「地域環境・空間」の領域での問題解決へ繋がる成果物として相応しい、研究制作の指導を行う。</p> <p>(2 伊藤丙雄) 視覚デザイン分野について、主に「インフォメーショングラフィック」「ピクトグラム」の手法を用いた視覚デザインの問題解決へ繋がる成果物として相応しい、研究制作の指導を行う。</p> <p>(3 暮沢剛巳) デザイン史の分野について、様々な研究テーマにおける「デザイン史、デザイン事例」からの研究指導及び文章表現、論文指導を行う。</p> <p>(4 黒川修一) 美術史の分野について、様々な研究テーマにおける「美学・美術史」からの研究指導及び文章表現、論文指導を行う。</p> <p>(5 酒百宏一) 視覚デザイン分野について、「地域におけるコミュニティ」の問題をテーマとし、フィールドワークやワークショップの手法を用いた新たな地域デザインによる問題解決へ繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。</p> <p>(6 松村誠一郎) デジタルデザイン分野について、「サウンドとインタラクション」をテーマとし、様々なデジタルメディアとの融合を考察しながら、「インタラクションデザイン」の問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英語で発表するための指導も行う。</p> <p>(7 本郷信二) 空間デザインの分野について、「新しいインテリアデザインの提案」をテーマに、インテリアや家具などの提案を行い、問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。</p> <p>(8 伊藤英高) 映像デザインの分野について、「メディアアート」をテーマとし、「映像メディアにおける知覚と体験」を考察しながら、新たな映像表現手法による問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。</p> <p>(9 末房志野) 視覚デザインの分野について、主に「ビジュアルデザイン」の領域における、「イラストレーション」、「エディトリアル」の手法を用いた視覚デザインの問題解決へ繋がる成果物として相応しい、研究制作の指導を行う。</p> <p>(10 宮元三恵) 空間デザインの分野について、「都市における空間設計」をテーマとし、フィールドワークや調査、分析を踏まえて提案を行い、問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。また国際的な場で発表経験のある教員として、英語で発表するための指導も行う。</p> <p>(11 大西景太) 映像デザインの分野について、映像と音響効果、空間演出との関連性を考察しながらクリエイティブな発想をもとに、「映像コンテンツ」による問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。</p> <p>(12 加藤一葉) デジタルデザイン分野について、主にユーザインタフェースを含むユーザビリティの手法を用いたデジタルデザインの問題解決へ繋がる成果物として相応しい、研究制作の指導を行う。</p> <p>(13 酒井正) 工業デザインの分野について、「新しいプロダクトの提案」をテーマとし、社会的ニーズや、調査と分析を踏まえ、提案を行い、問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。</p> <p>(14 田村吾郎) 空間デザインの分野について、「新しい空間演出の提案」をテーマに、映像コンテンツやデジタルメディアを盛り込んだ空間提案を行い、問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

研究プロジェクト科目	デザイン研究Ⅲ	(15 中島健太) 映像デザインの分野について、アニメーション、インフォメーションの手法を用いた映像デザインの問題解決へ繋がる成果物として相応しい、研究制作の指導を行う。 (16 深澤健作) 映像デザインの分野について、描画表現の可能性をテーマとし、映像や空間などのメディアコンテンツとの融合を考察しながら、新たな視覚表現による問題解決に繋がる成果物として相応しい研究制作の指導を行う。	
------------	---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

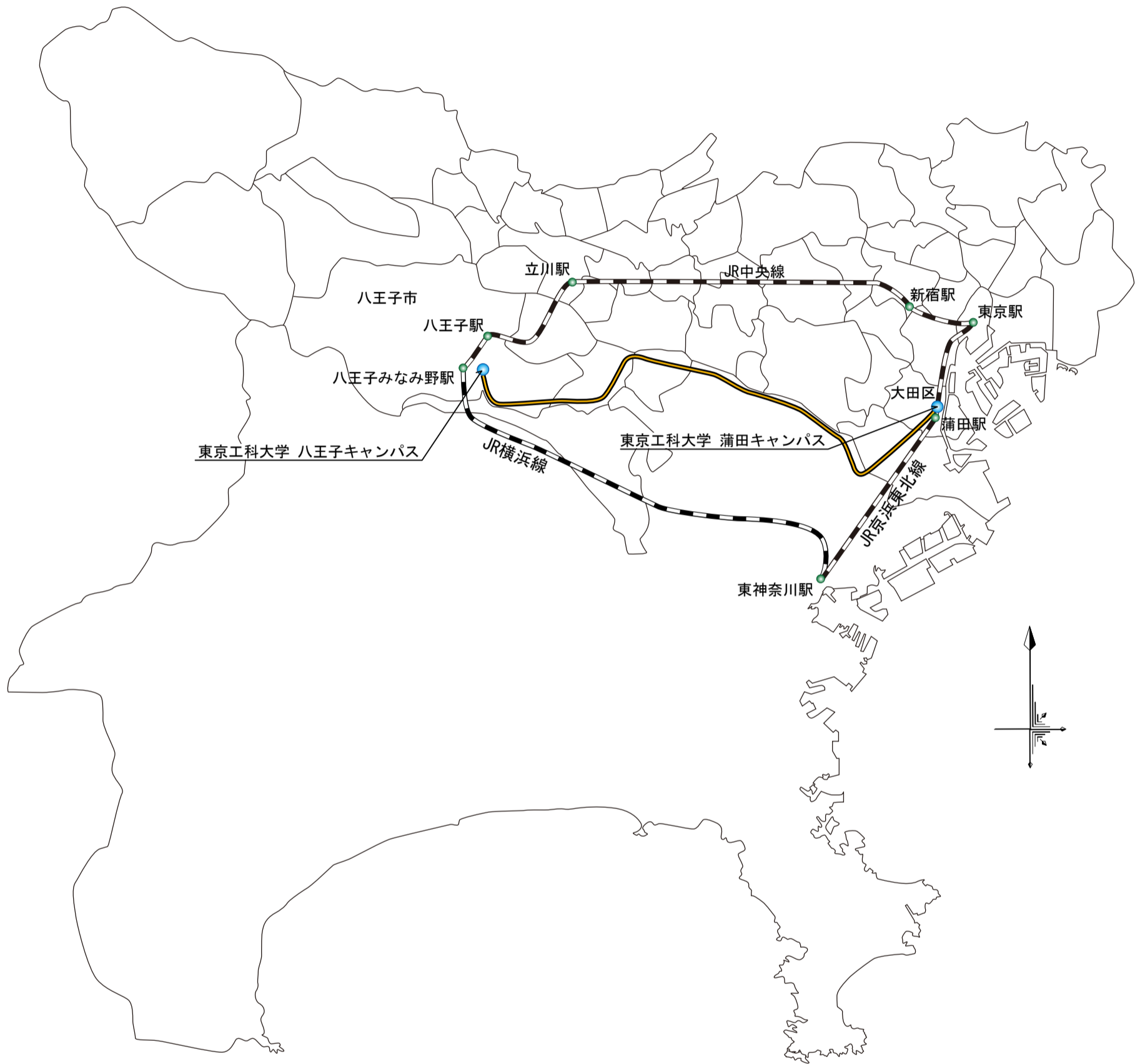
学校法人 片柳学園 設置認可等に関する組織の移行表

平成30年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
東京工科大学				東京工科大学				
応用生物学部 応用生物学科	260	2年次 15 3年次 9	1,103	応用生物学部 応用生物学科	260	2年次 15 3年次 9	1,103	
コンピュータサイエンス学部 コンピュータサイエンス学科	290	2年次 18 3年次 12	1,238	コンピュータサイエンス学部 コンピュータサイエンス学科	290	2年次 18 3年次 12	1,238	
メディア学部 メディア学科	290	2年次 17 3年次 12	1,235	メディア学部 メディア学科	290	2年次 17 3年次 12	1,235	
工学部				工学部				
機械工学科	100	2年次 5	415	機械工学科	100	2年次 5	415	
電気電子工学科	100	2年次 5	415	電気電子工学科	100	2年次 5	415	
応用化学科	80	2年次 3	329	応用化学科	80	2年次 3	329	
医療保健学部				医療保健学部				
看護学科	120	—	480	看護学科	120	—	480	
臨床工学科	80	—	320	臨床工学科	80	—	320	
理学療法学科	80	—	320	理学療法学科	80	—	320	
作業療法学科	40	—	160	作業療法学科	40	—	160	
臨床検査学科	80	—	320	臨床検査学科	80	—	320	
デザイン学部 デザイン学科	200	—	800	デザイン学部 デザイン学科	200	—	800	
計	1,720	2年次 63 3年次 33	7,135	計	1,720	2年次 63 3年次 33	7,135	
東京工科大学大学院				東京工科大学大学院				
バイオ・情報メディア研究科				バイオ・情報メディア研究科				
バイオニクス専攻(M)	40	—	80	バイオニクス専攻(M)	40	—	80	
バイオニクス専攻(D)	2	—	6	バイオニクス専攻(D)	2	—	6	
コンピュータサイエンス専攻(M)	40	—	80	コンピュータサイエンス専攻(M)	<u>30</u>	—	<u>60</u>	定員変更(△10)
コンピュータサイエンス専攻(D)	2	—	6	コンピュータサイエンス専攻(D)	2	—	6	
メディアサイエンス専攻(M)	40	—	80	メディアサイエンス専攻(M)	<u>30</u>	—	<u>60</u>	定員変更(△10)
メディアサイエンス専攻(D)	2	—	6	メディアサイエンス専攻(D)	2	—	6	
アントレプレナー専攻(M)	20	—	40	アントレプレナー専攻(M)	<u>10</u>	—	<u>20</u>	定員変更(△10)
計	146		298	計	146		298	
				工学研究科				研究科の設置(届出)
				サステイナブル工学専攻(M)	<u>30</u>	—	<u>60</u>	
				サステイナブル工学専攻(D)	3	—	9	
				デザイン研究科				研究科の設置(認可申請)
				デザイン専攻(M)	<u>10</u>	—	<u>20</u>	
				計	159		327	

日本工学院専門学校			
工業専門課程			
情報処理科(二年制)	160	—	320
医療事務科(二年制)	40	—	80
情報ビジネス科(二年制)	40	—	80
ゲームクリエイター科(二年制)	120	—	240
電子・電気科(二年制)	120	—	240
パソコン・ネットワーク科(二年制)	40	—	80
環境・バイオ科(二年制)	40	—	80
建築設計科(二年制)	80	—	160
機械設計科(二年制)	40	—	80
Webクリエイター科(三年制)	40	—	120
CG映像科(三年制)	80	—	240
インテリアデザイン科(三年制)	40	—	120
プロダクトデザイン科(三年制)	40	—	120
ITスペシャリスト科(四年制)	80	—	320
ゲームクリエイター科(四年制)	120	—	480
建築学科(四年制)	40	—	160
芸術専門課程			
声優・演劇科(二年制)	120	—	240
放送芸術科(二年制)	120	—	240
演劇スタッフ科(二年制)	80	—	160
コンサート・イベント科(二年制)	320	—	640
音響芸術科(二年制)	120	—	240
ミュージックアーティスト科(二年制)	80	—	160
マンガ・アニメーション科(二年制)	200	—	400
ダンスパフォーマンス科(二年制)	80	—	160
グラフィックデザイン科(三年制)	40	—	120
マンガ・アニメーション科(四年制)	40	—	160
医療専門課程			
臨床工学専攻科(一年制)	80	—	80
計	2,400		5,520
日本工学院北海道専門学校			
工業専門課程			
情報処理科(二年制)	80	—	160
自動車整備科(二年制)	80	—	160
電気工学科(二年制)	50	—	100
建築学科(二年制)	50	—	100
文化・教養専門課程			
公務員学科(一年制)	60	—	60
ゲームクリエイター科(二年制)	40	—	80
CGデザイナー科(二年制)	40	—	80
公務員学科(二年制)	50	—	100
医療専門課程			
医療秘書科(二年制)	40	—	80
柔道整復科(三年制)	30	—	90
商業実務専門課程			
ビジネス学科(二年制)	40	—	80
計	560		1,090
日本工学院八王子専門学校			
工科技術専門課程			
自動車整備科(二年制)	100	—	200
建築設計科(二年制)	120	—	240
ロボット科(二年制)	40	—	80
応用生物学科(二年制)	40	—	80
機械設計科(二年制)	40	—	80
電子・電気科(二年制)	120	—	240
土木・造園科(二年制)	40	—	80
インテリアデザイン科(三年制)	40	—	120
プロダクトデザイン科(三年制)	40	—	120
一級自動車整備科(四年制)	50	—	200
建築学科(四年制)	40	—	160
情報科学専門課程			
ゲームクリエイター科(二年制)	80	—	160
情報処理科(二年制)	120	—	240
情報ビジネス科(二年制)	40	—	80
パソコン・ネットワーク科(二年制)	40	—	80
医療事務科(二年制)	40	—	80
CG映像科(三年制)	80	—	240
Webクリエイター科(三年制)	40	—	120
ゲームクリエイター科(四年制)	80	—	320
ITスペシャリスト科(四年制)	40	—	160
芸術専門課程			
マンガ・アニメーション科(二年制)	120	—	240
放送芸術科(二年制)	80	—	160
声優・演劇科(二年制)	80	—	160
コンサート・イベント科(二年制)	120	—	240
音響芸術科(二年制)	40	—	80
ミュージックアーティスト科(二年制)	80	—	160
スポーツ健康学科(二年制)	120	—	240
スポーツトレーナー科(二年制)	40	—	80
スポーツトレーナー科(三年制)	40	—	120
スポーツ健康学科(三年制)	40	—	120
グラフィックデザイン科(三年制)	40	—	120
マンガ・アニメーション科(四年制)	40	—	160
医療専門課程			
鍼灸科(三年制)	60	—	180
柔道整復科(三年制)	60	—	180
教育・社会福祉専門課程			
こども学科(二年制)	80	—	160
計	2,270		5,480

日本工学院専門学校			
工業専門課程			
診療情報管理士科(一年制)	40	—	40
情報処理科(二年制)	160	—	320
	0	—	0
情報ビジネス科(二年制)	40	—	80
ゲームクリエイター科(二年制)	120	—	240
電子・電気科(二年制)	120	—	240
パソコン・ネットワーク科(二年制)	40	—	80
環境・バイオ科(二年制)	40	—	80
建築設計科(二年制)	80	—	160
機械設計科(二年制)	40	—	80
Webクリエイター科(三年制)	40	—	120
CG映像科(三年制)	80	—	240
インテリアデザイン科(三年制)	40	—	120
プロダクトデザイン科(三年制)	40	—	120
ITスペシャリスト科(四年制)	80	—	320
ゲームクリエイター科(四年制)	120	—	480
建築学科(四年制)	40	—	160
芸術専門課程			
声優・演劇科(二年制)	120	—	240
放送芸術科(二年制)	120	—	240
演劇スタッフ科(二年制)	80	—	160
コンサート・イベント科(二年制)	320	—	640
音響芸術科(二年制)	120	—	240
ミュージックアーティスト科(二年制)	80	—	160
マンガ・アニメーション科(二年制)	200	—	400
ダンスパフォーマンス科(二年制)	80	—	160
グラフィックデザイン科(三年制)	40	—	120
マンガ・アニメーション科(四年制)	40	—	160
医療専門課程			
	0	—	0
計	2,320		5,400
日本工学院北海道専門学校			
工業専門課程			
情報処理科(二年制)	80	—	160
自動車整備科(二年制)	80	—	160
電気工学科(二年制)	50	—	100
建築学科(二年制)	50	—	100
文化・教養専門課程			
公務員学科(一年制)	60	—	60
	0	—	0
CGデザイナー科(二年制)	40	—	80
公務員学科(二年制)	50	—	100
医療専門課程			
医療秘書科(二年制)	40	—	80
	0	—	0
商業実務専門課程			
ビジネス学科(二年制)	40	—	80
計	490		920
日本工学院八王子専門学校			
工科技術専門課程			
自動車整備科(二年制)	100	—	200
建築設計科(二年制)	120	—	240
ロボット科(二年制)	40	—	80
応用生物学科(二年制)	40	—	80
機械設計科(二年制)	40	—	80
電子・電気科(二年制)	120	—	240
土木・造園科(二年制)	40	—	80
インテリアデザイン科(三年制)	40	—	120
プロダクトデザイン科(三年制)	40	—	120
一級自動車整備科(四年制)	25	—	100
建築学科(四年制)	80	—	320
情報科学専門課程			
診療情報管理士専攻科(一年制)	40	—	40
ゲームクリエイター科(二年制)	80	—	160
情報処理科(二年制)	160	—	320
情報ビジネス科(二年制)	40	—	80
パソコン・ネットワーク科(二年制)	40	—	80
医療事務科(二年制)	40	—	80
CG映像科(三年制)	80	—	240
Webクリエイター科(三年制)	40	—	120
ゲームクリエイター科(四年制)	80	—	320
ITスペシャリスト科(四年制)	40	—	160
芸術専門課程			
マンガ・アニメーション科(二年制)	120	—	240
放送芸術科(二年制)	80	—	160
声優・演劇科(二年制)	80	—	160
コンサート・イベント科(二年制)	120	—	240
音響芸術科(二年制)	40	—	80
ミュージックアーティスト科(二年制)	80	—	160
スポーツ健康学科(二年制)	80	—	160
スポーツトレーナー科(二年制)	40	—	80
スポーツトレーナー科(三年制)	40	—	120
スポーツ健康学科(三年制)	40	—	120
グラフィックデザイン科(三年制)	40	—	120
マンガ・アニメーション科(四年制)	40	—	160
医療専門課程			
鍼灸科(三年制)	30	—	90
柔道整復科(三年制)	60	—	180
教育・社会福祉専門課程			
こども学科(二年制)	80	—	160
計	2,295		5,490

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



最寄り駅

JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線
「蒲田」駅西口徒歩約2分(約280m)

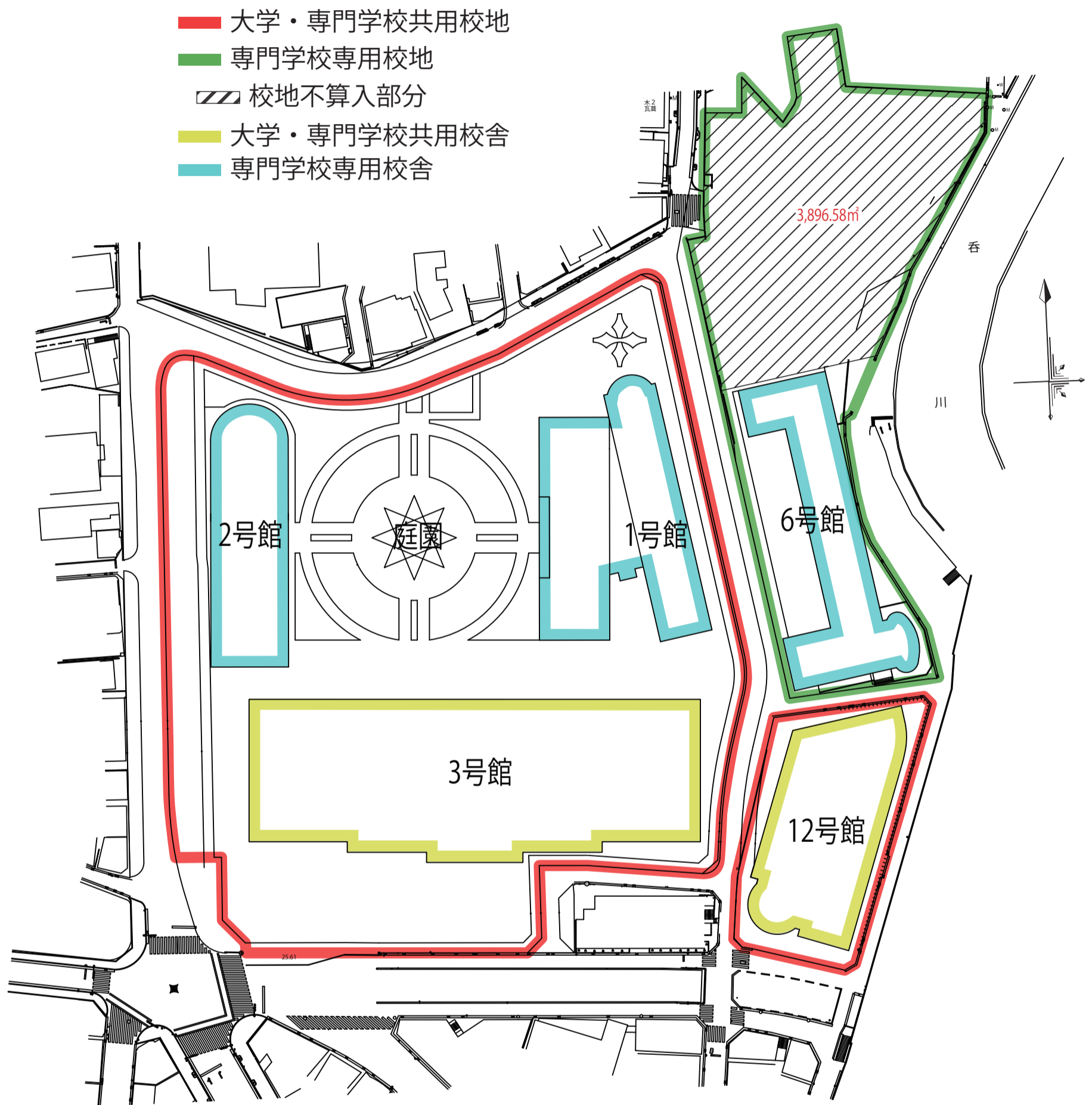
東京駅から

「東京」駅より京浜東北線大船方面行きで「蒲田」駅まで18分

横浜駅から

「横浜」駅より京浜東北線大宮方面行きで「蒲田」駅まで18分

(3) 校舎・運動場等建物の配置図 (蒲田キャンパス)

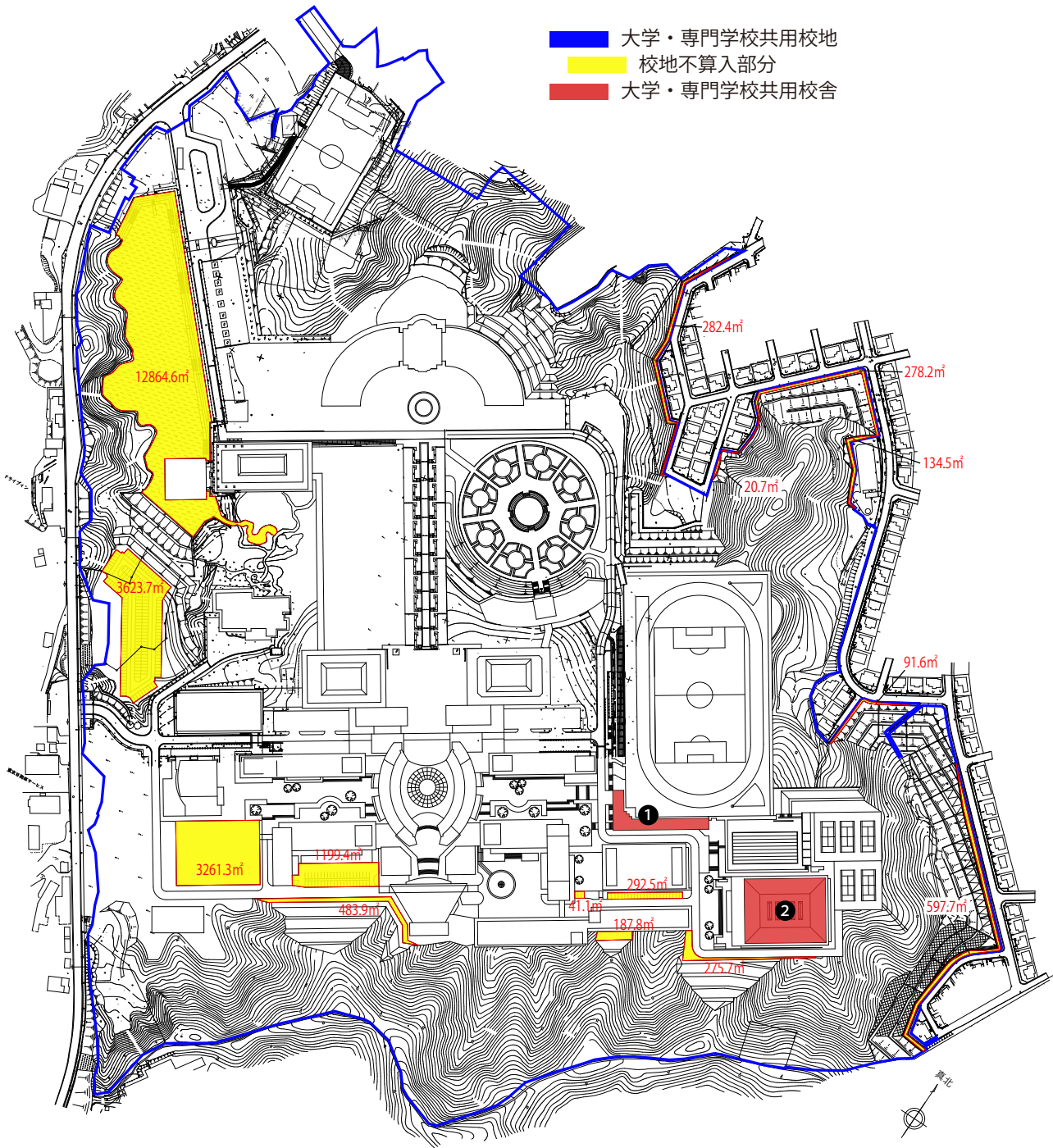


○ 校地面積 23,084.24 m²
 (校地面積 26,980.82 m²から、校地不算入面積 3,896.58 m²を除いた面積)

○ 校舎面積

大学専用	30,747.660 m ²
大学・専門学校共用	9,279.950 m ²
専門学校専用	62,746.850 m ²

(八王子キャンパス)



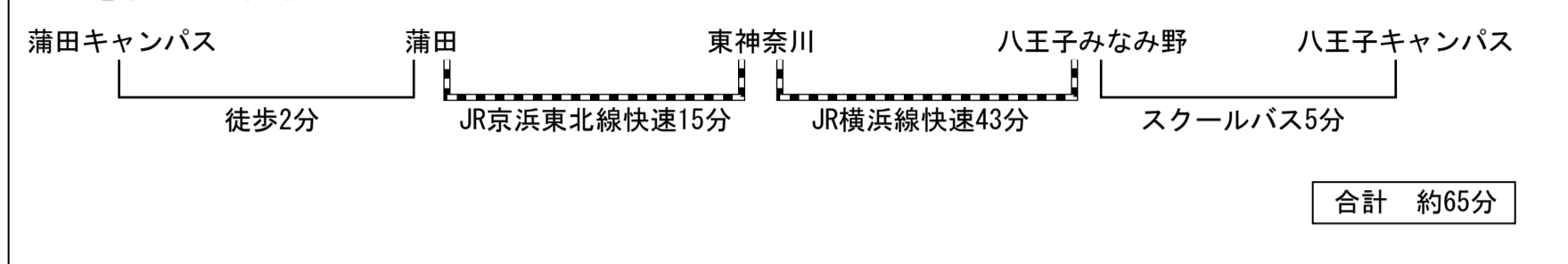
○ 校地面積 357,465.41 m²
 (校地面積 381,100.51 m²から、校地不算入面積 23,635.1 m²を除いた面積)

○ 校舎面積

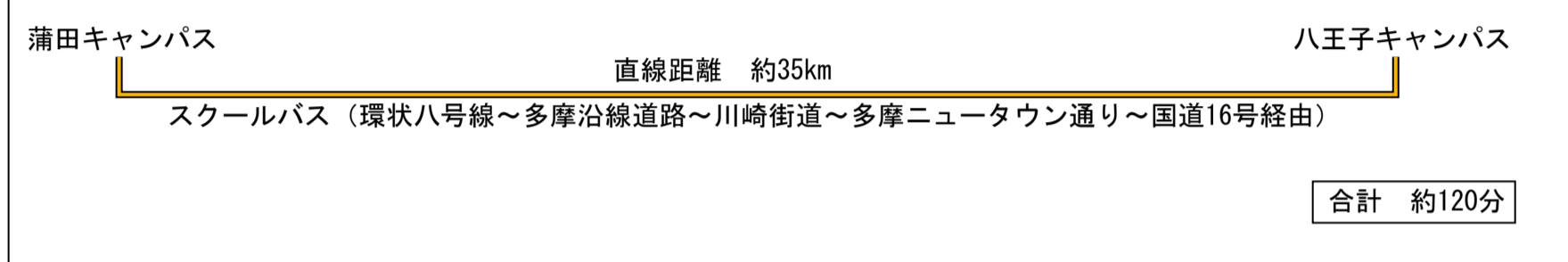
大学専用	109,874.350 m ²
大学・専門学校共用	931,690.660 m ²
専門学校専用	48,992.940 m ²

① サークル棟
 ② 体育館

○電車による経路



○自動車による経路



設置の趣旨等を記載した書類 目次

ア. 設置の趣旨及び必要性	1
イ. 課程の構想	5
ウ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
エ. 教育課程の編成の考え方及び特色	6
オ. 教員組織の編成の考え方及び特色	10
カ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	11
キ. 施設・設備等の整備計画	21
ク. 基礎となる学部との関係について	28
ケ. 入学者選抜の概要	28
コ. 管理運営	30
サ. 自己点検・評価	33
シ. 認証評価	34
ス. 情報の公表	34
セ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	36

設置の趣旨等を記載した書類

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 東京工科大学の沿革と教育目標

東京工科大学の母体である片柳学園は創美学園として昭和 22 年 3 月に設立され、各種学校認可を受けてテレビ技術者の養成、コンピュータ技術者の養成などから工業専門課程、芸術専門課程などを加えて、日本工学院専門学校として発展をしてきた。創設者の片柳鴻は我が国の産業の振興にはさらなる高度な技術者の養成が必要と考え、大学の創設を計画するに至った。そして、昭和 61 年 4 月東京工科大学は工学部の単科大学として開学することになった。平成 11 年 4 月にはメディア時代の到来を予測してメディア学部メディア学科を開設した。この成功によって、工学部を発展的に改組し、平成 15 年 4 月にはバイオニクス学部（現在、応用生物学部）とコンピュータサイエンス学部を開設した。さらに、平成 22 年 4 月に、デザインのマインドとスキルを実社会で役立て、持続的に発展する社会の実現に貢献する人材の育成を行うデザイン学部を開設し、同時に、近年の医療技術の進歩、人口の高齢化に伴う医療需要の増大、国民の医療への期待の増大に対応し、平成 22 年 4 月に医療保健学部看護学科、臨床工学科、理学療法学科、作業療法学科を開設した。さらに、平成 26 年 4 月に医療保健学部臨床検査学科を開設し、以上の 5 学科体制で現在まで医療分野で不足する技術者やスキルを持った人材の育成に邁進してきた。

一方、技術革新による変化に対応すべく、平成 5 年に大学院工学研究科を設置し、ついで平成 11 年にメディア学研究科を設置した。さらに、21 世紀型の知識算出パラダイムにむけて、これら 2 研究科を統合して大学院バイオ・情報メディア研究科を設置し大学院教育研究活動を実践している。この研究科では、①バイオニクス、②コンピュータサイエンス、③メディアサイエンス、④アントレプレナーに対応した 4 専攻を設置し教育・研究を行っている。

このように、本学は新しい社会のニーズを先取りした人材育成を大学ならびに大学院で行い、現在にいたっている。

2. 設置の趣旨及び必要性

東京工科大学は日本で初めてコンピュータ教育を本格的に行った大学である。現在では、全学生がノートパソコン必携とする日本で唯一の大学として知られており、学生は全員がパーソナルコンピュータ（PC）を用いた高度なスキルを修得し、プログラミングができるという特質を持っている。これからの社会では、人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）をどのようにデザイン分野で使っていくべきかが重要な課題となると考え、東京工科大学にデザイン研究科を開設し学部でのコンピュータ教育を基盤として、ICTスキルを身につけた高度なデザイナー育成を行う事を目的とする。

東京工科大学では、デザイン学部において、これらのデジタルテクノロジーを用いたスキル教育と、豊かな表現力をはぐくむ感性教育とを教育の両輪とし、「チーム力」「集中力」「提案力」「実現力」「取材力」「発想力」を学部の学びとして身に付けて、社会的に関心の高いテーマについて独創的な発想や問題解決力を持ってデザイン提案を行うことができる、「社会人基礎力」の高い学生の育成を行ってきた実績がある。

本学大学院デザイン研究科（以下「本研究科」と言う。）が定義するデザインは、実社会の課題解決と将来的な実装を目指して、研究調査によって導いた提案を豊かな発想力と造形力によって体現することである。そのため、本研究科では実現可能性に裏付けられた綿密なプランを、より高度な最新のICTを駆使したデザイン提案として広く発信できる人材を育成する。また、現代の複雑で多様な社会問題を背景とした研究テーマに取り組むために分野横断的に学修できる1専攻としているため、学生の研究テーマによってはデザインの各分野を専門とする複数の教員による指導や異なるデザイン分野の学生との学修も可能としている。

東京工科大学は「実学主義」を理念として掲げている。これは、単に「実社会で役に立つ専門の学理と技術」を学ぶだけではなく、社会や技術の変化に柔軟に対応できる人材を育成するという意味である。デザイン学部でもまたこの「実学主義」の理念に則り、人材を育成してきた。本研究科の教育もこの延長線上で新たに展開される。例えばAI（人工知能）、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）などに対応した表現スキルを開拓する教育は、国際レベルのデザインの創造には必要不可欠なものとなるであろう。

また、デザインが関わる領域の拡大に伴う、環境に配慮した生産に対する持続可能性（サステナビリティ）の問題や、人々が生活しているコミュニティにおける複合的な問題の解決、提案など実践的なテーマが、デザインの分野でも今後一層重

要なものとなってくると考えられる。

したがって、こうしたテーマを科目として取り扱うことにより、倫理性や社会性のあるデザイン思考を修得することによって、社会に混在する問題解決にあたる発想力を鍛え、ICT を活用した豊かな発想によって表現できる人材、すなわち理論と、実践の懸け橋となる人材の育成が必要となってくる。

近年のデザイン教育でも新たな現代社会の問題に対応する教育を行っているが、これまでの長く培われてきた表現主体の“ものづくり”が重視され、リアルな画像や実体を成果物として制作する傾向が強かった。または基礎表現（デッサン、色彩構成・造形）の修得を重要視し、卓越した表現力と発想の精緻さが評価の基軸とされ、ときに数値化が不可能な感覚評価が、デザイン教育の評価基準として現場で散見された。これらのデザイン教育は絵画や彫刻などの造形教育と同様の価値観に基づくものであるが、本研究科ではこうした従来のデザイン教育に加え、デザイン学部での実績を土台に、高度なデザイン思考や高水準の ICT を活用したデザイン教育を独自に展開する。

これからのデザインには、そうした“ものづくり”とは別の指向として、デザインのプロセスとなるマネジメント・プランニング・プレゼンテーションがより重要となっていくものとする。とりわけ、優れた発想力と実現可能性に裏付けられた構想によるプランニング能力の開発は、成果物としての“もの”の制作能力以上に重要になってくるため、優れたマネジメントに基づく綿密なるプランを立案し、実装された形でプレゼンテーションする人材の教育こそが強く望まれる。

本学デザイン学部では、2 コース（視覚デザイン、工業デザイン）4 専攻（視覚デザイン、映像デザイン、工業デザイン、空間デザイン）の教育課程を採用しており、研究室も専攻別に分けられ、各専攻の研究室に複数の教員が配属されている。この研究室単位の指導体制は本研究科でも継続され、学生はいずれかの専攻の研究室に所属しつつ、個々の研究テーマに応じて他の研究室の教員からも指導を受けることになる。この指導体制によって、学生が特定の1 教員の研究室に所属し、もっぱらその教員の指導を通じて行われる従来のデザイン教育では得られなかった広範な視野を獲得し、実社会の課題解決と将来的な実装を目指した提案を体現する力を身につけることが可能になる。

また、こうしたデザイン思考は国内に限られたものではなく、広く国際的に行われるべきものとする。そのためには、語学力、表現力、とりわけ事実上の世界共通言語である英語力の充実をはかるため、入学者選抜では英語による口頭試

問を実施し、また各授業において世界の最先端のデザイン状況を常に認識させ、立案したプランを国際的な場でプレゼンテーションすることができる ICT スキルを身につけることもまた、必要不可欠な課題である。従って各演習では、通常的能力としてのデザインスキルのみならずグローバルな発表ができ、広く学外へ公開する実践力をもつ人材を育成していきたい。

例えば本学デザイン学部においては、3年前からドイツ BMW 本社のデザイン部門 クリエイティブディレクターを客員教授として招聘し、集中講義とデザイン演習を行って国際的な観点からデザイン思考のできる人材の育成をはかっている。本研究科においても、国際社会で活躍する人材による演習によって、国際的な場でも通用する先進的なデザイン思考能力を高めていきたい。

先進的なデザイン教育の例として、視覚デザインでは、平成 29 年度より、産官学連携の教育プログラム「大田区の観光デザイン」をテーマとした、ICT の技術に裏付けされた AR (拡張現実) アプリケーションの開発と、それら視覚、映像デザインを駆使して、来区者と地域の認知度向上、移動の簡易化のための問題解決などの提案を開始している。近年、日本の玄関口として発展を遂げる大田区、羽田空港が同区内にあることからインバウンドの増加が著しい東京で、実践的な ICT デザイン教育を生かした観光客への提案が、自治体、地域の企業からも期待されているなど、本研究科に対する大田区の要請も出されていることから、大学院の学生による継続的な取り組み、研究企画への展開が期待されている。

また、工業デザインでは、すでに学内の共同研究プロジェクトとして「3D プリンターを活用したデザインモデルの研究開発 (平成 28 年 8 月～平成 30 年 3 月まで)」をテーマとした研究活動を行った。ここでは 3D モデリングソフトと、3D スキャナー、3D プリンターなどのデジタル機材を駆使し、デザインモデルの多角的な検討や、プロトタイプを簡便に構築する研究成果を挙げた。また学内の教育プログラムである「プロジェクションマッピングを活用した空間演出デザインの提案」も進行中で、ここでは従来の空間デザインの手法に VR (仮想現実) を含めたプロジェクションマッピングの要素を加えることで、複眼的でクリエイティブな提案ができるようトレーニングを行い、空間プランニング能力を養うのに効果的であることが検証できている。

本学デザイン学部でのこれらの成果と実績をベースに、本研究科における教育では、デザイン思考に基づいた ICT (情報通信技術) や IoT (Internet of Things) などの先進的な技術との融合を試み、近未来の生活環境を見据えた新しい概念を持つプロダクト製品の提案や、公共空間やイベント会場における斬新な

空間演出のプランを提案できるような人材の開発を行い、時代を担う先進的なスキルを身につけたデザイナーの輩出を目指す。

以上の本研究科の教育目標は、芸術教育を基礎としたカリキュラムの展開に加えて、4年間の学部教育だけでは不可能な高度なデジタルテクノロジーと、専門的な理論の学修を目的とするため、本学の学部教育では達成が難しい高度なICTを用いたデザイン思考が大学院という専門的研究の場においてこそ初めて可能なものになるため本学大学院デザイン研究科を設置することとした。

・ディプロマポリシー

本研究科において所定の期間在学し、本研究科の教育研究の理念に沿って設定した授業科目を履修すること、基準となる単位数以上を修得し、本研究科が行う修士論文・制作の審査に合格して、課程を修了することが学位授与の要件である。

なお、本研究科においては、以下の能力を身につけた者に対して学位を授与する。

- (1) 先進性のあるデジタルスキルによる実装を目指して具現化し、それをもとにした説明能力、研究能力を持ち得ていること。
- (2) デザインの分野で幅広く活躍ができる実践的な職業人として、国際的な場でも十分に通用する高度なコミュニケーション能力を持ち得ていること。
- (3) 研究の遂行におけるマネジメント能力を身につけていること。
- (4) 論理的な思考をベースに、分析・評価能力を駆使し、実現可能性に裏付けられたプランニング能力を持ち得ていること。
- (5) 実社会の課題に対してICTを駆使した豊かな発想力と確かな造形力による問題解決力を持ち得ていること。

イ．課程の構想

本研究科デザイン専攻においては、人材養成目的並びに教育目標に基づき、先端的なデジタルテクノロジーによって裏付けられたデザイン思考能力の育成に注力する。

本研究科デザイン専攻の教育目的は、いわば、実社会で活躍することを目的とした専門的人材の養成である。したがって、そのため現時点では、博士課程を構想せず、修士課程において先端的で充実した実学教育を行う事に専心する。

ウ．研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1．研究科、専攻の名称及び学位の名称

社会的なテーマに対応し得るデザインを総合的に研究する学科であることから、研究科の名称を「東京工科大学大学院デザイン研究科」とする。また、研究科では専攻分野での研究を基盤とするが、分野やコースに分かれずに横断的に授業を進めることから、専攻名には分野を付さずに「デザイン専攻」とし、デザインに特化した研究に対して授与する学位であることから学位名称を「修士（デザイン）」とする。

2．英語の名称

本研究科、専攻、及び学位の英語表記は以下の通りとする。

東京工科大学大学院デザイン研究科：

Graduate School of Design, Tokyo University of Technology

修士課程デザイン専攻：

Master's Program in Design

修士（デザイン）：

Master of Design

エ．教育課程の編成の考え方及び特色

1．教育課程編成の基本方針

本研究科の設置の趣旨及び教育目的を達成するために必要な授業科目及び研究指導を体系的・組織的に展開する教育課程を編成する。

（資料1：カリキュラム デザイン研究科デザイン専攻）

教育課程の編成にあたっては、デジタルテクノロジースキルの表現手法を活用しながら、より専門性の高い表現を実社会の問題解決となるデザイン提案として、研究成果を広く発信できる人材の育成を基本方針とする。

基礎となる学部では感性教育とスキル教育の修得を基盤としたうえで、より専門性を深めるために3年次に「視覚デザインコース」と「工業デザインコース」のどちらかを選択し、最終的に「視覚デザインコース」は「視覚デザイン専攻」「映像デザイン専攻」から、「工業デザインコース」は「工業デザイン専攻」「空

間デザイン専攻」から1専攻を選択する教育課程としている。

本研究科は学部での4専攻の研究のうえに立って、現代の複雑で多様な社会問題を背景とした研究テーマに取り組むために創造的で分野横断的に学修できる1専攻としている。またテーマによっては他の大学院研究科の異分野との協働による学修も可能である。

本研究科では、学部の視覚デザインコースをベースにした「ビジュアルクリエイション」と工業デザインコースをベースにした「インダストリークリエイション」のいずれかの専門科目を選択科目とし、より高度で最先端テクノロジーを用いた「デジタルデザインスキル」の修得、今日世界共通の課題である持続可能型社会や人々が生活しているコミュニティの問題等国際的な事例をふまえた学修と各科目でのプレゼンテーション等の実践的指導によるカリキュラムを履修しながら、自ら研究するテーマを定め、豊かな創造性による最先端デジタルテクノロジーを活用した表現の研究を行うことを主眼として教育課程を編成する。

なお、「デザイン研究企画」（1年次前期）においては、研究企画レポートの英文ドラフトの作成指導、また「デザイン研究Ⅰ」（1年次後期）、「デザイン研究Ⅱ」（2年次前期）、「デザイン研究Ⅲ」（2年次後期）においては、修士論文・修士制作を英語で発表するための指導を、指導教員と英国等の欧米に留学経験があり、国際的な場で発表経験のある教員との連携により継続的に行いながら、国際的な場で研究発表できるコミュニケーション能力を身につける。

さらに、本学部が加盟している国際連盟 Cumulus (International Association of Universities and Colleges of Art, Design and Media) (資料2: 国際連盟 Cumulus 加盟証書写し) や各教員が所属する学会、研究会等の国際的な研究発表の場や展示会等との交流を通じて、国際的な情報を広い視野で取り入れる力を高めていく。

2. カリキュラムポリシー

本研究科は実学の教育と研究を重視し、持続可能な社会の構築に貢献する科学技術等の発展を先導するとともに、国際的な教養と豊かな人間性、高い倫理性、創造性と高度な専門能力、高度なコミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力、国際的な場で研究発表できるコミュニケーション能力を兼ね備えた人材を育成する。具体的には以下のカリキュラムポリシーに沿って教育を行う。

- (1) 現代の複雑で多様な社会問題に対して、先進性のあるデジタルスキルを使った実装を目指した研究を実行できる力を養う。
- (2) デザインの分野で幅広く活躍できる、国際的な場でも十分に通用する高度なコミュニケーション能力を身につける。
- (3) 研究調査によって導いた提案を最新のデザインの情報や複数の教員、学生との横断的な学修によって研究を遂行するマネジメント能力を養う。
- (4) 論理的な思考をベースに、調査・分析・評価・検証によって実現可能性に裏付けられたプランニング能力を養う。
- (5) 実社会の課題に対して ICT を駆使した豊かな発想力と確かな造形力による問題解決力を養う。

このカリキュラムポリシーを基に、複数の科目が関わることで各科目を体系的に配置し、教育課程の編成を行うものである。

- (1) 現代の複雑で多様な社会問題に対して、先進性のあるデジタルスキルを使った実装を目指した研究を実行できる力を養う。
「デジタルデザインスキルⅠ・Ⅱ」、「サウンドとデザイン」、「ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ」、「インダストリークリエイションⅠ・Ⅱ」、「コミュニティとデザイン」、「サステイナブルデザイン」、「デザイン特論」
- (2) デザインの分野で幅広く活躍できる、国際的な場でも十分に通用する高度なコミュニケーション能力を身につける。
「デザイン研究企画」、「デザイン研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- (3) 研究調査によって導いた提案を最新のデザインの情報や複数の教員、学生との横断的な学修によって研究を遂行するマネジメント能力を養う。
「デザイン研究企画」、「デザイン研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「デザイン特論」
- (4) 論理的な思考をベースに、調査・分析・評価・検証によって実現可能性に裏付けられたプランニング能力を養う。
「ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ」、「インダストリークリエイションⅠ・Ⅱ」、「デザイン研究企画」、「デザイン研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- (5) 実社会の課題に対して ICT を駆使した豊かな発想力と確かな造形力による問題解決力を養う。
「デジタルデザインスキルⅠ・Ⅱ」、「サウンドとデザイン」、「コミュニティとデザイン」、「サステイナブルデザイン」、「ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ」、

「インダストリークリエイションⅠ・Ⅱ」

- ・「専門科目」では主にデザインに必要な専門的な理論や方法を講義と演習によって段階的に学ぶことで実践力を養う。講義科目の「デザイン特論」（1年次前期必修）では、社会とデザインの関係による最新のデザインの動向、理論、方法論について、各デザイン分野を専門とする教員のオムニバス授業によって学ぶ。また「コミュニティとデザイン」（1年次後期選択）、「サステイナブルデザイン」（2年次前期選択）では、現代の複雑で多様な社会問題とデザインの可能性について学ぶ。また演習科目の「ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ」（1年次前期・後期選択必修）と「インダストリークリエイションⅠ・Ⅱ」（1年次前期・後期選択必修）では専門領域における研究に必要となる理論やデジタルスキルを用いた表現手法を修得する。「ビジュアルクリエイション」の「ビジュアル」は視覚デザイン領域をもとに、従来の印刷系の平面デザイン領域に加え、「映像」「音声」を駆使した複合的な領域を示すビジュアルデザインとして、社会への提案に向けたクリエイション（創造）することを重視し、学部の視覚デザイン専攻とは異なる新規性と実際の授業内容に則した名称である。「インダストリークリエイション」の「インダストリー」は、工業デザイン領域をもとに、従来の工業デザイン領域に加え、「AI」や「IoT」技術を駆使した複合的な領域を示すプロダクトデザインに加えて、社会への提案に向けたクリエイション（創造）することを重視し、学部の工業デザイン専攻とは異なる新規性と実際の授業内容に即した名称である。

「デジタルデザインスキルⅠ」（1年次前期必修）、「デジタルデザインスキルⅡ」（1年次後期選択）では、現代の様々なICTとデザインのつながりによって必要不可欠なプログラミング、システム等の実践を通して実装を目指せるスキルを修得する。さらに「サウンドとデザイン」（2年次前期選択）では、各分野とつながるデザインにおける音の効果を学び、実践的なスキルを修得する。

- ・「研究プロジェクト科目」では、「専門科目」の学びをふまえて、自らの研究テーマを意識したプロジェクト実習を行い、論文指導も含めて理論と実践に基づき研究を深める。また研究テーマによってはデザインの各分野を専門とする複数の教員による指導により、多角的な視野により調査・分析・評価・検証によって実現可能性を探り、具体的なプランニングと研究を遂行できるようにマ

ネジメント能力を強化する。「専門科目」による先進的な理論とデジタルスキルの学修を通して、デザイン思考に裏付けられた発想と造形による問題解決に導く。さらに、修士論文・修士制作を英語で発表するための指導を、指導教員と英国等の欧米に留学経験があり、国際的な場で発表経験のある教員との連携により継続的に行い、国際的な場で研究発表できるコミュニケーション能力を身につける。

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織編成の基本的考え方

教員はそれぞれの教育・研究分野において、教育実績、研究実績、実務経験について高いレベルを有する専任教員を配置することを基本とする。

個々の教員の配置にあたっては、基本的に学部での視覚デザインコースの教員をビジュアルクリエイション、工業デザインコースの教員をインダストリークリエイション、スキル演習の教員をデザインスキルというように学部での教員配置に基づいているが、専門性に偏らない横断的な教育、研究指導による学生の育成を行ってきた教育実績がある教員を配置している。

2. 教員配置（職位・学位・業績・年齢構成）

教員組織は、専任教員 16 名で編成し、職位は教授 7 名、准教授 3 名、講師 6 名を配置する。職位別の平均年齢については、教授が 55 歳、准教授が 47 歳、講師が 41 歳であり、年齢に偏りが無いよう、配置している。なお、いずれの教員も十分な業績や経験を有している。

また、就業規則（資料 3：就業規則（抜粋））において、本学の定年年齢は 65 歳と定めているが、同規則には、学部、大学院等の新設に伴い採用される教員については、採用時に 65 歳を超えているか又は完成年度前に定年年齢に達する場合であっても、定年年齢の 65 歳にかかわらず、完成年度の年度末を定年とする旨を併せて規定している。なお、完成年度後に向けては、新たな教員の採用を計画的に行うとともに若手教員の育成にも力をいれ、教員組織に問題がないようにする。

カ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 修了までのスケジュール

資料4のとおり、学生が研究を効果的に進められるように、入学から修了まで計画的に指導教員を中心に2年次の修士制作及び論文作成に向けて研究指導を行う。なお、研究指導は、次に示すスケジュールで行う。また、講義等の時間割は、TAとして活躍できるよう午前の時間帯で開講するように配慮し、資料5の通りとなっている。

(資料4：入学から修了までのスケジュール)

(資料5：時間割(デザイン研究科))

(1) 履修ガイダンス(入学後)

大学院に入学した大学院学生(以下「学生」と言う。)にガイダンスにおいて、修了要件や各科目の配置等の説明、履修方法、指導方法の説明を行う。学生は、希望する研究分野、指導教員を申請し、研究科委員会により入学時に提出された研究計画書をふまえ、研究分野に適する指導教員を決定する。また他分野を学んできた学生が入学した場合についても不足する分野の確認を行い、学部の科目の履修指導を行う。

(2) 研究テーマの検討(1年次4月～6月)

学生は、1年次前期に行われる「デザイン研究企画」での学びのなかで、研究テーマを考察、検討し、研究企画レポート案を作成し、指導教員は、学生の考えや求める研究内容をふまえ、適切な研究テーマの設定が行えるよう指導する。

(3) 「デザイン研究企画」 中間発表(1年次6月)

学生は、1年次前期の中盤に研究テーマを決定し、研究企画レポートの中間発表会でプレゼンテーションを行う。

(4) 研究テーマの検討及び計画(1年次6月～7月)

中間発表の内容における課題及び修正等の助言をし、研究内容の再調整を行い、各自の研究テーマに基づいたレポートの作成を行う。また英文ドラフト作成指導を、国際的な場で発表経験のある教員と指導教員が連携して行う。

(5) 「デザイン研究企画」 最終発表(1年次7月)

中間発表での修正とさらなる各自の研究テーマに基づいたレポートをプレゼンテーションルームにおいて最終発表を行い、レポートを提出する。またこの段階で、研究指導に適した副指導教員を決定し、論文指導教員含め、連携して指導を行う。

(6) 修士論文の執筆開始（1年次10月）

1年次前期の「デザイン特論」、「ビジュアルクリエイションⅠ」、「インダストリークリエイションⅠ」、「デジタルデザインスキルⅠ」での学びを通じて、研究テーマにかかわる思考を深め、また表現やスキルの検証を重ねて、修士論文の執筆を開始する。合わせて作品制作も進める。

(7) 「デザイン研究Ⅰ」 中間発表（1年次11月）

学生は1年次後期中盤に、これまでの各自の研究テーマに基づいた作品及び論文の進捗を発表する。指導教員は副指導教員、論文指導教員、英語による発表指導教員と連携して指導を行い、研究の内容について課題の対応、助言等を行い適切に指導する。

(8) 1年次研究発表・「デザイン研究Ⅰ」 最終発表（1年次3月）

学生は、研究科が開催する全教員・学生が出席する発表会で、1年次に制作した作品・論文を発表する。指導教員及び副指導教員は、発表会で指摘、アドバイスされた点をふまえ、対応を検討し、2年次につなげる。

(9) 研究の継続と構想（2年次4月）

2年次前期に行う「デザイン研究Ⅱ」において自らが進めてきた研究内容を最終的な成果として発表することをふまえて構想を練り、指導教員、副指導教員、論文指導教員、英語による発表指導教員連携のもと指導する。

(10) 「デザイン研究Ⅱ」 中間発表（2年次6月）

学生は、2年次前期の中盤に研究の構想をふまえて、現在の経過と成果の発表を行う。指導教員は、発表内容にかかる課題等を指摘し、作品制作修士論文の完成にむけて指導する。

(11) 作品制作・修士論文作成（2年次6月～7月）

学生は中間発表の内容を受け、論文指導教員のもと研究を体系的にかつ理論を深め、指導教員、副指導教員のもと先端技術も駆使しながら実装を目指した提案に向けた制作を実践する。

(12) 「デザイン研究Ⅱ」 最終発表（2年次7月）

中間発表での修正、さらなる検証に基づいた作品及び修士論文の発表を行う。

(13) 修士論文の作成等の指導（2年次8月～10月）

学生は、中間発表までの成果をもとに修士論文等の作成について、論文全体の構成やデータの分析方法、図表、図版、引用文献の記述等、論文全体の適切な指導を受ける。また作品についての体系的で理論的な内容と完成までの具体的な指導と英語による発表についての指導も受ける。

(14) 「デザイン研究Ⅲ」 中間発表 (2年次10月)

学生は2年次後期中盤に、これまでの各自の研究内容に基づいた作品及び論文の中間発表を行う。指導教員は副指導教員、論文指導教員、英語による発表指導教員と連携して指導を行い、研究の内容について課題の対応、助言等を行い適切に指導する。

(15) 主査・副査の決定 (2年次12月)

研究科委員会は、学生の研究成果である修士論文等を審査する主査1人、副査2人を調整・合議のうえ決定し、学生に通知する。

(16) 最終発表会 (2年次2月)

学生は、最終発表会として、修士作品及び論文を学内にて公開で行い、学生は修士作品及び修士論文を提出する。

(17) 合否判定

提出された作品及び論文審査会をもって、本研究科の最終試験とし、作品及び論文審査会は、作品及び論文審査会の結果を踏まえて審査をし、「修士作品及び修士論文審査結果報告書」を研究科委員会に提出する。研究科委員会は、主査及び副査による修士作品及び修士論文の審査の判定結果及び当該院生の単位取得状況により、修士課程の合否を判定する。

(18) 修士課程の修了及び学位の授与

2. 年次ごとの教育方法

(1) 1年次

1年次授業においては、「デザイン特論」、「デジタルデザインスキルⅠ」、「デザイン研究企画」(前期)、「デザイン研究Ⅰ」(後期)を必修としており、幅広いデザインの領域や専門的な知見や理論、そして先進的なデジタルテクノロジースキルの修得を目指して指導教員のもと論文指導教員、英語による発表指導教員あるいは周辺領域に精通した教員等と個別に研究テーマの策定と現場でのリサーチを重ね、最終的な論文及び制作につながる教育、研究指導を行う。

「視覚デザイン系」の1年次選択必修科目「ビジュアルクリエイションⅠ」(前期)及び「ビジュアルクリエイションⅡ」(後期)では、視覚、映像デザイ

ン領域における将来のビジュアルコミュニケーションの在り方について、東京工科大学の持つスキルである情報通信技術（ICT）に先進的な理論と、技術を駆使したデザイン領域の表現を前提として、社会に混在する問題を解決するべく、実践的なテーマの策定から修了研究へ昇華するための指導をする。具体的には「ビジュアルクリエイションⅠ」においては、公共施設にある既存インフォメーションに対する問題解決への提案を手がかりとしたインフォグラフィックス（情報の可視化）、デジタルサイネージ（ディスプレイによる情報表示）を用いた情報の視覚・映像化を試作へ展開するというデザインの指導を行う。「ビジュアルクリエイションⅡ」では、大田区における観光デザインの企画提案に向けた本研究科独自の拡張現実（AR）アプリケーションソフトの開発、インバウンド対応のための多言語インフォメーションの表示方法を構築、さらに仮想現実（VR）による使用イメージのプレゼンテーション実施など、実際に求められるユーザーインターフェイス（UI・端末と使用者の伝達方法）においてもデザインの完成度を高め、その成果は人工知能（AI）の感情育成エンジンによるユーザー評価やフィードバックを活用するなど、デザイン学部で先行して実施している教育プログラム「大田区の観光デザイン」をさらに高度なものとして発展させた、大学院に相応しいメディア活用が期待される。

「工業デザイン系」の1年次選択必修科目である「インダストリークリエイションⅠ」及び「インダストリークリエイションⅡ」では、工業デザイン、空間デザイン領域に関して、将来の産業社会や生活環境を見据えて問題提起をした上で多角的に調査、分析を重ね、解決につながる提案ができるようにプランニング能力の向上を図る。特に、工業デザイン領域では生活用品、家電製品、家具、照明の部門において3Dモデリングソフトや、3Dプリンターなどのデジタル機材を駆使し、プランニングからプロトタイプ制作に至るまで一連のプロセスをとおしてクリエイティブなデザイン提案ができるよう指導する。また空間デザイン領域ではインテリアデザイン、空間演出デザインの部門において仮想現実（VR）やプロジェクションマッピングなどの先端的な技術を盛り込み、プランニングからCGシミュレーションなどによる検証に至るまで、一連のプロセスを通してクリエイティブな空間演出の提案ができるように指導する。いずれも専門性が高く、実践的な内容となるが、デザイン学部の共同研究活動の一環である「3Dプリンターを活用したデザインモデルの研究開発プロジェクト（平成27年8月～平成30年3月）」や戦略的教育プログラムである「プロジェクションマッピングを活用した空間演出デザイン」の研究実績を踏まえることによって、先端的な技術を駆使し

た専門的な指導を行い、高度な工業デザイン・空間デザインスキルを備えた学生の質を担保することができる。

また、「デザイン研究企画」（前期）においては、研究企画レポートの英文ドラフトの作成指導、また「デザイン研究Ⅰ」（後期）においては、修士論文・修士制作を英語で発表するための指導を、指導教員と英国等の欧米に留学経験があり、国際的な場で発表経験のある教員との連携により継続的に行いながら、国際的な場で研究発表できるコミュニケーション能力を身につける。

(2) 2年次

2年次の授業では、1年次に履修した「デザイン研究企画」（前期）、「デザイン研究Ⅰ」（後期）において作成した研究企画書（研究企画レポート）をもとに、国際的な動向と資料の活用により、求められる社会のニーズを分析、1年次に修得した表現スキル、技術、知識を常に掲げる研究テーマと照らし合わせながら、独創的で先進的なデザイン思考による問題解決のために、あらゆる手法を駆使して具現化を目指す。そのために2年次では先進的なテクノロジーの活用と各分野の特徴を深く理解していることが必須であり、知識のみではなく技術を発揮すること、その意図を説明できることを到達目標とする。必修の科目は「デザイン研究Ⅱ」（前期）ならびに「デザイン研究Ⅲ」（後期）であるが、同2年次の専門科目「サステナブルデザイン」（前期）において、デザインの事例によって生み出される生産システムの実情を理解すること、また「サウンドとデザイン」（前期）においては、複合メディアに必須である音響効果によるアプローチと表現に不可欠なディレクションについて修得することが期待される。結果として、これからのデザイン思考で重要となる課題について、修士論文、制作を介して発展的に解決へと導くものと言える。

「視覚デザイン系」の2年次では、「デザイン研究Ⅱ」（前期）において視覚・映像デザイン分野に相応しいビジュアルデザイン領域のテーマを、研究企画レポートとして展開する。これは試作を超えた、実社会において実現可能であることが前提であり、さらに具体性に富んだ提案まで求めていく。具体的には研究企画書（研究企画レポート）から論文作成を通じて試作、制作まで高めていく指導となる。

次に「デザイン研究Ⅲ」（後期）では、「デザイン研究Ⅱ」における研究テーマの深化、具体化、さらに国際的なデザインの先例を凌駕し、発想から制作に至るまで総合的なアプローチがデザイン研究科の修士論文・制作として相応しい

か、さらには先進的なメディアの活用とデジタルスキルの融合が提案、制作により実証できているのか、という観点から修士論文ならびに修士制作の完成を目指す。全ての面において、高度なデザイン思考が求められる研究、論文指導が展開される。

「工業デザイン系」の2年次では、「デザイン研究Ⅱ」（前期）において工業・空間デザイン分野に沿った領域のテーマを設定し、研究企画レポートとして展開する。これからの社会環境を見据え、社会が必要とする研究を行い、実現可能で具体性を伴った提案ができるように、研究計画書（研究企画レポート）から論文作成を通じて試作、制作まで高めていく指導となる。

次に「デザイン研究Ⅲ」（後期）では「デザイン研究Ⅱ」における研究テーマを深化させるために、国際的なデザインの動向や事例も含め、多角的な調査や分析を重ねながら、独自性と先進性を持ち、今後の社会環境を見据えた提案を行い、それらを修士論文ならびに修士制作へと展開、昇華させることを到達目標とする。全ての面において、高度なデザイン思考が求められる研究、論文指導が展開される。

また、「デザイン研究Ⅱ」（前期）、「デザイン研究Ⅲ」（後期）においては、修士論文・修士制作を英語で発表するための指導を、指導教員と英国等の欧米に留学経験があり、国際的な場で発表経験のある教員との連携により継続的に行いながら、国際的な場で研究発表できるコミュニケーション能力を身につける。

(3) 他分野を学んできた学生への対応

他分野を学んできた学生が入学した場合については、まず、デザイン研究科委員会にて成績証明書及び研究計画書で不足する分野の確認を行う。不足する分野がある場合は「東京工科大学大学院修士課程の学生の学部授業の履修に関する細則」に基づき、担当指導教員を通じて該当学生に科目の履修の指導を行う。さらに、その結果を担当教員が、デザイン研究科委員会及びデザイン学部教授会に報告し、了承を得てから、該当学生に科目履修の許可を通知することとする。

（資料6：東京工科大学大学院修士課程の学生の学部授業の履修に関する細則
（案））

（資料7：他分野を学んできた学生の対応について）

3. 履修モデル

本研究科は、新しい社会のニーズに対応して独創的な発想と高度で最新のテクノロジーを活用したデザインによる問題解決を具体的なプラン及び提案としてプレゼンテーションできる人材の養成を目指した教育課程を編成し、各専門領域において優れた業績を有する教員を配置することによって、学生の希望する研究テーマに応じた履修指導を行うことができる。そこで、本研究科が示す3つの人材像を想定した履修モデルを以下に示す。

履修モデル(1)

「視覚デザインコース系の学部を卒業した学生で、デジタルテクノロジーの活用により専門性の高いデザイン提案を研究する場合」(資料8)

目的は、デザイン学部視覚デザインを卒業した後、AI(人工知能)の活用による、視覚デザインとテクノロジーの可能性に向けた、様々な情報を融合させたデザイン提案の研究である。具体的には日常生活におけるAIとの共存について、これまで視覚デザイン分野で効果が期待されてきた<ビジュアルコミュニケーションデザイン>を実際に検証しつつ、既成の方式や概念にとらわれない研究テーマを進めていく。

「デザイン研究企画」においては、仮説を元に企画を立案、後期「デザイン研究Ⅰ」における制作により企画全体の評価を得ることを重要視する。「デザイン特論」では、デザインの現状を俯瞰しつつ専門的な知識について理解を深める。次に「ビジュアルクリエイションⅠ」、「ビジュアルクリエイションⅡ」により、社会へのアプローチが可能かを検証、そのための試作による提案を行う。研究プロジェクト科目である「デザイン研究企画」では、新しいデザインの理論によるアプローチについて、既存のデザイン検証のみではなく、一例として人間の感情を織り込んだデザインの企画などにAIを活用、実際に制作、検証へと進める。

2年次の専門科目では、1年次の成果をベースに、「デザイン研究Ⅱ」「デザイン研究Ⅲ」においてその研究テーマの実証を兼ねた制作と、関連する科目として「サステイナブルデザイン」を履修することで、地域環境や社会性をふまえた持続可能なシステムを考慮し、研究の成果として「デザイン研究Ⅲ」で実際に制作するまでを目標とする。

履修モデル (2)

「工業デザイン系の学部を卒業した学生で、デジタルテクノロジーの活用により専門性の高いデザイン提案を研究する場合」(資料 9)

専門科目においては、デザイン全般の最新の事例、動向について「デザイン特論」で横断的に学び、知見を広める。「インダストリークリエイションⅠ」では特に工業デザイン分野の先進的な表現について多角的な調査と分析を行い、「インダストリークリエイションⅡ」において実践的な提案とプロトタイプ制作を行う。「コミュニティとデザイン」においては、これからの工業デザインの在り方、社会的な役割について幅広く考察し、様々なデザイン提案ができる能力を養う。また「デジタルデザインスキルⅠ・Ⅱ」においては、3D データ、3 DCG、VR 作成等実際の現場でのデザイン展開をシミュレーションして分析と実験を繰り返しながら検討を行う。

研究プロジェクト科目では、専門科目により培った様々な知見を基盤に、自身で研究テーマとしてふさわしいテーマを策定し、多角的な調査や分析を積み重ねて、提案を行い、提案を具現化するための実践的な能力を磨く。

履修モデル(3)

「空間デザイン系を卒業した学生で、デジタルテクノロジーの活用により専門性の高いデザイン提案を研究する場合」(資料 10)

専門科目においては、デザイン全般の最新の事例、動向について「デザイン特論」で横断的に学び、知見を広める。「インダストリークリエイションⅠ」では特に空間デザイン分野の先進的な表現について多角的な調査と分析を行い、「インダストリークリエイションⅡ」において実践的な提案と表現手法の研究及び模型制作を行う。「コミュニティとデザイン」においては、これからの空間デザインの在り方、社会的な役割について幅広く考察し、様々な空間デザイン提案ができる能力を養う。「サウンドとデザイン」では音による演出も空間演出の要素の一つとして捉え、幅広い演出提案ができるように能力の向上を狙う。また「デジタルデザインスキルⅠ・Ⅱ」においては 3D データ、3 DCG、VR、AR 作成等実際の現場でのデザイン展開をシミュレーションして分析と実験を繰り返しながら検討を行う。

デザイン研究企画、デザイン研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの各科目では、専門科目により培った様々な知見を基盤に、自身で研究テーマとしてふさわしいテーマを策定し、多角的な調査や分析を積み重ねて、提案を行い、提案を具現化するための実践的な能力を磨く。

4. 修了研究の指導及び研究成果の審査

本研究科は、学生が新たなデザイン表現の創出とデジタルテクノロジーによる専門的研究を効果的に進められるように、入学時から修了まで計画的に研究指導を行う。なお研究指導は、修士論文及び修士制作とし、審査は別に定める「東京工科大学大学院学位規程」により行う。当該審査に当たっては、研究科委員会が3名の審査委員（主査1名・副査2名）を選出し、当該論文の審査を行う。

主査は、当該学生の修士論文及び修士制作分野に対応した教授・准教授等が当たる。

副査は、主査が推薦した本研究科の教授・准教授等2名について研究科委員会が決定する。また研究指導を次に示すスケジュールで行う。

指導教員は、1月に実施する修士論文及び修士制作の審査のための準備を指導し、修士論文及び修士作品の発表が滞りなく実施できるよう指導する。論文及び作品の審査は、審査委員による審査の結果を踏まえて審査を行い、「修士論文及び修士作品審査結果報告書」を研究科委員会に提出する。

研究科委員会は、主査及び副査による修士論文及び修士作品の審査の判定結果及び当該大学院学生の単位取得状況により、修士課程修了の可否を判定する。

（資料11：東京工科大学大学院学位規程（案））

（資料12：修了研究の指導及び研究成果の審査について）

5. 研究の単位数の妥当性について

(1) デザイン研究企画（1年次前期）では、週1コマ以上指導教員から指導を受け、幅広いデザインの領域や専門的な知見や理論をもとにして、週3時間以上の情報収集を必須とし、研究テーマを検討、決定し、研究計画書を提出する。（2単位60時間相当）

(2) デザイン研究Ⅰ（1年次後期）では、研究テーマに沿って現場でのリサーチ、試作等を重ね、論文執筆も開始する。週1コマ以上指導教員から指導を受け、研究計画書を作成し、中間発表を経て、最終発表会にて発表を行う。週6時間以上の制作及び研究時間を必須とする。（4単位120時間相当）

(3) デザイン研究Ⅱ（2年次前期）では、作品制作における研究を遂行し、作品及び論文の研究経過及び成果の中間発表を行う。その内容に基づき必要であれば、修正を行い、さらに研究を遂行する。週1コマ以上指導教員から指導を受け、週6時間以上の制作及び研究時間を必須とする。（4単位120時間相当）

(4) デザイン研究Ⅲ（2年次後期）には、作品と論文を作成し、中間発表を行い、

その後作品と論文を仕上げ、論文及び修了作品を提出、審査を受ける。さらに学内での公開発表会を行う。なお週1コマ以上指導教員から指導を受け、週6時間以上の制作及び論文作成時間を必須とする。(4単位120時間相当)

6. 修了要件

修士課程の修了要件は、2年以上在学したうえで、必修科目18単位、選択科目12単位（ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ又はインダストリークリエイションⅠ・Ⅱのどちらかは選択すること）の計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文及び修士制作の審査並びに最終試験に合格することとしている。

7. 研究の倫理審査体制

本学では、教職員の規範として「東京工科大学行動規範」を定め、教職員へ周知している。

また、「東京工科大学における公的研究費の使用に関する行動規範」及び「東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」等を定め、本学における体制の整備、コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施をはじめとする研究活動における不正行為等の防止、不正行為等に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処するための委員会の設置及び不正行為等に対する措置等に関し必要な事項を定めている。これらの規程等は、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院生、その他本学の研究費の運営・管理に係るすべての者を対象とするとともに「東京工科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め公的研究費の不正使用根絶に取り組んでいる。

なお、具体的な研究活動に関しては、人を対象とした研究における倫理の妥当性については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき「東京工科大学倫理委員会規程」において審査を行っている。さらに、動物を使用する研究の実施にあたっては、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から「動物の愛護及び管理に関する法律」、「研究機関における動物実験等の実施に関する基本指針」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等に基づき「東京工科大学動物実験実施規程」を定めており、「東京工科大学動物実験委員会規程」において審査を行っている。また、遺伝子組換え実験及び病原体を取り扱う実験についても、

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づき、「東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程」と「東京工科大学病原体等の使用及び管理に関する規程」を定めており、それぞれ、「東京工科大学遺伝子組換え実験委員会規程」及び「東京工科大学病原体等管理委員会規程」において審査を行っている。

このことから、本研究科が行う研究のうち、上記の審査が必要な研究については、事前に各委員会申請を行い、研究計画の承認を受けることとなる。

(資料 13：研究の倫理審査体制に関する規程一覧)

キ. 施設・設備等の整備計画

1. 校地・運動場の整備計画

本研究科の教育及び研究は、蒲田キャンパス 3 号館で行う。蒲田キャンパスは、東京駅から 20 分、新宿駅から約 30 分の JR 蒲田駅を最寄駅とし、同駅からは、徒歩 2 分の距離に位置しており、都内はもとより、関東圏内からの通学を可能とする恵まれた立地条件となっている。なお、3 号館 12 階には面積 1200 m²の学生ラウンジがあり、インターネットラウンジや女子学生のための、面積 77 m²の女性専用ラウンジや屋上庭園も設置し、都心型キャンパスに相応しい学生の憩いの場を確保している。

蒲田キャンパスでは、運動場を校地と同一敷地内に有していないが、学生の課外活動や運動、レクリエーションの場としては、八王子キャンパスを最大限に活用している。

同キャンパスには、400mトラック総合グラウンドがあり、同グラウンドのフィールド内には人工芝を敷設し、陸上競技の他に、サッカー等の球技スポーツを楽しむことができる。また、同グラウンドに隣接している体育館には、バスケットコート 3 面の広さを有するアリーナやメディカルフィットネスセンターを整備している。

その他の運動施設としては、全天候型テニスコート 5 面や広さ約 5,770 m²を有する多目的グラウンド、50m公認屋外プールを整備しており、季節に合わせた運動の場も提供する。

また、40 のサークル室を有するサークル棟を活用することにより、八王子キャンパスにおいて快適な課外活動をおくれるものと確信している。

これら八王子キャンパスの諸施設を活用することにより、学生の正課外の活動の場を提供するとともに、蒲田・八王子キャンパスの学生間交流が活発に行われることも期待できるなど、学生の福利厚生や充実した学生生活を可能としている。

【蒲田キャンパス学生が八王子キャンパス諸施設を活用するための配慮】

上述の学生の課外活動や運動、レクリエーションの場として八王子キャンパスを活用するにあたっては、JR蒲田駅から八王子キャンパスの最寄り駅である八王子みなみ野駅まで、横浜線の快速を利用すると約1時間で移動することができ、八王子キャンパスは、八王子みなみ野駅からスクールバスで約5分の距離に位置していることから、この立地条件を考えると、授業や研究終了後等であっても十分に八王子キャンパスを活用することができる。

また、八王子キャンパスで所有しているスクールバスを活用することにより、蒲田キャンパスと八王子キャンパスを結ぶバスを運行し、学生の利便性の向上を図るとともに、蒲田キャンパスで学ぶ学生にとって不利益が生じないように配慮する。

バスの運行については、学生から希望があれば運行することとしている。

2. 施設・設備等の整備計画

(1) 教員研究室の整備

教員の大半が大学院と学部を担当することになるので、教員研究室は現状の通りとする。専門科目の教員については、担当分野が関連する3~4名の教員で共同の研究室(69㎡~80㎡)としている。これにより教員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、指導協力体制を確保し教育や研究の水準を図っている。基礎分野担当の教員については個室研究室(17㎡~19㎡)であるが、部屋の前にラウンジを用意して、他の教員や学生とコミュニケーションを図れるようにしている。

(2) 教室等の整備

講義や演習を行う教室については、3号館2階・3階・10階にある一般教室を使用する。資料5の時間割のとおり、学部の授業等に影響がなく使用できる。演習科目における教室の状況は以下の通りとなっている。

- ・ビジュアルクリエイションⅠ・Ⅱ

使用する 31016 教室にはプロジェクターと大型スクリーン及び無線 LAN が完備されており、想定される様々な授業形態に対応できる。課題制作、アプリケーションソフト講習は学生が持参するノート PC を使用する。

- ・インダストリークリエイション I

使用する 31017 教室にはプロジェクターと大型スクリーン及び無線 LAN が完備されており、想定される様々な授業形態に対応できる。事例の考察には学生が持参するノート PC を使用する。課題の発表会にはプロジェクター及びスクリーンを活用する。

- ・インダストリークリエイション II

使用する 31017 教室にはプロジェクターと大型スクリーン及び無線 LAN が完備されており、想定される様々な授業形態に対応できる。課題の提案には学生が持参するノート PC を使用する。モックアップ制作は、教室内のフリースペース（約 30 m²）に可動式テーブルを設置して行う。課題の発表会にはプロジェクター及びスクリーンを活用する。

- ・デジタルデザインスキル I ・ II

使用する 31013 教室及び 31016 教室は、PC によるプログラミング作業に適した机が完備されている。教員のレクチャー及び課題の発表には教室内に既存するプロジェクターとスクリーンを活用する。

- ・サウンドとデザイン

使用する 30202 教室は、PC による音楽制作やプログラミング作業に適した机が完備されている。課題制作は学生が持参するノート PC を使用する。ワークショップ形式の授業は、教室内のフリースペース（約 30 m²）に可動式テーブルを設置して行う。課題の発表会には教室内に完備されているプロジェクター及び大型スクリーンを使用する。

また、図書館や医務室についても、学部学生と同様に使用することができることとする。なお、3 号館は同一法人の日本工学院専門学校と共用であるが、教室、実習室はすべて別々となっている。

(3) 大学院の研究室の整備

大学院生が使用する研究室については、現状の 14 階の学部で使用する専門演習フロアの、「専門演習室 1」と「専門演習室 3」それぞれの専門演習室をパーテーションで仕切り、工業デザイン系、視覚デザイン系の大学院生の研究室を設ける。

2つの演習室は同じ床面積と同じ形状をしており、使用方法も机を配置した授業実施領域と物品の保管領域とに分けて利用しており、その保管領域 57.75 m²の部分を固定式の壁で区切って使用する。なお、その保管領域にある物品については他の保管領域や倉庫に移動が可能であり学部の授業への影響はない。

これにより一人 5.7 m²での使用が可能であり、工業系はプロトタイプや模型制作程度の、視覚系は大判出力紙の加工程度の環境を整備する。また工業デザイン系については、同フロアの専門演習準備室（31402）に専門ソフトがインストールされている PC や 3D プリンターを設置し、視覚デザイン系については撮影スタジオに専門的な映像デジタル機材を備え、高度で先進的な研究を可能にする環境を整備する。

また本学の共有スペースである 11 階のプレゼンテーションルームには、大きなスクリーンとプロジェクター 2 台が常時設置、使用できる環境であり、映像の上映のほかさまざまなプレゼンテーションを実践できる場として活用できる。さらに VR（仮想現実）、AR（拡張現実）などの多様なシミュレーションも行うことができる。この部屋を活用することにより、高度で先進的な研究、成果の発表・発信を積極的に行うことができる。（資料 14：施設の整備計画）

なお、施設・設備については 1 年次から研究を開始し、2 年次に引き続き研究を行うことから、開設前に整備する。

主な機材

- Roland MODELA PRO II
- VR ヘッドマウントディスプレイ
- 27 インチ iMac Pro Retina 5K ディスプレイモデル：3.2GHz
- 27 インチ iMac Pro Retina 5K ディスプレイモデル：3.2GHz（教育機関向け MQ2Y2J/A）
- 15 インチ MacBook Pro 2.9GHz クワッドコア Intel Core i7
- 12.9 インチ iPad Pro（教育機関向け MPKY2J/A Wi-Fi 512G）スペースグレイ
- 12.9 インチ iPad Pro 用 Apple Pencil（教育機関向け MKOC2J/A）
- 12.9 インチ iPad Pro 用 Smart Keyboard（教育機関向け MJYR2AM/A）
- 27 インチ iMac Pro Retina 5K ディスプレイモデル：3.4GHz（教育機関向け MNE92J/A）
- Pepper

(資料 15 : 同一法人設置校 日本工学院専門学校の校舎基準面積の算出)

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書等の資料の整備計画

図書・視聴覚資料等はデザイン学部で既に整備しているものを十分に活用し、その上で大学院生の教育・研究上必要となる専門的な図書を新たに整備する。

なお、図書については、デザイン系の和書 10,505 冊、洋書 913 冊が整備されており、新たに以下の冊数の図書を整備する。

図書の整備			単位：冊
申請 年度	開設 年度	完成 年度	合計
249	52	52	353
(6)	(2)	(2)	(10)

() は洋書の冊数で内数

・主な図書

Bruno Munari

複製技術時代の芸術作品

日本・地域・デザイン史 I・II

サインシステム計画学

日本インテリアデザイン史

図鑑デザイン全史

デザイン歴史百科図鑑

世界を変える「デザイン」の誕生

プロジェクションマッピングの教科書

誰のためのデザイン

デザイン系の学術雑誌は 71 誌をすでに購読している。これらは、平成 22 年度のデザイン学部設置以降に購入したもので比較的新しい。大学院学生にとっ

ても、有効に活用できる内容となっている。デザイン研究科設置に伴い新規に購読を行わなくとも十分に充足している状況である。

・主な学術雑誌

World of Graphic Design
DOMUS
Computer Graphic World
デザイン学研究
建築と社会
映像学
日本写真学会誌
日本建築学会計画系論文集
都市計画
新都市
Journal of Design History

電子ジャーナルは、この分野は他の分野に比べコンテンツが比較的少ないことから下記の5誌である。これらは、平成22年度のデザイン学部設置以降に購入したもので比較的新しい。大学院学生にとっても、有効に活用できる内容となっている。また、大学全体では106誌を購読しており、これらを本専攻の大学院学生は閲覧できるため、デザイン研究科設置に伴い新規購読を行わなくとも十分に充足している状況である。

・電子ジャーナル

October
Journal of Design History
Word & Image
JdreamIII
Oxford Art Online

デザイン系の視聴覚資料は308点を有している。これらは、平成22年度のデザイン学部設置以降に購入したもので比較的新しい。デザイン研究科の学生に

とつても、有効に活用できる内容となっている。また、大学全体では7,164点の視聴覚資料が閲覧できる環境にある。

・主な視聴覚資料

東京のモダニズム建築 1～3

生活を豊かにするデザイン

デザインフラックス 1～5

世界アニメーション映画史 1～15

デザインの楽しさ

都市デザインと街づくり

シリーズ日本のドキュメンタリー生活・文化編

シリーズ日本のドキュメンタリー産業・科学編

AFP Graphics

(2) 図書館の整備計画について

3号館4階を図書館として整備している。大学の図書館としては、4階の約半分に当たる1,500㎡のスペースに書架と閲覧席220席を配置している。また、図書、学術雑誌を効率よく配置しており、学生の利便性の向上を図っている。閲覧席エリアについては、学生個人が落ち着いた雰囲気の中で自習できるように整備しており、学生の自学意欲の向上も図っている。図書館には、視聴覚資料を視聴するためのAV機器を設置した席も個人用、グループ用として同フロアに配置し、教養系・専門系の視聴覚資料を活用した学修やリラクゼーションの場としても提供している。図書館の開館時間については、学生が有効に利用することができることや授業終了後も利用することができることを踏まえたうえで、平日の授業期間は9時15分から20時45分まで利用できるようになっており、授業期間以外も一斉休暇期間や整備期間をのぞいて9時15分から16時45分まで開館している。学生は、図書館備え付けのコンピュータを活用し、図書館蔵書検索(OPAC)により自ら必要な図書を検索することができるほか、図書館受付窓口で図書館職員に図書の検索を依頼することもできる。また、図書館システムとしては、リメディオシステムを導入しており、学生がより快適に図書館を利用できる環境を整備している。さらに、本学は、首都圏の工学系

12 大学の図書館と継続的な協力関係を結んでおり、学生は、この協力関係にある各大学の図書館を、学生証の提示のみで利用することができる。

ク．基礎となる学部との関係について

本学デザイン学部は、本学の基本理念である「生活の質の向上と技術の発展に貢献する人材を育成する」ため、デザイン学部において国際的な教養と豊かな人間性、高い倫理性、創造性と持続可能な社会の構築に貢献するデザインマインドとデザインスキル、コミュニケーション能力、論理的な思考力、分析・評価能力、問題解決力を兼ね備えた人材を育成することを目的に、感性演習とスキル演習を融合させたカリキュラムで、デザイン教育を実現。3年次からの視覚デザインコース、工業デザインコースのどちらかを選択後、コース内の2つの専攻を学んだ上で、後期ではより専門として学ぶ専攻分野を1つ選ぶ。これにより豊かな表現力を育みながら必要なデジタルテクノロジースキルを身につけ、社会的に関心の高いテーマで独創的で専門的なデザイン提案を行うことができる人材の育成を行ってきた。

本研究科では、こうした成果をさらに発展させるために学部における4つの専攻領域（視覚デザイン専攻、映像デザイン専攻、工業デザイン専攻、空間デザイン専攻）にとらわれず、現代の複雑で多様な社会を背景とした研究テーマに取り組むため、複数のデザインの分野を横断することや複合的な分野での研究を行えるように1専攻として専門科目「ビジュアルクリエイション」か「インダストリークリエイション」のどちらかを選択し、さらにはより高度で最先端テクノロジーを用いた「デジタルデザインスキルⅠ・Ⅱ」の修得により、新しい社会のニーズに対応した独創的な発想と高度で最新のテクノロジーを活用したデザインによる問題解決を提案できる人材の養成を目指す。

（資料16：デザイン学部と大学院デザイン研究科との関係）

ケ．入学者選抜の概要

1. アドミッションポリシー

本研究科においては、次の人材の養成を教育研究上の目的としている。本学の基本理念をふまえて実社会に役立つデザインに関する高度な学理と技術等の学修と研究に強い意欲を持って挑み、自己成長して実践的で高度な技術者や研究者を

めざす人。国際的な教養、豊かな人間性、高い倫理性と創造性を身につけて、持続可能な社会の構築に貢献する意欲のある人を求める。

そのため以下のような人材を求める。

- (1) 新しいデザインを探求する意欲のある人
- (2) 社会の動向をふまえグローバルな視野と多様な視点で考えられる人
- (3) 他者との連携や他分野との融合等主体的に制作や研究に取り組める人

2. 選抜体制、選抜方法

本研究科の入学者選抜にあたっては、研究科委員会において入学者選抜方針や募集要項を作成し、入学試験の実施及び合格者選考を行う。

入学を希望する者に対しては、事前に制作及び研究計画について希望する指導教員と十分な相談を行う機会を設けることとし、出願にあたってはこの事前相談を必須とする。

また選抜にあたっては、国際的な活動経験を有する教員が必ず選考に参加し、書類審査、面接試験（英語による口頭試問を含む）により総合的に判定する。

(1) 出願資格

次のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 大学を卒業した者、当該年度に卒業見込みの者、あるいは本研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 22 歳に達した者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 項の規定により専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者

⑧本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(2) 試験形態、試験内容

①学内推薦入学者選抜

本学デザイン学部を卒業見込みの者で、本研究科を第1希望とし、指導予定教員が承認した者を対象とする。制作及び研究計画書による書類審査、面接試験（英語による口頭試問を含む）により総合的に判定する。

②一般入学者選抜

出願資格を満たす者を対象とする。成績証明書、制作及び研究計画書による書類審査、面接試験（英語による口頭試問を含む）により総合的に判定する。

③社会人入学者選抜

2年以上の実務経験を有する社会人を対象とする。実務経験等を記載した履歴書、制作及び研究計画書による書類審査、面接試験（英語による口頭試問を含む）により総合的に判定する。

なお、入学者の割合としては、学内推薦入学者選抜、約50%、一般入学者選抜、約30%、社会人入学者選抜、約20%とする。

また、学内推薦入学者選抜は開設初年度のみ12月に実施予定、開設2年目以降は6月に実施予定である。そして一般入学者選抜及び社会人入学者選抜は開設初年度のみ2月に、開設2年目以降は9月と2月の2回実施する予定である。つまり、9月及び2月の一般入学者選抜は他大学院や就職活動との併願も可能としている。また、社会人入学者選抜については成績証明書に替えて実務経験等を記載した書類を提出させるので、古い成績の情報によって不利益にならないように配慮している。

コ. 管理運営

教学面における管理運営の体制としては、研究科委員会のほか、大学にかかわる重要事項を審議する機関として大学評議会を設置し、適切な管理運営に努めている。

1. 大学評議会

大学評議会は、学長を議長とし、以下の構成員により構成されている。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 学環長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 片柳研究所長
- (6) メディアセンター長
- (7) 教務部長
- (8) 学生部長
- (9) 就職部長
- (10) 事務局長
- (11) 各学部・学環から選出される専任教授各1名

大学評議会では、次に掲げる大学全般に係わる重要事項を審議し、各学部及び各研究科にまたがる事項については、大学評議会の議決をもって各学部教授会及び各研究科委員会の議決としている。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 学部、研究科等の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (4) 教員人事の方針に関する事項
- (5) 前号の方針に基づく教員人事に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (10) その他大学の運営に関する重要事項で学長が諮問した事項

開催は月1回（原則として第3水曜日、8月を除く）とし、開催日程は前期分を1月又は2月に、後期分を6月又は7月に決定する。開催日程を早期に決定し、大学評議会構成員の講義をあらかじめ調整することにより、大学評議会の円滑な運営を行う。

大学評議会では各学部や各研究科における意見等を遅滞なく審議又は報告することにより、より質の高い意志決定を可能にしているほか、下表に掲げる委員会

を大学評議会のもとに常置し、各委員会において委員会に関連する必要事項を審議することにより、大学評議会における関連事項の円滑な審議に務めている。

【表】 大学評議会に設置する委員会及び主な審議事項

委員会名	主な審議事項
自己点検・評価委員会	教育理念に基づく教育研究等の内容に関する点検・評価
入試委員会	入学試験の方針、入学試験合格者の選考
広報委員会	広報計画、各種パンフレットの体裁・内容
情報公開委員会	情報公開すべき事項及びその方法
全学教育委員会	教養教育及び専門教育等の実施
国際委員会	国際交流協定及び海外広報
環境・安全委員会	学生・教職員の安全の諸施策・啓発
メディアセンター委員会	図書業務の運営及び情報ネットワーク全般
Web 運用委員会	Web ページの企画・運用・維持・管理

2. 研究科委員会

各研究科に研究科委員会を設置する。研究科委員会は研究科長を議長とし、研究科担当の教授を構成員とするが、研究科運営の透明性及び所属教員の意識統一等を図るため、研究科長が必要と認める場合には、研究科担当の准教授、講師（非常勤を除く）、助教を出席させることができる。

研究科委員会では、次に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 論文審査に関する事項
- (5) その他教育又は研究に関する重要事項

開催は、大学評議会と同様に月 1 回（原則として大学評議会の翌週水曜日、8 月を除く）とし、大学評議会と研究科委員会の連携を図っている。

なお、教育課程の編成や論文審査に関する事項及び学生の懲戒に関する事項等については、研究科委員会に属する教授のうちの一部の者をもって構成する研究科運営委員会（学校教育法施行規則第 143 条に定める代議員会）の議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。

3. 研究科運営連絡会

各研究科には、研究科長の諮問機関として研究科運営連絡会を設置する。この運営連絡会は、研究科長、各専攻長、研究科長が指名する専任教授若干名等により構成し、研究科の運営に関する方針の策定等について検討している。

サ. 自己点検・評価

本学は基本理念を明確にし、それを実現するための教育研究等の諸活動を行うとともに、教育研究等の活動状況や目標の達成状況を把握及び評価し、その結果、目標と現状との間に乖離があれば、教育研究等の活動の改善を行っている。

本学は、この自己点検・評価を継続的に行い、基本理念に基づく教育研究等の内容を継続的に改善し、基本理念の実現を目指している。

1. 実施体制と実施方法

- (1) 自己点検・評価を行う組織として、大学評議会に設置する委員会として自己点検・評価委員会を設置し、基本理念に基づく教育研究等の内容について把握し、評価を行うこととしている。
- (2) 自己点検・評価委員会では、①教育理念及び目標に関すること、②教育組織及び教育課程に関すること、③研究組織及び研究体制に関すること、④管理運営体制に関すること、その他の事項について自己点検・評価を実施する。
- (3) 自己点検・評価委員会において、上記②の結果に基づいて大学として達成すべき目標が達成できているかについて評価を行う。
- (4) 評価結果については、大学評議会に報告し、必要に応じ学内の委員会等において、具体的な改善のための実行計画を策定し、改善を実行する。

2. 結果の公表

評価の結果については、大学として社会に対する説明責任を果たす観点から、自己点検・評価報告書を他大学に送付するとともに、本学 Web サイトで公開している。

シ. 認証評価

平成 27 年 3 月 10 日付で公益財団法人日本高等教育評価機構による第 2 回目の大学機関別認証評価を受け、同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。なお、平成 33 年度までに評価機関（未定）において第 3 回目の評価を受ける。

ス. 情報の公表

大学の教育研究活動等に関する社会的な関心が高まっているなか、大学が教育研究活動等に関する情報を社会に対して積極的に公表することは、社会的な責務である。そこで、本学は Web サイトにおいて、情報公開のページを独立で作成し、積極的な公表を行っている。

東京工科大学情報公開ページ（総合）

URL <http://www.teu.ac.jp/koukai/index.html>

1. 大学の教育研究上の目的に関すること

【学部及び学科の教育研究上の目的、研究科及び専攻の教育研究上の目的】

URL http://www.teu.ac.jp/ap_page/koukai/2015_2-1.pdf

2. 教育研究上の基本組織に関すること

【東京工科大学に設置する学部・学科及び研究科・専攻の名称】

URL http://www.teu.ac.jp/ap_page/koukai/1-1.pdf

3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

【専任教員数、専任教員の年齢構成・職位構成等】

URL http://www.teu.ac.jp/ap_page/koukai/2017_2-2.pdf

【教員組織、教員が有する学位及び業績（学部・学環別）】

※教員が有する学位及び業績について、教員個々の詳細情報を表示

URL <http://www.teu.ac.jp/gakubu/006251.html>

4. 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

【入学者に関する受入方針（アドミッションポリシー）】

URL <http://www.teu.ac.jp/gaiyou/policy/unev.html>

【入学定員・収容定員、入学者数、在学者数、社会人学生数、留学生数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、主な就職先、学位授与数】

URL http://www.teu.ac.jp/ap_page/koukai/2017_3-2_new.pdf

5. 授業の科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業に関すること

【東京工科大学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）】

URL <http://www.teu.ac.jp/koukai/19430/019432.html>

【教育課程表（学部・研究科別）】

URL <http://www.teu.ac.jp/koukai/19430/019432-2.html>

【シラバス】

URL <http://www.teu.ac.jp/gakubu/syllabus/index.html>

6. 学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関する
こと

【東京工科大学の学位授与の方針（ディプロマポリシー）】

URL <http://www.teu.ac.jp/gaiyou/policy/unev.html>

【成績評価、卒業基準（修了要件）、授与する学位】

URL http://www.teu.ac.jp/ap_page/koukai/2014_2-4.pdf

7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

【校地、校舎、実習室等の施設・設備】

URL <http://www.teu.ac.jp/campus/008044.html>

8. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること

【学部の入学金・授業料】

URL <http://www.teu.ac.jp/entrance/006272.html>

【大学院の入学金及び授業料】

URL <http://www.teu.ac.jp/grad/4669/index.html>

9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
【アドバイザー制度、ピアサポート、学修支援センター、就職・キャリア支援】

URL http://www.teu.ac.jp/ap_page/koukai/2017_3-5.pdf

10. その他

【大学学則、大学院学則】

URL <http://www.teu.ac.jp/koukai/21452/index.html>

【設置に係わる履行状況報告書】

URL <http://www.teu.ac.jp/koukai/20676/22225/index.html>

【決算・予算報告】

URL <http://www.teu.ac.jp/koukai/20676/21496/index.html>

セ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学においては、入試形態の多様化に伴う入学後の学生の学力が多様化したことに対応するため、学士の質を保証するという観点から、教員の教育力の向上を目的とした以下に掲げる組織的なFD活動を実施している。また、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化し、事務職員の職能開発が重要になる中、事務職員として求められる能力の向上を図るため、SD活動として、学内での研修会の実施や外部の研修会への参加を積極的に行っている。

1. 全学教職員会

本学では、学生の満足度100%を目指すキーワードとして「オンリーワン・ベストケア」を推進している。オンリーワンとは他大学にはないユニークな教育、ベストケアとは学生に満足してもらえる教育（学生生活含む）を目指すものである。この「オンリーワン・ベストケア」の実現のため、本学が抱える諸課題及び教育に関する方向性や方針について、全教職員が共通した認識の基に諸施策に取り組むことを目的として、全教職員で構成する「全学教職員会」を原則として月1回開催している。

2. 学生による授業評価

各学部・学環及び各研究科で開講している全授業について、学生が直接授業を評価する制度として「授業評価アンケート」を導入している。この評価結果は授業内容の改善に密接な関連をもつことから、当該教員をはじめ当該教員の所属長にもフィードバックしている。所属長は評価の結果、当該授業に関し早急に改善を要すると判断した場合には速やかに当該教員に対し、改善のための協力又は指導を行うこととしている。

3. 新任教員研修

本学に着任する教員に対し新任教員研修を実施している。この研修では、本学の理念に基づく取組み、教育方針、教育力向上のための諸制度等について説明するとともに、本学が抱える諸課題についても共通認識する場としている。

4. アゴラ（教育研究集会）

本学では、平成 11 年に開設したメディア学部でアゴラを取り入れたことに始まり、現在では全学部・学環共通の FD 活動として実施している。

アゴラは、カリキュラムの検証、教育の充実や教育力の向上及び研究の活性化等について検討、議論する場に特化させ、事務職員が参加しない教員のみで構成することとしており、各学部・学環における活発な意見交換の場となっている。

先に述べたとおり、本研究科の教員組織は本学デザイン学部の教員を専任として構成されており、本研究科の教育においてもこのアゴラを活用することができる。

開催は月 1 回を原則とし、スケジュールで事前に決定することにより、継続的な意見交換を可能としている。

5. 事務局研修会

本学では事務職員のスキルアップ及び知識共有をはかるため、事務局全体あるいは各部署で研修会を実施している。研修会では、本学だけでなく大学全体を取り巻く状況等の社会的なテーマから事務システムの有効な活用法等の具体的なテーマまで、幅広いテーマを適時取り上げている。

また、外部での研修会へ積極的に参加するよう促しており、参加する職員の業務に支障がないようにするとともに、参加者が一部の職員に偏らないよう配慮している。

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 カリキュラム
- 資料 2 国際連盟 Cumulus 加盟証書写し
- 資料 3 就業規則（抜粋）
- 資料 4 入学から修了までのスケジュール
- 資料 5 時間割及び教室割
- 資料 6 東京工科大学大学院修士課程学生の学部授業科目の履修に関する細則（案）
- 資料 7 他分野を学んできた学生の対応について
- 資料 8 履修モデル（1）
- 資料 9 履修モデル（2）
- 資料 10 履修モデル（3）
- 資料 11 東京工科大学大学院学位規程（案）
- 資料 12 修了研究の指導及び研究成果の審査について
- 資料 13 研究の倫理審査体制に関する規程一覧
- 資料 14 施設の整備計画
- 資料 15 同一法人設置校 日本工学院専門学校の校舎基準面積の算出
- 資料 16 学部との関係図

カリキュラム デザイン研究科デザイン専攻

	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期
専門科目	ビジュアル クリエイションⅠ <small>視覚・映像デザイン領域 4単位</small>	ビジュアル クリエイションⅡ <small>視覚・映像デザイン領域 4単位</small>		
	インダストリー クリエイションⅠ <small>工業・空間デザイン領域 4単位</small>	インダストリー クリエイションⅡ <small>工業・空間デザイン領域 4単位</small>		
	デザイン特論 <small>理論と方法論 2単位</small>	コミュニティとデザイン <small>地域社会と多様性 2単位</small>	サステナブルデザイン <small>持続可能・循環型 2単位</small>	
			サウンドとデザイン <small>サウンドデザイン 2単位</small>	
	デジタルデザイン スキルⅠ <small>プログラミングとデザイン 2単位</small>	デジタルデザイン スキルⅡ <small>プロトタイプとプレゼン 2単位</small>		
研究 プロジェクト 科目	デザイン研究企画 <small>2単位</small>	デザイン研究Ⅰ <small>4単位</small>	デザイン研究Ⅱ <small>4単位</small>	デザイン研究Ⅲ <small>4単位</small>
	必修	選択必修	選択	



Membership Certificate

Cumulus, the International Association of Universities and Colleges of Art, Design and Media, has the pleasure to welcome among its members the **Tokyo University of Technology, Japan.**

As decided by the Cumulus General Assembly on 13th April 2018 in Paris, France, the Tokyo University of Technology was granted a Full Membership of the Association.

We look forward to a fruitful collaboration within Cumulus.

Luisa Collina

Luisa Collina
President
of Cumulus

Eija Salmi

Eija Salmi
Secretary General
of Cumulus

会員（メンバーシップ） 加盟証明書

アート、デザイン、メディアの大学、教育機関の国際連盟 Cumulus は会員一同、東京工科大学・日本を歓迎いたします。

2018年4月13日にフランス・パリにて開催された Cumulus 総会において、東京工科大学は当連盟のフルメンバーシップを与えられることが決定しました。

Cumulus における充実した連携の実現を楽しみにしています。

ルイーザ・コリナ
Cumulus 議長

エイヤ・サルミ
Cumulus 事務局長



What is Cumulus?

Home (<http://www.cumulusassociation.org/>) › What is Cumulus?

Cumulus is the only global association to serve art and design education and research. It is a forum for partnership and transfer of knowledge and best practices. Cumulus consists currently of 257 members from 54 countries.

Facts

- **Founded in 1990**
- **Operating as an association since 2001**
- **257 members from 54 countries in 2017**
- **Cumulus Secretariat located in Helsinki, Finland**
- *Cumulus President: Professor Luisa Collina, School of Design, Politecnico di Milano, Italy*
- *Cumulus Secretary General: Director Eija Salmi, Aalto University School of Arts, Design and Architecture, Finland*
- *Recognized by UNESCO since 2011*

The University of Art and Design in Helsinki (UIAH) (currently Aalto University School of Arts, Design and Architecture) and the Royal College of Art in London, in co-operation with Danmarks Designskole, Gerrit Rietveld Academy, Universität Gesamthochschule Essen and Hochschule für Angewandte Kunst in Wien initiated Cumulus as a network in 1990. They all had a common desire to enhance the quality of education through co-operation, student and teacher exchange within the European Union Erasmus programme.

Cumulus（クムルス）は、芸術・デザインの教育・研究において、加盟団体の人的交流、知識の共有、教育の充実を支援するための唯一の国際組織である。現在、54 か国から 257 団体が加盟している。

- ・ 1990 年設立
- ・ 2001 年より組織としての活動開始
- ・ 54 か国から 257 団体が加盟（2017 年）
- ・ 本部はヘルシンキ（フィンランド）
- ・ 議長：Luisa Collina（ルイーザ コリナ）
- ・ 事務局長：Eija Salmi（エイヤ サルミ）
- ・ 2011 年、ユネスコ認定

就業規則（抜粋）

（略）

（定年退職）

第16条 職員が次の表の年齢に達したとき定年退職とする。その期日は当該年度末日とする。

ただし、定年退職する大学の教育職員のうち、本学園が特に必要と認める者で本人が再雇用を希望する場合には、期間を定めて嘱託職員として在職させることがある。

定 年	教 育 職 員		その他の職員
	専門学校	大 学	満 60 歳
	満 60 歳	満 65 歳	

2. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）第9条の規定に基づいて定年退職する専門学校の教育職員ならびにその他の職員のうち、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない場合は、別に定める規程により再雇用するものとする。

ただし、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 精神又は身体の障害がなく、引続き職務遂行に問題がないこと。
- (2) 定年退職前の3年間で、出勤率が平均で90%以上の者。
- (3) 定年退職前の3年間で、人事考課（評価）の結果が平均以上の者。
- (4) 就業規則第47条に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けたことのない者。

3. 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

4. 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項の規定に基づいて任用される東京工科大学の教育職員は、本条第1項にかかわらず、別に定める規程による。

5. 東京工科大学の学部、学科及び大学院（以下「学部等」という。）の新設に伴い採用する東京工科大学の教育職員であって、採用時の年齢が本条第1項に定める年齢を超えているか、あるいは当該学部等の完成年度前に同年齢に達する者である場合は、本条第1項にかかわらず、当該者については、当該学部等の完成年度末をもって定年退職とする。
6. 労働基準法の一部を改正する法律（平成15年法律第104号）第14条第1項の規定に基づいて任用される日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校及び日本工学院北海道専門学校の教育職員は、本条第1項にかかわらず、別に定める規程による。

（略）

附 則

（略）

- 18 この規則は、平成25年4月1日から施行する。（第16条の2、第16条の3、第16条の4、第16条の5、第16条の6、改正）

入学から修了までのスケジュール

1年次	内容	指導内容	研究指導教員	研究科委員会
4月	履修ガイダンス	履修登録（年間開講分）	指導教員申請	履修ガイダンス 研究指導教員の決定
	研究テーマの検討	研究領域の決定 研究企画レポート案の作成	履修指導 研究企画レポート案の作成指導	履修登録状況の確認
6月	デザイン研究企画 中間発表	研究企画レポート中間発表（英文ドラフト作成指導も含む）	発表内容における課題、助言等により指導内容再調整	中間発表会実施
	研究テーマに基づいたレポート作成	各自の研究テーマに基づいたリサーチ及びレポートの作成	各自の研究テーマに基づいたレポートの作成指導	
7月	デザイン研究企画 最終発表	各自の研究テーマに基づいたレポートの最終発表及びレポートの提出	発表内容における課題、助言等により内容再調整	レポートの提出受理
10月	修士論文の執筆開始	各自の研究テーマに基づいた作品制作・論文の作成	各自の研究テーマに基づいた作品制作・論文の作成指導	
11月	デザイン研究Ⅰ 中間発表	各自の研究テーマに基づいた作品・論文の中間発表	発表内容における課題、助言等により指導内容再調整	
3月	1年次研究発表	研究発表指導（英語を使った発表指導も含む）	発表における課題、助言等により修正、対応協議	発表会実施
2年次	内容	指導内容	研究指導教員	研究科委員会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究内容に基づいた制作と論文作成の構想を練る	研究の発表を想定し計画について指導	履修ガイダンス
6月	中間発表	作品制作及び修士論文の途中経過及び成果の中間発表	発表内容における課題、助言等により指導内容再調整	中間発表会実施
6月	作品制作・修士論文作成	作品制作・修士論文の作成指導（英語を使った発表指導も含む）	修士作品制作及び論文の作成指導	

2年次	内容	指導内容	研究指導教員	研究科委員会
7月	デザイン研究Ⅱ 最終発表	各自の研究内容に基づいた作品及び修士論文の最終発表	発表内容における課題、助言等により指導内容再調整	レポートの提出受理
10月	中間発表	中間発表指導	発表における課題、助言等により修正、対応協議	発表会実施
11月	作品制作・修士論文作成	作品制作・修士論文の作成指導（英語を使った発表指導も含む）	修士作品制作及び論文の作成指導	
12月		修士論文審査申請		修士論文審査申請書の受理、審査委員の選出（論文審査委員会）
2月	最終発表会 （修了制作及び論文の提出）	修士作品及び論文審査会（発表会）	主査及び副査による指導	修士論文審査（論文審査委員会）
	合否判定			単位取得状況、論文審査結果より合否判定・修士学位授与の判定
3月	修士課程修了 学位記授与			

時間割(デザイン研究科)

1年前期

	月	火	水	木	金	
1時限 9:30～11:00	ビジュアル クリエイションⅠ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅠ 本郷 宮元 酒井 田村	ビジュアル クリエイションⅠ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅠ 本郷 宮元 酒井 田村		デジタルデザインスキルⅠ 松村 加藤
教室	31016	31017	31016	31017	31013	
2時限 11:10～12:40	ビジュアル クリエイションⅠ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅠ 本郷 宮元 酒井 田村	ビジュアル クリエイションⅠ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅠ 本郷 宮元 酒井 田村	デザイン特論 池田 伊藤丙 酒百 本郷 末房 伊藤英 大西 加藤 酒井 田村	デジタルデザインスキルⅠ 松村 加藤
教室	31016	31017	31016	31017	31013	
3時限 13:30～15:00						
教室						
4時限 15:10～16:40						
教室						
5時限 16:50～18:20						
教室						

※デザイン研究企画については担当教員と調整

1年後期

	月	火	水	木	金	
1時限 9:30～11:00	ビジュアル クリエイションⅡ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅡ 本郷 宮元 酒井 田村	ビジュアル クリエイションⅡ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅡ 本郷 宮元 酒井 田村	コミュニティとデザイン 池田 酒百	デジタルデザインスキルⅡ 松村 加藤
教室	31016	31017	31016	31017	31016	
2時限 11:10～12:40	ビジュアル クリエイションⅡ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅡ 本郷 宮元 酒井 田村	ビジュアル クリエイションⅡ 伊藤丙 酒百 伊藤英 末房 大西 中島 深澤	インダストリー クリエイションⅡ 本郷 宮元 酒井 田村	コミュニティとデザイン 池田 酒百	デジタルデザインスキルⅡ 松村 加藤
教室	31016	31017	31016	31017	31016	
3時限 13:30～15:00						
教室						
4時限 15:10～16:40						
教室						
5時限 16:50～18:20						
教室						

※デザイン研究Ⅰについては担当教員と調整

2年前期

	月	火	水	木	金
1時限 9:30～11:00	サウンドとデザイン 松村			サステイナブルデザイン 本郷	
教室	30202			31017	
2時限 11:10～12:40	サウンドとデザイン 松村			サステイナブルデザイン 本郷	
教室	30202			31017	
3時限 13:30～15:00					
教室					
4時限 15:10～16:40					
教室					
5時限 16:50～18:20					
教室					

※デザイン研究Ⅱについては担当教員と調整

2年後期

	月	火	水	木	金
1時限 9:30～11:00					
教室					
2時限 11:10～12:40					
教室					
3時限 13:30～15:00					
教室					
4時限 15:10～16:40					
教室					
5時限 16:50～18:20					
教室					

※デザイン研究Ⅲについては担当教員と調整

前期 教室割

曜日 時限	室番	3B110	30201	30202	30211	30212	30301	30302	30303	30313	30311	30312	31001	31003	31012	31013	31014	31016	31017	31111	31112	31113	12号館5階M512	12号館6階M611				
曜日 時限	収容	546人	97人	97人	132人	142人	58人	50人	50人	54人	126人	130人	330人	140人	140人	100人	198人	98人	98人	40人	40人	40人	88人	87人				
月	1	栄養と健康	応用コンピュータ I	サウンドとデザイン									宗教学			機械工学 II	臨床工学演習	ビジュアルクリエーション I	インダストリークリエーション I	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー		神経系理学療法学				
	2			サウンドとデザイン	臨床検査概論	解剖学 II	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	美術史	医用画像機器学	電子工学 I	免疫検査学	高齢者看護学概論	ビジュアルクリエーション I	インダストリークリエーション I	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー	内部障害系理学療法評価学	神経系理学療法学			
	3	コンピュータ概論 I	フレッシュマンイングリッシュ I	作業療法学概論							英語インテンシブ III			整形外科学					看護過程					内部障害系理学療法学				
	4	コンピュータ概論 I				病理学	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I			フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I							看護過程				在宅看護学	理学療法研究			
	5						フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I			フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I												在宅看護学				
	6																											
火	1	生理学 I			統計学	神経内科学	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	キャリアデザイン I	工学基礎演習	キャリアデザイン I		医療安全工学概論	ビジュアルクリエーション I	インダストリークリエーション I	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー					
	2	政治学	フレッシュマンイングリッシュ I 再		検査管理総論	血液学	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I			フレッシュマンイングリッシュ I	映像デザイン論		外科系臨床医学 II		臨床栄養学・認知症ケア	ビジュアルクリエーション I	インダストリークリエーション I	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー	コンピュータリテラシー	発達障害系理学療法学演習				
	3					生物の世界						英語インテンシブ I		色彩概論	マネジメント	臨床生化学		家族看護学					学修支援	神経系理学療法学実習				
	4	芸術論				生物の世界								サウンドデザイン論				成人看護学概論					学修支援	身体障害作業療法学 V	神経系理学療法学実習			
	5					数学線形代数	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I					病理病態学 II					学修支援					
	6																											
水	1	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	クリニカル・キネシオロジー演習	生物の基礎	疾病治療論 V	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I		フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	空間演出論	フレッシュャーズゼミ I	電気工学	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	フレッシュャーズゼミ I	身体機能作業療法学	運動学	
	2	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	医動物学	内科系臨床医学 II								平面表現の基礎	サブカルチャー論	アニメーション論	デザイン特論	空間デザイン論	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ	フレッシュャーズゼミ
	3	哲学				保健医療福祉総論								キャリアデザイン III				健康学習論					学修支援					
	4	先端医療総合講義		デザインと社会論		解剖学 I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I						家族社会学					学修支援				
	5	先端医療総合講義				疾病治療論 IV	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I											学修支援				
	6																											
木	1			画像検査学	人体解剖学 II	公衆衛生学演習	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	知的財産論	数学基礎	癒しのケア学	専門演習 I	スキル演習(基本製図)	数学基礎	サステイナブルデザイン				認知機能作業療法学	老年期障害作業療法学総論			
	2	医学概論	医用機器安全管理学	血液検査学	臨床病理学	運動器系理学療法学	英語インテンシブ I 再							経済学	マーケティング論	情報デザイン論	専門演習 II	スキル演習(基本製図)	内科系臨床医学 I	サステイナブルデザイン								
	3		英語インテンシブ I		解剖学	精神医学	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I					数学基礎	生理学 II		疾病治療論 III				コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I		住宅環境論		
	4			数学基礎	数学基礎	人間発達学			フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I			フレッシュマンイングリッシュ I	インタラクションデザイン		生体機能代行技術学		疾病治療論 I				コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I	精神機能作業療法学	住宅環境論		
	5			コミュニケーション論	数学の基礎	数学の基礎	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I				フレッシュマンイングリッシュ I																
	6																											
金	1	臨床微生物・免疫学		救急総論	生理検査学 I	物理の世界								数学基礎	生体物性材料工学	デジタルデザインスキル I	看護学概論											
	2		フレッシュマンイングリッシュ I	救急総論	臨床化学検査学 I	臨床微生物・免疫学			フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	デザイン概説 I		生体計測機器学	デジタルデザインスキル I	人体構造学	栄養化学						臨床化学検査学 II			
	3		フレッシュマンイングリッシュ I 再		病理検査学	病理学								コンピュータグラフィックス論				保健医療福祉論	成人看護学 II	成人看護学 II	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I		理学療法概論			
	4		英語インテンシブ I			情報工学特論	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I	英語インテンシブ I					母性看護学概論・小児看護学概論	成人看護学 II	成人看護学 II	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I					
	5		工学演習 II	工学演習 II	工学演習 II	工学演習 II	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I			フレッシュマンイングリッシュ I	フレッシュマンイングリッシュ I	数理造形	病理検査学				成人・高齢者看護技術演習	成人・高齢者看護技術演習	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I	コンピュータリテラシー演習 I					
	6																											

後期 教室割																										
	室番	3B110	30201	30202	30211	30212	30301	30302	30303	30313	30311	30312	31001	31003	31012	31013	31014	31016	31017	31111	31112	31113	12号館5階M512	12号館6階M611		
	収容	546人	97人	97人	132人	142人	58人	50人	50人	54人	126人	130人	330人	140人	140人	100人	198人	98人	98人	40人	40人	40人	88人	87人		
月	1	スポーツコンディショニング			臨床工学特別授業	疫学							工業デザイン論					ビジュアルクリエイションⅡ	インダストリーリエイションⅡ					生活環境福祉学		
	2	生命倫理		フレッシュマンイングリッシュⅡ再	臨床工学特別授業	医用工学概論	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ		フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ						環境と科学	ビジュアルクリエイションⅡ	インダストリーリエイションⅡ				運動療法		
	3	臨床薬理学					フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ										化学の世界							内部障害系理学療法実習	
	4				発達心理学	小児科学	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ			臨床工学概論	工学演習Ⅰ	病理病態学Ⅰ	工学演習Ⅰ	工学演習Ⅰ	デジタルスキル	デジタルスキル	デジタルスキル		内部障害系理学療法実習	
	5	臨床心理学								フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ			工学演習Ⅰ			工学演習Ⅰ	工学演習Ⅰ	デジタルスキル	デジタルスキル	デジタルスキル			
火	1				臨床工学特別授業	リハビリテーション医学	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ					数学(応用解析)		疾病治療論Ⅱ	ビジュアルクリエイションⅡ	インダストリーリエイションⅡ					身体機能作業療法実習	マニュアルセラピー	
	2	コンピュータ概論Ⅱ		文章表現リテラシー	臨床工学特別授業										視覚デザイン論		外科系臨床医学Ⅰ	ビジュアルクリエイションⅡ	インダストリーリエイションⅡ					地域リハビリテーション論		
	3			フレッシュマンイングリッシュⅡ			フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ			生理学Ⅱ		医用治療機器学			デジタルスキル	デジタルスキル	デジタルスキル		認知機能作業療法実習	
	4				システム制御工学	栄養代謝学	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ			医療経済学		一般検査学			工学基礎演習		デジタルスキル	デジタルスキル	デジタルスキル	
	5	法学			システム制御工学										心理学		電子工学Ⅱ									
水	1	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ		臨床工学特別授業	生化学	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	英語インテンシブⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	キャリアデザインⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	医用機械工学	フレッシュャーゼミⅡ	商品企画論	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	フレッシュャーゼミⅡ	地域理学療法学	就労支援と作業療法
	2	フレッシュャーゼミ	応用コンピュータⅡ		臨床工学特別授業	一般臨床医学							立体表現の基礎	デザイン計画論	プレゼンテーションの基礎	フレッシュャーゼミ	広告論	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	フレッシュャーゼミ	
	3				医療情報処理演習Ⅰ	物理療法	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	キャリアデザインⅣ		病理学										
	4		デザイン論	画像評価学										フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ					科学論						
	5																									
木	1		発達障害作業療法実習Ⅰ		体外循環学演習	遺伝子検査学生理検査学Ⅱ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	経営経済論	臨床工学特別授業	スキル演習(工業系製図)			コミュニティとデザイン					精神機能評価学	
	2		化学の世界	微生物検査学	人体解剖学Ⅱ	公衆衛生学									人間工学	臨床工学特別授業	スキル演習(工業系製図)		感染制御ケア	コミュニティとデザイン					人間発達学	
	3		認知機能評価学		生理学Ⅰ		フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ			編集論		リハビリテーション工学					リハビリテーション工学	リハビリテーション工学		リスク管理論	地域理学療法学
	4		フレッシュマンイングリッシュⅡ		キネシオロジー	倫理学							フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ		成人看護学Ⅰ	成人看護学Ⅰ	成人看護学Ⅰ							老年期理学療法学	
	5			英語インテンシブⅡ		人体機能学	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ			英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ		成人看護学Ⅰ	成人看護学Ⅰ								日常生活活動論	
金	1				電磁気学	臨床医学総論	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ		スキル演習(空間系製図)	専門演習Ⅰ		デジタルデザインスキルⅡ							
	2			英語インテンシブⅡ再		薬理学	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	英語インテンシブⅣ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ	フレッシュマンイングリッシュⅡ		スキル演習(空間系製図)	専門演習Ⅱ	物理の世界	デジタルデザインスキルⅡ		コンピュータグラフィック演習Ⅱ	コンピュータグラフィック演習Ⅱ	コンピュータグラフィック演習Ⅱ			
	3			化学の基礎(微分積分)													義肢装具学演習	小児看護学Ⅰ						医療情報演習	多職種連携論	
	4			英語インテンシブⅡ	血液浄化化学演習		英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ	英語インテンシブⅡ							コンピュータグラフィック演習Ⅱ	コンピュータグラフィック演習Ⅱ	コンピュータグラフィック演習Ⅱ			
	5				呼吸療法実習	社会経済学																				

東京工科大学大学院修士課程学生の学部授業科目の履修に関する細則（案）

（趣 旨）

第1条 この細則は、東京工科大学科目等履修生に関する規程第11条の規定に基づき、東京工科大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生が東京工科大学の学部の授業科目を履修すること（以下「イミグレーション科目の履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 学部において修得した専門と本大学院において専攻する分野が一致しない場合など、必要に応じてイミグレーション科目を履修し、本大学院における教育研究を円滑に遂行することを目的とする。

（履修資格）

第3条 本大学院学生は、次に掲げるイミグレーション科目の履修をすることができる。

- (1) 指導教員が大学院授業科目の履修のために、必要と認め指定した授業科目
- (2) 各学部における開講授業科目のうち専門教育科目

（申請手続）

第4条 本大学院学生が、この細則の定めるところによりイミグレーション科目の履修をするときは、東京工科大学科目等履修生願書を指導教員に提出するものとする。

（履修の許可）

第5条 指導教員は、第3条によって指定した専門教育科目の履修について、研究科委員会及び当該学部教授会の許可を得たうえで、当該授業科目の履修を許可するものとし、学生本人に通知するものとする。

2. 許可を受けた本大学院学生は、前期、後期それぞれ所定の期間に履修登録をしなければならない。

（修得した単位の取り扱い）

第6条 履修を許可された者が修得した単位については、自由科目の単位とする。

（授業料）

第7条 本大学院学生がイミグレーション科目の履修をする場合の選考料及び履修料等は、徴収しないものとする。

（改 廃）

第8条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この細則は、平成22年4月1日から施行する。
1. この細則は、平成31年4月1日から施行する。

他分野を学んできた学生への対応について

他分野を学んできた学生については、デザイン研究科委員会にて成績証明書及び研究計画書で不足する分野の確認を行う。

不足する分野がある場合は「東京工科大学大学院修士課程の学生の学部授業の履修に関する細則」に基づき、デザイン研究科委員会は担当指導教員を通じて該当学生に科目の履修指導を行う。

担当指導教員はその結果をデザイン研究科委員会及びデザイン学部教授会に報告し、了承を得た後、該当学生に科目履修の許可を通知する。

該当学生は前期、後期それぞれの所定期間に履修登録を行う。

該当学生が修得した単位については自由科目の単位とする。

資料8

「視覚デザインコース系の学部を卒業した学生で、デジタルテクノロジーの活用により専門性の高いデザイン提案を研究する場合」

学生の背景	視覚デザイン系の学部出身者			
研究テーマ	AIの機能を活用したオンリーワングラフィックデザインの可能性			
修学目的	ビックデータ活用によりAI(人工知能)を用いて、複雑な情報が混在する問題の解決に取り組み、AIと人間の感情を織り込んだ、オンリーワンのビジュアルデザイン領域を探求すること			
科目区分	履修科目	区分	履修時期	単位
専門科目 (16単位)	ビジュアルクリエイションⅠ	選必	1 前	4
	デザイン特論	必修	1 前	2
	ビジュアルクリエイションⅡ	選必	1 後	4
	デジタルデザインスキルⅠ	必修	1 前	2
	デジタルデザインスキルⅡ	選択	1 後	2
	サステイナブルデザイン	選択	2 前	2
研究プロジェクト 科目 (14単位)	デザイン研究企画	必修	1 前	2
	デザイン研究Ⅰ	必修	1 後	4
	デザイン研究Ⅱ	必修	2 前	4
	デザイン研究Ⅲ	必修	2 後	4
				合計 30 単位

資料9

「工業デザイン系の学部を卒業した学生で、デジタルテクノロジーの活用により専門性の高いデザイン提案を研究する場合」

学生の背景	工業デザイン系学部の出身者			
研究テーマ	生活空間におけるデザインについての先進的シミュレーション研究			
修学目的	将来の生活において工業デザインの役割、貢献を独創的な発想と具体的なデザイン提案を行うこと			
科目区分	履修科目	区分	履修時期	単位
専門科目 (16単位)	インダストリークリエイションⅠ	選必	1 前	4
	デザイン特論	必修	1 前	2
	デジタルデザインスキルⅠ	必修	1 前	2
	インダストリークリエイションⅡ	選必	1 後	4
	コミュニティとデザイン	選択	1 後	2
	デジタルデザインスキルⅡ	選択	1 後	2
研究プロジェクト 科目 (14単位)	デザイン研究企画	必修	1 前	2
	デザイン研究Ⅰ	必修	1 後	4
	デザイン研究Ⅱ	必修	2 前	4
	デザイン研究Ⅲ	必修	2 後	4
				合計 30 単位

資料10

「空間デザイン系を卒業した学生で、デジタルテクノロジーの活用により専門性の高いデザイン提案を研究する場合」

学生の背景	空間デザイン系の学部出身者			
研究テーマ	公共空間におけるデザインについての先進的シミュレーション研究			
修学目的	将来の公共空間において空間デザインの役割、貢献を独創的な発想と具体的なデザイン提案を行うこと			
科目区分	履修科目	区分	履修時期	単位
専門科目 (18単位)	インダストリークリエイションⅠ	選必	1 前	4
	デザイン特論	必修	1 前	2
	デジタルデザインスキルⅠ	必修	1 前	2
	インダストリークリエイションⅡ	選必	1 後	4
	コミュニティとデザイン	選択	1 後	2
	デジタルデザインスキルⅡ	選択	1 後	2
	サウンドとデザイン	選択	2 前	2
研究プロジェクト 科目 (14単位)	デザイン研究企画	必修	1 前	2
	デザイン研究Ⅰ	必修	1 後	4
	デザイン研究Ⅱ	必修	2 前	4
	デザイン研究Ⅲ	必修	2 後	4
合計				32 単位

東京工科大学大学院学位規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、東京工科大学が東京工科大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について、本学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

- 学位を授与するに当たっては、次表に定めるところにより、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	研究科	専攻	専攻分野の名称
修士	バイオ・情報 メディア研究科	バイオエクス専攻	バイオエクス又は工学
		コンピュータサイエンス専攻	コンピュータサイエンス又は工学
		メディアサイエンス専攻	メディアサイエンス又は工学
		アントレプレナー専攻	アントレプレナー
	工学研究科	サステイナブル工学専攻	工学
	デザイン研究科	デザイン専攻	デザイン
博士	バイオ・情報 メディア研究科	バイオエクス専攻	バイオエクス又は工学
		コンピュータサイエンス専攻	コンピュータサイエンス又は工学
		メディアサイエンス専攻	メディアサイエンス又は工学
	工学研究科	サステイナブル工学専攻	工学

（学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院学則第33条の定めにより、本学大学院修士又は博士前期課程を修了した者に授与する。

- 博士の学位は、本学大学院学則第33条の2の定めにより、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 前項に規定する者のほか、本学大学院学則第37条第2項により、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、人物学力ともに本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

（学位論文等の提出）

第4条 修士の学位の授与を申請する者は、所定の期日までに修士論文1編に論文要旨を添えて研究科委員会に提出するものとする。なお、デザインの学位の授与を申請する者は修士制作1を提出するものとする。

- 本学大学院の博士後期課程に在学する者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文目録、論文の要旨及び履歴書を添えて、論文を研究科委員会に提出するものとする。

3. 本学大学院の博士後期課程を経ない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、論文目録、論文の要旨及び履歴書を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定して論文を学長に提出するものとする。
4. 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。
5. 学長は、本条第3項並びに第4項の規定による学位論文の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、受理すべきか否かを決定するものとする。学位論文を受理したときは、学位の授与を申請する者にその旨を通知し、別に定める論文審査手数料を納付させるものとする。

(修士作品)

- 第5条 前条第1項のうち、デザインの学位の授与を申請する者は、修士作品を提出するものとする。
2. 修士作品に関し必要な事項はデザイン研究科において定める。

(論文等及び審査料の不還付)

- 第6条 受理した論文等及び論文審査手数料は、還付しない。

(審査の付託)

- 第7条 第4条第3項及び第4項の規定により、学位論文が受理されたときは、学長が研究科委員会にその論文の審査を付託する。

(審査委員)

- 第8条 各研究科委員会は、本学大学院学則第34条の定めにより、審査委員を選任する。

(論文の審査、最終試験及び学力の確認)

- 第9条 審査委員は、論文の審査及び最終試験を行う。
2. 第4条第1項による審査は、論文発表（デザインの学位の授与を申請にした者については作品発表も含む）における質疑応答の内容及び学術雑誌への発表内容等の判定をもってこれに替えることができる。ただし、特に必要と認めるときは、筆記試験又は口述試験を行うものとする。
 3. 第4条第2項及び第3項ならびに第4項による審査の場合は、論文を中心として、これに関連のある科目及び英語について筆答による学力の確認を行う。
 4. 博士の学位については申請受理後1年以内に、修士の学位については提出者の在学期間中に、それぞれ論文の審査及び最終試験を終了するものとする。

(審査報告)

- 第10条 審査委員は、論文の審査及び最終試験が終了したときは、直ちに審査の要旨、最終試験の成績及び学位授与の可否についての意見を研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第11条 各研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第13条 本学において博士の学位を授与したとき、学長は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表したときはこの限りでない。

2. 前項の規定にかかわらず、博士の学位の授与を受けた者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。
3. 博士の学位の授与を受けた者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第15条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「東京工科大学」の文字を付記するものとする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(学位の取消し)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は各研究科委員会の議を経てその学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、公表する。

2. 学位を授与された者が、その名誉を汚したときは、前項に準じて学位を取消することができる。

(学位記の再交付)

第18条 やむを得ない事情により、学位記の再交付を受けようとする者は、別に定める手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(学位授与の報告)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に所定の様式により、文部科学大臣に報告するものとする。

(改 廃)

第20条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成9年10月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成13年1月6日から施行する。
1. この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成18年3月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

修士論文の指導及び研究成果の審査について

修士論文審査基準	審査内容
1 学問的価値・有用性	研究テーマが適切か 研究結果の予測が適切か
2 文献検討の適切性	今までの研究に関する文献や資料が適切に収集、活用できているか
3 研究デザイン・方法の適切性	研究内容に適した方法がとられているか
4 倫理性の確保	研究倫理申請等の手続きを行っているか 倫理的配慮が十分になされているか
5 データ収集・分析・解釈の妥当性	研究計画に基づいているか データ収集・処理・分析は適切か
6 制作の形式・表現及び論文の構成と形式・表現の適切性	制作と論文の形式が適切か 制作の目的と論文の論旨が明確か 考察は適切か 独創的な点が認められるか
7 研究発表と質疑応答の適切性	研究内容に関して適切にプレゼンテーションができたか

研究の倫理審査体制に関する規程一覧

東京工科大学行動規範	1
東京工科大学における公的研究費の使用に関する行動規範	2
東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる 不正行為の防止に関する規程	3
東京工科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	16
東京工科大学倫理委員会規程	17
東京工科大学動物実験実施規程	20
東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程	25
東京工科大学病原体等の使用及び管理に関する規程	31

東京工科大学行動規範

私たち東京工科大学の教職員は、片柳学園の職務関連規則に従って職務に専念し、高等教育を担う機関として社会的使命とその責任を深く自覚するとともに、法令の遵守はもとより、より高い倫理観をもち、公正かつ誠実にその職務を遂行するよう努めます。また、東京工科大学の基本理念とこの実現のために次の行動規範を定めこれを遵守します。

- (1) 私たちは、学生の個性を尊重し、実学主義を機軸にした教育を実施するために快適な学修環境と設備を提供し、学生が安全かつ充実したキャンパスライフを送ることができるよう支援します。
- (2) 私たちは、大学における教育・研究が、学生の成長への総合的な支援となることを自覚し、地域社会との連携と交流を積極的に推進します。
- (3) 私たちは、大学における教育とその研究成果を、ひろく社会に還元することにより、地域・国際社会の一員として貢献するよう努めます。
- (4) 私たちは、片柳学園の諸規程等を遵守するとともに、業務の遂行にあたり知り得たことについて、守秘義務を厳正に遵守します。
- (5) 私たちは、強い意志を持ってすべてのハラスメントを排除し、教職員と学生との平和なキャンパス環境づくりに努めます。
- (6) 私たちは、自然の保持と地球環境の維持・保全が私達に豊かな生活を齎すことを自覚し、このための諸活動を積極的に支援します。

東京工科大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 10 月 1 日

学長決定

大学における学術研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、東京工科大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動(態度)の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる 不正行為の防止に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京工科大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為（以下「不正行為等」という。）の防止に関し必要な事項を定め、もって研究費の公正かつ適正な取り扱いを図るとともに、研究活動における研究者倫理の逸脱を防止し、研究活動の公正性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費とは、八王子キャンパス教育研究費に関する規程、蒲田キャンパス教育研究費に関する規程に定める教育研究費及び共同プロジェクト等の本学が配分する予算（以下「配分予算」という。）並びに研究者等が学外から獲得した研究費をいう。
- (2) 公的研究費とは、学外から獲得した研究費のうち、国、地方公共団体又は独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された学外の機関との研究資金を原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。
- (3) 研究者等とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生、東京工科大学片柳研究所規程に定める所員及び研究員、東京工科大学片柳研究所に設置するセンターに関する規程に定める特別研究員及びその他本学の研究費の運営・管理に係わるすべての者をいう。
- (4) 研究費の不正使用(以下「不正使用」という。)とは、本学の研究者等又は研究者等が本学在籍中に行った不正使用であり、故意もしくは重大な過失による研究費の他の用途への使用、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類による使用又は公的研究費の交付決定の内容、もしくはこれに付した条件に違反した研究費の使用をいう。
- (5) 研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）とは、本学の研究者等又は研究者等が本学在籍中に行った不正行為であり、得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用並びに論文の二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、東京工科大学行動規範及び東京工科大学における公的研究費の使用に関する行動規範の定めに従い、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性及び説明責任を果たさなければならない。

2. 研究者等は、公的研究費が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、本学が管理するものであることを理解の上、適正に使用しなければならない。
3. 研究者等は、不正行為が科学そのものに対する背信行為であるとともに、科学への信頼を揺るがし、その発展を妨げるものであることを十分認識し、研究活動の公正性の確保に努めなければならない。
4. 研究者等は、研究の成果発表の基となる研究データを適切な方法により一定期間保存し、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。
5. 研究者等は、この規程に定める事項及び第5条に規定する統括管理責任者の指示に従わなければならない。
6. 研究者等は、統括管理責任者並びに第7条に規定する研究倫理教育責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「倫理教育」という。）及びコンプライアンス教育研修を受講しなければならない。
7. 研究者等は、前項に定めるコンプライアンス教育研修を受講終了後、次条に定める最高管理責任者に誓約書等を提出しなければならない。

（最高管理責任者）

第4条 本学に、本学全体を統括し研究費の運営・管理及び研究者等の研究活動について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2. 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。
3. 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し周知するとともに、不正行為防止の取り組みの推進等、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者と連携し、必要な措置を講じなければならない。
4. 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が研究費の運営・管理及び研究者等の研究活動に関する必要な措置を適切に実施できるように配慮しなければならない。
5. 最高管理責任者は、不正使用又は不正行為が生じた場合には、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び研究者等の研究活動に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

2. 統括管理責任者は、大学事務局長をもってこれに充て、職名を公開する。

3. 統括管理責任者は、不正行為等の防止対策（以下「不正防止対策」という。）の体制を統括し、不正防止対策を策定し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に対し、不正防止対策の実施を指示するとともに、最高管理責任者に定期的に当該実施状況を報告しなければならない。
4. 総括管理責任者は、研究倫理教育責任者が当該組織の研究者等に対して実施する倫理教育のほかに、本学の全研究者等を対象とした倫理教育を定期的に実施しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者）

第6条 研究費の適正な運営・管理に関し、実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、研究費を所管する大学事務局部長又は次長をもってこれに充て、職名を公開する。

2. コンプライアンス推進責任者は、本学における不正使用の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
3. コンプライアンス推進責任者は、不正使用の防止を図るため、研究者等にコンプライアンス教育研修を実施し受講状況を管理監督するとともに、研究費使用ルール等に関する理解度を確認するものとする。
4. コンプライアンス推進責任者は、前号の理解度の確認の結果、問題があるとき、必要な措置を講じるものとする。
5. コンプライアンス推進責任者は、研究者等が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。
6. コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置き、大学事務局業務課（以下「業務課」という。）長及び大学事務局研究協力課（以下「研究協力課」という。）長をもってこれに充て、職名を公開する。

（研究倫理教育責任者）

第7条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究倫理教育責任者を置き、各学部長・学環長、研究科長及び研究所長をもってこれに充て、職名を公表する。

2. 研究倫理教育責任者は、当該組織の研究者等に対して当該組織の特性に応じた適切な倫理教育を実施し、研究者倫理の向上を図らなければならない。

（研究活動不正防止委員会）

第8条 本学に、第1条の目的の達成を図るとともに、不正使用又は不正行為が発生した場合の迅速な対応のため、研究活動不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

2. 不正防止委員会は、学長直属の委員会とする。

3. 不正防止委員会は、最高管理責任者を委員長、統括管理責任者を副委員長とし、次の各号に定める委員をもって構成する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 各学部長及び学環長
 - (3) 研究所長
 - (4) コンプライアンス推進責任者
 - (5) コンプライアンス推進副責任者
4. 委員長は、必要に応じ本委員会を招集し、議長となる。
5. 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を依頼することができる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究費に係わる不正防止計画の策定及び実施に関すること
 - (2) 不正行為等に係わる調査及び調査委員会の構成に関すること
 - (3) 調査委員会及び再調査委員会からの報告を考慮した不正行為等の事実確定に関すること
 - (4) 不正行為等の再発防止に関すること
 - (5) その他不正行為等に関すること
2. 前項第2号に関し、委員会委員のうち当該不正使用又は不正行為に利害関係を有する委員は、当該審議に加わることはできない。

(通報・告発窓口等)

第10条 本学に、研究者等が関係した不正使用又は不正行為に関する学内外からの通報・告発を受理するため、次の各号に定める窓口を設置する。

- (1) 業務課
 - (2) 研究協力課
 - (3) 学長室
2. 統括管理責任者は、不正使用又は不正行為の通報・告発等の制度について、研究者等に対して具体的な利用方法を周知しなければならない。
 3. コンプライアンス推進責任者は、取引業者等の外部の者に対して、通報・告発等の窓口の仕組みについて周知しなければならない。

(不正使用又は不正行為に係る情報の報告)

第11条 不正使用又は不正行為に係る情報を受けた通報・告発窓口の担当者は、コンプライアンス推進責任者にすみやかに報告しなければならない。

2. 前項の報告を受けたコンプライアンス推進責任者は、すみやかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
3. 前項の報告を受けた最高管理責任者は、すみやかに不正防止委員会委員長（以下「不正防止委員長」という。）に報告しなければならない。

(臨時の措置及び証拠の保全)

- 第12条 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受け、必要があると認めるときは、臨時の措置として研究費の一時若しくは一部執行停止又は告発された事案に係わる研究活動の自粛を命じることができる。ただし、この場合においては、学部学生、大学院学生の教育・研究に与える影響が最小限となるように必要な措置を講じなければならない。
2. 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受け、必要があると認めるときは、告発された事案に係わる研究活動に関して証拠となる資料を保全する措置を講じなければならない。
 3. 被告発者は、最高管理責任者が講じる前2項の指示に従わなければならない。

(予備調査)

- 第13条 不正防止委員長は、第11条第3項の報告を受けた場合には、次の各号に関する予備調査を実施するものとする。
- (1) 不正行為等の可能性
 - (2) 不正行為等とする根拠の合理性
 - (3) その他必要と認める事項

(本調査実施の決定及び通知)

- 第14条 不正防止委員長は、第11条第3項の報告を受けてから30日以内に、前条の予備調査の結果に基づき、通報・告発された事案について本格的な調査(以下「本調査」という。)を実施すべきか否かを決定するものとする。ただし、不正防止委員長が、不正使用又は不正行為の可能性が高いと判断した場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には本調査を実施しない。
- (1) 通報・告発した者(以下「告発者」という。)が顕名によらない場合
 - (2) 不正使用又は不正行為の内容が明示されていない場合
 - (3) 不正使用又は不正行為とする合理的な根拠が示されていない場合
2. 不正防止委員長は、本調査を行うことを決定した場合には、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと並びに次条に基づき設置した調査委員会の委員長(以下「調査委員長」という。)及び委員の氏名、所属を通知しなければならない。
 3. 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、不正防止委員長に対して通知を受けた日から起算して7日以内に調査委員会の構成について異議申立てをすることができる。
 4. 不正防止委員長は、前項の異議申立てがあった場合であり、申立ての内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係わる委員を交代させるとともに、委員の交代について告発者及び被告発者に通知するものとする。
 5. 不正防止委員長は、本調査を行わないことを決定した場合には、告発者に対し、本調査を行わないこと及びその理由を通知するものとする。

6. 不正防止委員長は、本調査を実施する決定をした場合には、本調査を実施することを最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査委員会)

- 第15条 不正防止委員長は、前条第1項により本調査を行うことを決定した場合には、すみやかに調査委員会を設置し、本調査を行うことを決定した日から30日以内に本調査を開始するものとする。
2. 調査委員会は、不正防止委員長が指名する本学の専任教授を調査委員長とし、次の各号の委員により構成する。ただし、公的研究費の不正使用及び不正行為に係わる調査委員会の場合は、第2号の学外の有識者は、調査委員会委員の過半数としなければならない。
 - (1) 本学の専任教授のうち、不正防止委員長が指名する者 若干名
 - (2) 不正防止委員長が委嘱する学外の有識者 若干名
 - (3) 大学事務局から委嘱される者 1名
 3. 調査委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。
 4. 不正防止委員長は、調査委員会委員の指名及び委嘱にあたっては、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しない者及び当該研究費の執行に直接携わらない者としなければならない。
 5. 不正防止委員長は、第2項第2号の委員の委嘱にあたっては、法律の専門知識を有する者又は被告発者の専門分野等を考慮のうえ、当該本調査に適した外部の有識者を選定しなければならない。

(任期)

- 第16条 調査委員長及び委員の任期は、当該事案に関し、調査委員会が不正防止委員長への最終報告が完了したときまでとする。

(調査委員会の権限)

- 第17条 調査委員会は、次条第1項各号の調査事項について、同条第2項各号の方法により調査する権限を有するものとし、告発者及び被告発者並びに当該事案の関係者は、調査委員会からの要請に誠実に協力しなければならない。

(調査事項及び方法)

- 第18条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査するものとする。
- (1) 不正使用又は不正行為の有無に関する事
 - (2) 不正使用又は不正行為の内容に関する事
 - (3) 関与した者及び関与の程度に関する事
 - (4) 不正使用の相当額に関する事
 - (5) その他必要と認められた事項に関する事

2. 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行うものとする。

- (1) 当該研究活動及び研究費執行に関する各種資料の精査
- (2) 被告発者の弁明の聴取
- (3) 関係者へのヒアリング
- (4) 不正行為にあつては再現性を確認するための再実験
- (5) その他必要と認めた方法

(他研究機関との合同調査)

第19条 不正防止委員長は、不正使用又は不正行為が他の研究機関に関係する場合には、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて当該研究機関との協力又は合同調査を行うことができる。

2. 他研究機関と合同で調査する場合又は他研究機関の調査にかかり合理的な協力を求められた場合には、本学は誠実に調査又は協力しなければならない。

(調査結果の認定)

第20条 調査委員会は、本調査の結果得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を客観的に評価し、総合的に判断して不正使用又は不正行為の有無を認定するものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正使用又は不正行為の事実を認定してはならない。

(調査結果の報告)

第21条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に本調査を完了し、認定した調査結果を不正防止委員会に報告しなければならない。ただし、150日以内に本調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは、調査期間を延長することができるものとし、この場合、調査委員会は、適切な時期に不正防止委員会に中間報告をしなければならない。

(不正行為等の事実の確定)

第22条 不正防止委員会は、調査委員会からの調査結果の報告に基づき、不正行為等の事実又は悪意に基づく告発の事実を確定するとともに、確定した内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

2. 不正防止委員会は、被告発者の不正使用又は不正行為を確定する場合又は告発者の悪意に基づく告発を確定する場合には、告発者又は被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(確定内容の通知)

第23条 不正防止委員長は、確定した不正行為等の事実又は告発者の悪意に基づく告発の事実をすみやかに告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第24条 告発者又は被告発者は、確定した不正行為等の事実に関し不服があり、再調査を希望する場合には、前条の通知をした日から14日以内に不正防止委員会に対し、不服申立てを行うことができる。ただし、この期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2. 告発者は、告発した内容が悪意に基づくものと確定され、これに関し不服がある場合には、前条の通知をした日から14日以内に不正防止委員会に対し、不服申立てを行うことができる。
3. 前2項の不服申立てを行うときは、不服申立ての根拠を書面にして、申立てを提出しなければならない。
4. 不正防止委員長は、第1項又は第2項の不服申立てがあった場合には、不服申立てがあったことを最高管理責任者に報告しなければならない。

(再調査)

第25条 不正防止委員会は、前条第1項又は第2項の不服申立てがあったときは、不服申立ての趣旨、理由及び根拠等が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

2. 不正防止委員長は、再調査を行う場合には、告発者及び被告発者に対し、再調査を行うことを通知し、再調査を行わない場合には、不服申立てを行った者に再調査を行わないこと及びその理由を通知しなければならない。
3. 不正防止委員長は、再調査を行わない決定をした場合であって、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや事実の確定に伴う諸措置の先送りを目的としていると判断した場合には、以後の不服申立てを受け付けないことを前項の通知に付記するものとする。
4. 不正防止委員長は、再調査を行う場合には、本調査を実施した調査委員会委員から成る再調査委員会を設置し、再調査を行うものとする。ただし、新たに専門性を要する判断が必要となる場合等、必要に応じ調査委員会委員の交代若しくは追加をすることにより、公正な再調査を実施しなければならない。
5. 再調査委員会は、告発者又は被告発者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等の協力を求め、すみやかな再調査の実施に努めなければならない。
6. 再調査委員会は、告発者又は被告発者から前項の協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとし、この場合、直ちに再調査の打ち切りについて不正防止委員長に報告するものとする。
7. 再調査委員会委員長は、前条第1項に基づく再調査は、再調査の開始から50日以内、前条第2項に基づく再調査は再調査の開始から30日以内に完了し、その結果を不正防止委員長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これらの期間を延長することができる。

8. 不正防止委員長は、不正行為等に係わる再調査の結果にあつては告発者及び被告発者、悪意に基づく告発に係わる再調査の結果にあつては告発者にすみやかに通知しなければならない。なお、第6項に基づき再調査を打ち切った場合も同様とする。
9. 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。
10. 再調査委員会は、再調査結果を不正防止委員会に報告した時をもって解散する。

(再調査の結果に基づく事実の最終確定)

第26条 不正防止委員長は、再調査委員会からの再調査の結果に基づき、不正行為等又は悪意に基づく告発の事実について最終確定するとともに、確定した内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

(配分機関等への報告)

- 第27条 最高管理責任者は、不正防止委員長から公的研究費に係わる不正使用又は不正行為について、本調査を行う決定の報告を受けた場合には、すみやかに当該事案に係る公的研究費予算の配分又は措置をする機関（以下「配分機関」という。）、当該配分機関を所管する省庁及び文部科学省（以下、総称して「配分機関等」という。）に調査を行うことを報告するとともに、配分機関等と調査方針、調査対象及び方法等について協議しなければならない。
2. 最高管理責任者は、調査期間中に公的研究費の不正使用の事実が一部でも確認された場合又は配分機関等から中間報告を求められた場合には、配分機関等に中間報告をしなければならない。
 3. 最高管理責任者は、配分機関等から資料提出及び現地調査の求めがある場合には、これに応じなければならない。
 4. 最高管理責任者は、公的研究費に係わる不正行為等に係わる事実の確定、不服申立て及び再調査結果に基づく事実の最終確定について、配分機関等に報告しなければならない。
 5. 最高管理責任者は、研究者等の不正行為等について第10条第3項の報告を受けてから210日以内に、別表に定める事項を記載した最終報告書を作成し、学校法人片柳学園理事長に報告するとともに、公的研究費に係わる不正行為等の場合には、配分機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その事由を明示したうえで当該報告書を中間報告書とすることができる。
 6. 最高管理責任者は、文部科学省又は配分機関から公的研究費の返還命令又はその他の指導を受けたときは、その命令又は指導に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(懲罰委員会への報告)

第28条 最高管理責任者は、不正行為等又は悪意にもとづく告発が確定した者及び当該教職員を監督する立場の者並びに不正使用にあつては当該研究費を管理する立場の者について、懲戒処分に相当すると判断した場合には、東京工科大学懲罰委員会に報告するものとする。

(法的措置)

第29条 学長は、不正行為等又は悪意にもとづく告発により本学に損害が生じたときは、不正行為等又は悪意にもとづく告発が確定した者に対し、損害を賠償させることができる。

2. 学長は、不正行為等又は悪意にもとづく告発が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じることができる。

(取引業者に対する措置)

第30条 学長は、公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、学校法人片柳学園調達規程に基づき、必要に応じて取引停止の措置を講じることができる。

(不正行為等の公表)

第31条 最高管理責任者は、不正行為又は公的研究費に係わる不正使用が確定した場合には、次の各号に定める事項をホームページ等の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 不正行為又は不正使用に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為又は不正使用の概要
 - (3) 不正行為又は不正使用に対して、本学が講じた措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属及び調査方法の概要（再調査を行った場合も同じ。）
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
2. 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることについて合理的な理由があると認める場合には、一部の事項を非公表とすることができる。
 3. 最高管理責任者は、悪意にもとづく告発が確定した場合には、前2項に準じて公表することができる。
 4. 最高管理責任者は、確定した事実が、八王子キャンパス教育研究費に関する規程及び蒲田キャンパス教育研究費に関する規程に定める教育研究費に係わる不正使用であった場合には、学校法人片柳学園と協議のうえ、公表の要否及びその内容を判断するものとする。

(保 護)

第32条 学長は、通報・告発窓口への告発者又は調査に協力した関係者に対し、単に告発又は調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。ただし、悪意にもとづく告発であることが確定した場合は、この限りでない。

2. 学長は、被告発者に対し、単に告発されたことを理由として、この規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
3. 教職員等は、単に告発もしくは調査に協力し、又は単に告発されたことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせをしてはならない。

(不正防止計画の策定及び公開)

第33条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用の発生する要因に対応する不正防止計画を年度ごとに策定し公開するものとする。

(不正防止計画の推進)

第34条 公的研究費の不正使用に係わる本学全体の不正防止計画を推進する不正防止計画推進部署として、研究協力課をもって充てる。

2. 不正防止計画推進部署は、不正防止計画の具体的な対策を実施するとともに、実施状況を確認し、年度ごとに最高管理責任者に報告するものとする。
3. 統括管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(関係法令の遵守)

第35条 研究者等は、関係法令及び本学の関係規程のほか、公的研究費にあつては当該公的研究費の執行基準の定めにより研究費を公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第36条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握するとともに、公的研究費にあつては研究計画の遂行状況を確認し、必要により適切な措置を講じなければならない。

2. 本学において研究に携わる者（以下「研究者」という。）及び研究協力課は、公的研究費の予算執行にあつては、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるように努めなければならない。

(発注及び納品検収)

第37条 発注及び納品検収業務については、学校法人片柳学園調達規程にもとづき、適正に執行しなければならない。

2. 公的研究費の納品検収については、研究者による検品に加え、研究協力課及び他の部署に所属する検収担当者が行うものとする。
3. 研究費で購入した物品が、学校法人片柳学園経理規程で定める消耗品であっても、コンプライアンス推進責任者が特に換金性の高い物品として指定する物品については、台帳で適切に管理するものとする。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第38条 コンプライアンス推進責任者は、主要な取引業者に対し、本学の不正使用に係わる不正防止対策及び公的研究費使用のルールを周知するとともに、前年度取引のあった主要な取引業者に対しては、次の各号に定める事項について誓約書の提出を求めるものとする。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りでない。

- (1) 学校法人片柳学園調達規程及びその他の規則並びに関係法令を遵守し、研究費の不正使用に関与しないこと
- (2) 本学における内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること
- (3) 研究費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと
- (4) 本学の教職員、その他の関係者から、研究費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、通報・告発窓口に連絡すること

(勤務状況の雇用管理の確認)

第39条 公的研究費による非常勤雇用者の勤務状況の雇用管理については、東京工科大学片柳研究所に外部機関等から参加する所員及び研究員に関する規程及び東京工科大学片柳研究所に設置するセンターに関する規程並びに雇用契約書に基づき、研究協力課が確認するものとする。

(出張計画の実行状況の確認)

第40条 公的研究費による当該出張計画に沿って実施される研究者及び関係者の出張の実行状況の確認については、出張の事実がわかる資料にもとづき、研究協力課が確認するものとする。

(モニタリング及び内部調査)

第41条 研究費の適正な取扱いを図るため、教育研究費について業務課、公的研究費については研究協力課、配分予算については当該予算を所管する部署(以下「担当部署」という。)が日常的にモニタリングを行うものとする。

2. 業務課、研究協力課及び担当部署は、必要により研究費の適正な取扱いに関し内部調査を行うことができるものとし、研究者等は、この内部調査に積極的に協力しなければならない。

(守秘義務)

第42条 不正防止委員会及び調査委員会、再調査委員会の各委員長、副委員長及び委員は、各委員会における不正行為等に関する審議内容及び認定した調査結果並びに確定した事実等を他に漏らしてはならない。また、委員長、副委員長又は委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第43条 この規程に基づく庶務は、関係部署の協力を得て、業務課又は研究協力課が行う。

(改廃)

第44条 この規程の改廃は、必要により学校法人片柳学園監事の意見を聴いたうえで、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この改正規程の施行に伴い、平成21年1月21日施行の東京工科大学研究活動に係わる不正防止に関する規程は廃止する。

東京工科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成 27 年 10 月 1 日

学長決定

公的研究費の原資は貴重な税金であり、これを使用した大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、その管理については大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

東京工科大学倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京工科大学(以下「本学」という。)の教授、准教授、講師及び助教並びに片柳研究所の研究実施組織に外部機関等から参加する所員及び研究員(以下「研究者」という。)が行う、人間を直接対象とした生物医学的な研究及びその臨床応用(以下「研究等」という。)が「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、以下「倫理指針」という。)に適合しているか否か等について審査するために設置する東京工科大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

(位置付け及び構成)

第2条 倫理委員会は、学長直属の委員会とする。

2. 倫理委員会は、学長が指名する委員長及び学長が委員長と協議のうえに指名する次の委員をもって構成する。

なお、委員は男女両性で構成し、第4号の委員の専門分野が第2号又は第3号に該当する場合には、当該号からの選出を省略することができる。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 生物医学関係の教員(助手を除く。) | 若干名 |
| (2) 社会法律関係の教員(助手を除く。) | 1名以上 |
| (3) 生物医学、社会法律以外の教員(助手を除く。) | 1名以上 |
| (4) 外部の学識経験者 | 2名以上 |
| (5) 大学事務局から委嘱される職員 | 1名 |
3. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期満了前に就任する者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 倫理委員会は、下記の事項について倫理指針に基づいて審査する。

- (1) 研究等の実施計画又は変更計画に関すること
- (2) 研究等の研究成果の公表の内容に関すること
- (3) 異議申し立てに関すること
- (4) その他研究等について求められた意見に関すること

(成立要件及び議事)

第4条 倫理委員会は、第2条第2項第1号の委員のうちから1名以上並びに第2号から第4号までの委員1名以上が出席するとともに、過半数の委員の出席をもって成立する。

2. 委員は、自己の研究等の申請に係る審査に加わることができない。
3. 倫理委員会は、実施責任者(以下「申請者」という。)に出席を求め、申請内容等の説明及び意見聴取をすることができる。
4. 審査の判定は、出席委員のうち3分の2以上の合意によるものとし、次の各号の表示により行う。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 変更の勧告
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当

5. 委員長が必要と認めるときは、学長と協議のうえ、倫理委員会を公開することができるほか、倫理委員会の審査経過及び判定に関する記録についても公開することができる。

(専門調査員)

第5条 委員長は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ専門の事項に精通した者に専門調査員として委嘱を求めることができる。

2. 前項の専門調査員は、委員長からの推薦に基づき、学長が委嘱する。
3. 委員長は、必要に応じ倫理委員会に専門調査員を出席させ、調査検討した結果の報告を求めることができる。ただし、専門調査員は、審査の判定に加わることはできない。

(実施に関する申請手続き及び判定通知)

第6条 研究者が、研究等を実施しようとするときは、申請者を定め、申請者が所属する組織の長(以下「学部長等」という。)の承認を得たうえで、倫理審査申請書(様式1)を委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに倫理委員会を開催しなければならない。
3. 委員長は、前項の倫理委員会の判定結果を学長に報告し、学長が審査の判定が適切であると認められた場合は、倫理審査結果通知書(様式4)により申請者に通知するとともに、当該学部長等に通知書の写しを送付するものとする。

(計画変更に関する申請手続き及び判定通知)

第7条 申請者は、研究等の実施計画を変更しようとするときは、学部長等の承認を得たうえで、遅滞なく研究等変更審査申請書(様式2)を委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、前項の申請書を受理したときは、前条第2項及び第3項と同様の手続きをとるものとする。

(公表に関する申請手続き及び判定通知)

第8条 申請者は、研究等の成果を公表しようとするときは、学部長等の承認を得たうえで、公表に関する審査申請書(様式3)を委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、前項の申請書を受理したときは、第6条第2項及び第3項と同様の手続きをとるものとする。

(異議申立手続き及び判定通知)

第9条 申請者は、第6条第3項、第7条第2項又は第8条第2項の審査結果に異議があるときは、異議申立書(様式5)を委員長に提出することができる。ただし、異議申立ては1回限りとする。

2. 委員長は、前項の異議申立書を受理したときは、速やかに倫理委員会を開催しなければならない。
3. 委員長は、前項の倫理委員会の判定結果を学長に報告し、学長の指示に基づき、異議申立審査結果通知書(様式6)により申請者に通知するものとする。

(経過報告)

第10条 委員長が必要と認めるときは、研究等が実施の途中であっても、当該研究等について経過報告を求めることができる。

(研究等の終了又は中止報告)

第11条 申請者は、研究等を終了又は中止しようとするときは、学部長等の承認を得たうえで、研究等終了(中止)報告書(様式7)を委員長に提出しなければならない。

(庶務)

第12条 倫理委員会の庶務は、大学事務局研究協力課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、「学内での医療行為の制限及び医療類似行為を伴う実験研究の禁止に関する申合せ」(平成8年7月10日決定)は廃止する。
1. この改正規程は、平成17年4月13日から施行する。
1. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京工科大学動物実験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）に定める基本原則に則り、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示。以下総称して「関係告示」という。）に基づき、東京工科大学（以下「本学」という。）において動物実験を実施する手続き及び実施する際に遵守すべき事項を示し、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験を実施するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び人の生活環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験とは、教育研究のために生きている実験動物に何らかの拘束、処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験に供するために本学に持ち込まれる哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 実験責任者とは、個々の動物実験の遂行について直接責任を負う者であり、当該動物実験に用いる実験動物の生理、生態、習性及び動物実験において執るべき安全確保について熟知した者をいう。
- (4) 実験従事者とは、動物実験に従事する者をいう。
- (5) 実験施設とは、実験動物の飼養又は保管及び動物実験を実施する施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施されるすべての動物実験に適用する。

2. 前条第2号以外の動物を利用する実験においても、この規程の主旨を尊重しなければならない。

(遵守義務)

第4条 実験責任者は、動物を教育、研究等の科学上の利用に供する場合には、その利用の目的を達成することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に変わりうるものを利用することはもとより、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により、動物を適切に利用することに配慮しなければならない。

2. 実験責任者及び実験従事者（以下「実験責任者等」という。）は、この規程並びに動物愛護法及び関係告示を遵守し、動物実験の適正な実施に努めなければならない。

(動物実験の実施)

第5条 動物実験を実施しようとする者は、実験責任者を定めて、この規程に基づく所定の手続きを経て、学長の承認を得なければならない。

(実験責任者の職務)

第6条 実験責任者は、次の各号の職務を行う。

- (1) 実験計画の立案及び申請に関すること
- (2) 承認を受けた実験計画の変更又は継続に係わる申請に関すること

- (3) 動物福祉に係わる必要な措置に関すること
- (4) 当該動物実験の適切な管理・監督等動物実験の安全確保に関すること
- (5) 実験従事者の健康に関すること

(委員会)

第7条 学長は、本学に東京工科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置し、学内における実験の適正化を図らなければならない。

2. 委員会は、学長からの諮問を受け、実験責任者から提出された動物実験計画が、この規程及び関係告示に適合しているか否かの審査を行い、その結果を動物実験審査結果報告書（様式3）により学長に報告しなければならない。ただし、委員は、自己が実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。
3. 委員会は、実験責任者から実施している動物実験について、安全の確保及び動物福祉に係わる必要事項に関し、当該動物実験の実施内容に応じ定期的に報告を求めることができるものとし、当該報告に基づき必要により学長に助言又は勧告を行うものとする。
4. 委員会は、審査した実験計画が遺伝子組換え実験に該当する、又は該当する可能性がある場合は、第2項に定める審査結果の報告内容に遺伝子組換え実験に関する審査が必要であるとの意見を加えなければならない。

(実験計画の立案)

第8条 実験責任者は、動物実験の範囲を教育・研究の目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行うとともに、必要により委員会又は実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な動物実験が実施できるよう実験計画を立案しなければならない。

(申請手続き)

第9条 第5条に定める手続きは、実験責任者が動物実験承認申請書（様式1）に動物実験実施計画書（様式2）を添えて、あらかじめ実験責任者が所属する組織の長（以下「学部長等」という。）に動物実験の実施に関し了承を得た後に学長に申請するものとする。また、実験計画を継続又は変更する場合も同様とする。

(実験計画の承認)

第10条 学長は、申請のあった実験計画について、委員会に意見を求め、その結果を考慮のうえ、当該実験計画の実施について承認の可否決定を行うものとする。

2. 学長は、前項に基づき承認の決定を行った場合は、すみやかに動物実験実施承認通知書（様式4）により、実験責任者に通知するとともに、当該学部長等にその写しを送付するものとする。
3. 学長は、委員会から第7条第4項の意見があった場合は、承認の可否決定を保留し、実験責任者に対し東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程に基づく審査が必要であることを通知しなければならない。
4. 学長は、前項に基づき承認の可否決定を保留した実験計画については、遺伝子組換え実験に関する東京工科大学環境・安全委員会の審査結果を考慮のうえ承認の可否決定を行うものとする。

(実験の改善勧告、実験の一時停止命令及び承認の取消し)

第11条 学長は、第7条第3項に基づき、承認を与えた動物実験に関し、この規程及び関係告示への適合及び動物福祉の観点から、動物実験の安全性及び倫理的な疑いを生じた場合には、実験方法の改善勧告、実験の一時停止命令及び承認の取消しを行うことができるものとする。

2. 学長は、前項に定めるいずれかの決定を行った場合は、承認済み動物実験に関する通知書（様式5）により、実験責任者に通知するとともに、その写しを当該学部長等に送付するものとする。

（実験従事者の変更）

第12条 実験責任者は、承認を受けた動物実験において、その実験実施期間中に実験従事者を変更する必要がある場合は、動物実験従事者変更届（様式6）により学長に届け出るものとする。

2. 学長は、前項の届出があった場合は、必要により委員会に意見を求め実験従事者の変更の適否を判断するものとする。

（定期報告）

第12条の2 実験責任者は、承認を受けた動物実験の実施状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を委員会の定める時期に自己点検・評価報告書（様式8）により委員会に報告しなければならない。

（実験の終了報告）

第13条 実験責任者は、承認された動物実験を終了又は中止した場合は、動物実験終了（中止）報告書（様式7）により学長に報告するものとする。

2. 学長は、提出された動物実験終了（中止）報告書の内容に関し、必要に応じ委員会に意見を求める等により、当該動物実験が適正に実施されたか否かの確認をするものとする。

（実験動物の選択）

第14条 実験責任者は、実験目的に適した動物種の選択、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮し、適正な実験動物を選択しなければならない。

（実験動物の導入）

第15条 実験責任者は、実験動物の導入に際しては、発注条件及び導入された実験動物の異常、死亡の有無等を確認するとともに、その実験動物の状態及び輸送方法、輸送時間等に応じ、必要により適切な検疫を行い、その方法及び結果を記録しなければならない。

（実験動物の飼養）

第16条 実験責任者は、実験動物の飼養については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けなければならない。

2. 実験責任者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解のうえ、愛情をもって飼養し科学上の利用に供するように努めるとともに、次の各号に留意し、実験動物の健康保持に努めなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ動物実験の目的に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌、給水等を行うこと

- (2) 実験動物が実験の目的に係わる傷害以外の傷害を負い、又は実験の目的に係わる疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと

(実験操作)

- 第17条 実験責任者等は、科学的にはもとより動物福祉の観点からも、動物実験の目的に支障を及ぼさない範囲内で、適切な麻酔薬又は鎮静剤等を投与することにより、できるかぎり実験動物に無用な苦痛を与えないようにするとともに、保温等の適切な処置を講じなければならない。
2. 実験責任者等は、動物実験の目的のため必要により実験動物を安楽死させる場合は、適切な麻酔薬又は鎮静剤等の投与後に頸椎脱臼等の方法により、できるかぎり実験動物に無用な苦痛を与えないようにしなければならない。

(実験終了後の処置)

- 第18条 実験責任者等は、動物実験を終了し、又は中断した実験動物において、回復する見込みのない状態に陥っている場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与又は頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法によって実験動物にできる限り苦痛を与えないように処分しなければならない。
2. 実験責任者等は、実験動物の死体については、人の健康及び生活環境を損なわないよう適切な処理を行わなければならない。

(安全管理に特に注意を払う必要のある実験)

- 第19条 実験責任者は、物理的又は化学的な材料あるいは病原体を取扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう十分に配慮しなければならない。
2. 実験責任者は、遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては、実験施設に当該実験動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講じなければならない。

(生活環境の保全)

- 第20条 実験責任者は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、実験施設を常に清潔に保つことにより微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生を防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

(危害防止)

- 第21条 実験責任者は、実験動物の飼養、保管及び動物実験の実施においては、当該動物実験に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。
2. 実験責任者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の実験施設を確保することにより逸走による事故の防止に努めるとともに、実験動物が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めなければならない。また、実験動物が実験施設外へ逸走した場合においては、速やかに委員会委員長及び大学事務局業務課（以下「業務課」という。）に連絡しなければならない。
3. 業務課は、前項の連絡を受けたときは、必要により別表の緊急連絡体制に従い、関係各署に連絡しなければならない。
4. 実験責任者は、実験従事者が実験動物に由来する疾病に罹患することを予防するための必要な措置を講じなければならない。
5. 実験責任者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは速やかに実験動物を保護するとともに、実験動物による事故の防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第22条 学長は、実験従事者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識や関係法令等の修得を目的とした教育訓練の実施、その他実験従事者の資質向上を図るための必要な措置を講じなければならない。

(自己点検・評価及び情報の公開)

第23条 学長は、本学における動物実験の実施に関する透明性を確保するため、実施している動物実験の、動物愛護法及び関係告示並びにこの規程への適合性に関し点検及び評価を行うとともに、その結果及び実験動物の飼養及び保管の状況等に関し、年1回程度適切な手段により公開しなければならない。

(庶務)

第24条 この規程に基づく庶務は、業務課が行う。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成18年9月20日から施行する。
 2. 遺伝子組換えにかかわる動物実験及び遺伝子導入動物を取り扱う動物実験については、実験施設が整備されるまでの間は、実施することができないものとする。
 3. 実験動物の飼養又は保管を伴う動物実験については、実験施設が整備されるまでの間は、実験動物種がネズミ・ラット・ウサギの場合に限り実施することができるものとする。
1. この改正規程は、平成23年12月1日から施行する。
 1. この改正規程は、平成28年6月15日から施行する。

東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「遺伝子組換え生物等規制法」という。）に基づき、東京工科大学において遺伝子組換え実験を実施する手続き及び実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示し、もって遺伝子組換え実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるもののほか遺伝子組換え生物等規制法及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（以下「二種省令」という。）に定めるところによる。

- (1) 安全主任者とは、遺伝子組換え生物等規制法及びこの規程を熟知し、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連知識及び技術に習熟した者であり、第7条に定める東京工科大学遺伝子組換え実験委員会委員長が指名した者をいう。
- (2) 実験責任者とは、個々の遺伝子組換え実験計画の遂行について直接責任を負う者であり、遺伝子組換え生物等規制法及びこの規程を熟知し、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連知識及び技術に習熟した者をいう。
- (3) 実験従事者とは、当該遺伝子組換え実験に従事する者をいう。
- (4) 実験指導者とは、遺伝子組換え生物等規制法及びこの規程を熟知し、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連知識及び技術に習熟した者であり、学生実験において実験の指導を行う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、二種省令に定める遺伝子組換え実験であり、微生物使用実験、大量培養実験、動物使用実験、植物等使用実験において、それぞれP1及びP2レベル、LSC及びLS1レベル、P1A及びP2Aレベル、P1P及びP2Pレベルの拡散防止措置を執って行う遺伝子組換え実験について適用するものとし、その他の拡散防止措置を要する遺伝子組み換え実験については、実施することができないものとする。

(実験の実施)

第4条 遺伝子組換え実験を実施しようとする者は、実験責任者を定めて、この規程に基づく所定の手続きを経て学長の承認を得なければならない。

2. 実験従事者は、二種省令に定める実験分類に応じた拡散防止措置を執ることにより遺伝子組換え実験を行わなければならない。

(安全主任者の職務)

第5条 安全主任者は、学長を補佐するとともに、次の各号の職務を行うものとする。

- (1) 遺伝子組換え実験が二種省令に従って適正に遂行されていることを確認すること
- (2) 実験責任者に対して指導助言を行うこと

(実験責任者の職務)

第6条 実験責任者は、次の各号の職務を行う。

- (1) 遺伝子組換え実験計画の立案及び実験計画の申請に関すること
- (2) 承認を受けた遺伝子組換え実験計画の変更に係る申請に関すること
- (3) 実験従事者の変更に係る届出に関すること
- (4) 遺伝子組換え実験全体の適切な管理・監督等遺伝子組換え実験の安全確保に関すること
- (5) 実験従事者の健康に関すること

(委員会)

第7条 学長は、遺伝子組換え実験における安全の確保及び適正化を図るため、東京工科大学遺伝子組換え実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、学長からの諮問を受け、実験責任者より提案された遺伝子組換え実験に関し、審査基準に基づき、審査を行うものとする。
3. 委員会は、審査を行った結果を遺伝子組換え実験審査結果報告書（様式3）により、学長に報告をしなければならない。
4. 委員会は、実験責任者から、実施している遺伝子組換え実験について遺伝子組換え生物等規制法に対する適合性及び遺伝子組換え実験の安全確保に係わる必要事項に関し、当該遺伝子組換え実験の実施内容に応じ定期的に報告を求めることができるものとし、当該報告に基づき必要により学長に助言又は勧告を行うものとする。
5. 委員会は、審査した遺伝子組換え実験計画が、人間を直接対象とした生物医学的な研究及びその臨床応用（以下「臨床研究等」という。）に該当する、又は該当する可能性がある場合は、第1項に定める審査結果の報告内容に、臨床研究等に関する審査が必要であるとの意見を加えなければならない。
6. 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

(審査基準)

第8条 提出された遺伝子組換え実験計画の安全性について審査する場合の基準は、二種省令の定めるところによる。

(申請手続き)

第9条 第4条に定める手続きは、実験責任者が、遺伝子組換え実験承認申請書（様式1）に、遺伝子組換え実験計画書（様式2）を添えて、あらかじめ実験責任者が所属する組織の長（以下「学部長等」という。）に遺伝子組換え実験の実施に関し了承を得た後に学長に申請するものとする。また、遺伝子組換え実験計画を変更又は継続しようとする場合も同様とする。

2. 実験責任者が、他の大学又は研究機関等（以下「他の機関等」という。）から遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供を受け、又は委託を受けて使用等をする場合は、前項に定める手続き様式に、遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせる者からの遺伝子組換え生物等規制法施行規則（以下「施行規則」という。）に定める情報の提供に関する文書及び他の機関等において発行された承認書の写しを添付しなければならない。

(実験計画の承認)

第10条 学長は、申請のあった遺伝子組換え実験計画について委員会に意見を求め、その結果を考慮のうえ、当該遺伝子組換え実験計画の実施について承認の可否決定を行うものとする。

2. 学長は、前項の決定をすみやかに遺伝子組換え実験実施承認通知書（様式4）

により、当該実験責任者に通知するとともに、当該学部長等にその写しを送付するものとする。

3. 学長は、委員会から第7条第5項の意見があった場合は、承認の可否決定を保留し、実験責任者に対し東京工科大学倫理委員会規程に基づく審査が必要であることを通知しなければならない。
4. 学長は、前項に基づき承認の可否決定を保留した遺伝子組換え実験計画については、東京工科大学倫理委員会の審査判定を考慮のうえ承認の可否決定を行うものとする。ただし、審査判定が不承認であった場合は、当該遺伝子組換え実験計画を承認してはならない。

(実験の改善勧告、実験の一時停止命令及び承認の取消し)

第11条 学長は、第7条第4項に基づき、承認を与えた遺伝子組換え実験の安全性について疑いを生じた場合には、実験方法の改善勧告、実験の一時停止命令又は承認の取消しを行うことができる。

2. 学長は、前項に定めるいずれかの決定を行った場合は、承認済み遺伝子組換え実験に関する通知書(様式10)により、実験責任者に通知するとともに、その写しを当該学部長等に送付するものとする。

(実験従事者の変更)

第12条 実験責任者は、承認を受けた遺伝子組換え実験において、その実験実施期間中に実験従事者を変更する必要がある場合は、遺伝子組換え実験従事者変更届(様式5)により、学長に届出するものとする。

2. 学長は、前項の届出があった場合は、必要により委員会に意見を求め実験従事者の変更の適否を判断するものとする。

(実験の終了報告)

第13条 実験責任者は、承認された遺伝子組換え実験を終了又は中止した場合は、遺伝子組換え実験終了(中止)報告書(様式11)により学長に報告するものとする。

2. 学長は、提出された遺伝子組換え実験終了(中止)報告書の内容に関し、必要に応じ委員会に意見を求める等により、当該遺伝子組換え実験が適正に実施されたか否かの確認をするものとする。

(実験に使用する施設・設備)

第14条 実験責任者は、二種省令に定める拡散防止措置のレベルに従い、遺伝子組換え実験に使用する施設・設備の管理保全に努めなければならない。

2. 実験従事者は、二種省令に定める拡散防止措置のレベルに応じて、当該遺伝子組換え実験室又は遺伝子組換え実験区域(以下「遺伝子組換え実験施設」という。)への出入りを行わなければならない。

(実験材料の取扱い)

第15条 実験責任者は、実験開始前及び実験中において、遺伝子組換え実験に用いられる核酸供与体、宿主、ベクターの生存能力、伝播性等を厳重に確認しなければならない。

(保管に当たって執るべき拡散防止措置)

第16条 実験従事者は、次の各号に定める拡散防止措置を執ることにより、遺伝子組換え生物等の保管を行わなければならない。ただし、遺伝子組換え実験の過程において行われる保管は除くものとする。

- (1) 遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入

れ、かつ当該容器の見やすい箇所に遺伝子組換え生物等であることを表示すること

- (2) 遺伝子組換え生物等を入れた容器は、所定の場所に保管するものとし、保管場所が冷蔵庫その他の保管のための設備である場合には、当該設備の見やすい箇所に遺伝子組換え生物等を保管していることを表示すること

(運搬に当たって執るべき拡散防止措置)

第17条 実験従事者は、次の各号に定める拡散防止措置を執ることにより、遺伝子組換え生物等の運搬を行わなければならない。ただし、遺伝子組換え実験の過程において行われる運搬は除くものとする。

- (1) 遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること
- (2) 最も外側の容器の見やすい箇所に、取扱いに注意を要することを表示すること

(遺伝子組換え生物等の譲渡等)

第18条 実験責任者は、他の機関等に遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせる場合（以下「譲渡等」という。）は、あらかじめ遺伝子組換え生物等の譲渡等計画書（様式6）により、学長に届け出なければならない。

2. 学長は、前項の届け出があった場合は、譲渡等を行う遺伝子組換え生物等に関して委員会に意見を求め、その結果を考慮のうえ、譲渡等について可否の判断をするものとする。

(情報の提供)

第19条 実験責任者は、前条に定める届け出が受理された場合は、施行規則に定める場合を除き、遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供を受け、又は委託を受けて使用等をする者（以下「譲受者等」という。）に対し、その都度施行規則に定める事項に関して、遺伝子組換え生物等に関する情報提供書（様式7）により、情報の提供を行わなければならない。ただし、同一の情報を提供すべき遺伝子組換え生物等の譲受者等に対する2回以上に渡る譲渡等であって、譲受者等が既に承知している場合は、最初の譲渡等に際してのみ情報の提供を行うものとする。

2. 前項に定める情報の提供は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。ただし、第2号又は第3号の方法による場合においては、必ず譲受者等に対し、受信確認をしなければならない。
 - (1) 文書の交付
 - (2) ファクシミリ装置を利用する送信
 - (3) 電子メールを利用する送信
3. 実験責任者は、譲渡等に際して提供した情報を記録、保管するものとし、その写しを大学事務局業務課（以下「業務課」という。）に提出するものとする。

(教育訓練)

第20条 実験責任者は、承認を与えられた遺伝子組換え実験の開始前に実験従事者に対し、遺伝子組換え生物等規制法及び二種省令を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練のうち、個々に必要な教育訓練を行わなければならない。

- (1) 実験分類に応じた微生物、動物、植物等の安全な取扱技術
- (2) 実験分類に応じた拡散防止措置に関する知識及び技術
- (3) 核酸供与体、宿主、ベクターの生存能力、伝播性等に関する知識
- (4) 実施しようとする遺伝子組換え実験の危険度に関する知識

(5) 事故等の発生時における措置に関する知識

(事故等発生時の措置)

- 第21条 遺伝子組換え実験施設において、事故（災害を含む。以下「事故等」という。）を発見した者は、直ちに実験責任者に通報しなければならない。
2. 前項の通報を受けた実験責任者は、直ちに遺伝子組換え実験施設の使用禁止又は立ち入り禁止の措置を講じ、学長及び委員会委員長並びに安全主任者に連絡するとともに、遺伝子組換え実験施設の消毒等必要な措置をとらなければならない。
 3. 前項の連絡を受けた学長及び委員会委員長並びに安全主任者は、事故等により二種省令に定める拡散防止措置を執ることができないと判断した場合は、事故の状況及び執った措置の内容を遺伝子組換え生物等規制法に基づき速やかに文部科学大臣に届け出なければならない。
 4. 実験責任者は、事故等の結果、身体に異常をきたした者又は異常をきたす恐れのある者が生じた場合は、ただちに学校医等の医師に連絡し、その指示に従わなければならない。
 5. 委員会は、事故等発生時の状況及び経過等について調査を行い、必要な処置及び改善策等について学長に助言又は勧告をしなければならない。

(定期報告)

- 第22条 実験責任者は、承認を受けた遺伝子組換え実験の実施状況等について、実験期間中の年度末に遺伝子組換え実験定期報告書（様式12）により委員会に報告を行わなければならない。

(記録の保管)

- 第23条 実験責任者は、次の各号に掲げる事項を確実に記録し、その記録を5年間保存しなければならない。
- (1) 遺伝子組換え実験計画書及び遺伝子組換え実験の記録
 - (2) 遺伝子組換え生物等の授受及び保存並びに廃棄に関する記録
 - (3) 事故等が発生した場合の経過及び措置に関する記録
 - (4) 遺伝子組換え実験施設への出入り者の氏名及び目的等に関する記録
2. 実験責任者は、前項各号の記録の写しを業務課に提出するものとする。

(学生実験における遺伝子組換え実験)

- 第24条 学生実験において遺伝子組換え実験を実施する場合は、この規程にかかわらず、実験指導者が次の各号に定める安全確保に関する措置を講じることにより実施することができるものとする。
- (1) 遺伝子組換え実験には、別表に定める宿主－ベクター系及び供与核酸の組み合わせを用いること
 - (2) 二種省令に定めるP1レベルの拡散防止措置を執ること
 - (3) 実験従事者を適切に指導するとともに、当該遺伝子組換え実験全体の管理及び監督にあたること
 - (4) 実験従事者の名簿、実験場所、実験日時、実験に用いる宿主－ベクター系及び供与核酸並びに 遺伝子組換え生物等の廃棄の方法を、学生実験における遺伝子組換え実験実施記録（様式9）により記録し、保存すること
2. 実験指導者は、遺伝子組換え実験の実施について、あらかじめ学生実験におけ

る遺伝子組換え実験同意申請書（様式8）により、委員会委員長及び学部長等の同意を得なければならない。

（庶務）

第22条 この規程に基づく庶務は、業務課が行う。

（改廃）

第23条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この改正は、日本国が生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国となり、この議定書の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とした「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律97号）」が施行され、「組換えDNA実験指針（平成14年1月31日文科科学省告示第5号）」が廃止されたことに伴い行うものである。
1. この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成20年7月16日から施行する。
1. この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

東京工科大学病原体等の使用及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、実験室バイオセーフティ指針並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の関係法令等に基づき、東京工科大学（以下「本学」という。）における病原体等の安全な使用及び管理に関し必要な事項を定め、もって病原体等に起因する事故等を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 病原体等とは、ウイルス、細菌、真菌、寄生虫、プリオン並びに微生物の産生する毒素で、人体で危害を及ぼす要因となるものをいう。
- (2) バイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）とは、使用及び管理する病原体等の取り扱いレベルをいう。
- (3) 病原体等管理責任者とは、病原体等の使用及び管理について専門的知識及び技術を有する者であり、病原体等の危険性及び事故等が発生した場合の必要な措置について十分な知識を有する者をいう。
- (4) 実験従事者とは、病原体等管理責任者の監督・指導のもとで病原体等の使用及び管理に携わる者をいう。
- (5) 管理施設とは、BSL に応じて病原体等を管理する施設をいう。

(BSL の区分)

第3条 本学における病原体等の BSL の区分は、次表に定めるとおりとする。ただし、BSL の区分が次表に該当しない病原体等については、第7条に定める病原体等管理委員会において審議のうえ、BSL の区分を決定するものとする。

区分	区分の内容
BSL1	ヒトに疾病を起こす見込みのないもの
BSL2	ヒトに感染すると疾病を起こし得るが、病原体等管理者や関連者に対し、重大な健康被害を起こす見込みのないもの。また、実施室内の曝露が重篤な感染を時に起こすこともあるが、有効な治療法、予防法があり、関連者への伝播のリスクが低いもの
BSL3	ヒトに感染すると重篤な疾病を起こすが、通常、感染者から関連者への伝播のリスクが低いもの。有効な治療法、予防法があるもの
BSL4	ヒトに感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者への伝播が直接または間接に起こり得るもの。通常、有効な治療法、予防法がないもの

(適用範囲)

第4条 この規程は、病原体等のうち、BSL1 及び別表 1 に定める BSL2 の病原体等を取り扱う実験等に適用するものとし、BSL3 及び BSL4 の病原体等を取り扱う実験については実施することができないものとする。

(病原体等管理責任者の責務)

第5条 病原体等管理責任者は、関係法令等及びこの規程を遵守し、病原体等を適正に使用及び管理することにより、病原体等による事故等の防止に努めなければならない。

(病原体等管理責任者の職務)

- 第6条 病原体等管理責任者は、次の各号の職務を行う。
- (1) 病原体等の使用、管理施設、病原体等の移動又は受入れの申請に関すること
 - (2) 病原体等の適正かつ安全な使用及び管理に関すること
 - (3) 病原体等の適正な廃棄に関すること
 - (4) 実験従事者の教育及び訓練に関すること
 - (5) その他、学長から指示又は命令された事項に関すること

(病原体等管理委員会)

- 第7条 学長は、病原体等の安全な使用及び管理の適正な実施を図るため、東京工科大学病原体等管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、学長からの諮問を受け、病原体等管理責任者より申請された病原体等の使用、管理施設、病原体等の移動又は受入に関し、審査を行うものとする。
 3. 委員会は、審査を行った結果を病原体等審査結果報告書（様式3）により、学長に報告しなければならない。
 4. 委員会は、病原体等を使用及び管理している病原体等管理責任者から、関係法令等及びこの規程への適合性並びに事故等の防止に係わる必要事項に関し、定期的に報告を求めることができる。
 5. 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

(申請手続き)

- 第8条 前条に定める手続きは、病原体等管理責任者が、病原体等を使用し、当該病原体等を管理する場合にあつては、病原体等使用申請書（様式1）により、また、新たに病原体等管理施設を申請する場合にあつては、病原体等管理施設申請書（様式2）により、あらかじめ病原体等管理責任者が所属する組織の長（複数学科を設置する学部については学部長及び学科長、以下「学部長等」という。）の了承を得た後に学長に申請するものとする。

(病原体等の使用及び管理の承認)

- 第9条 学長は、申請のあった病原体等の使用及び管理施設について委員会に審査を求め、その審査結果を考慮のうえ、承認の可否を決定する。
2. 学長は、前項の決定をすみやかに病原体等管理承認通知書（様式4）により当該病原体等管理責任者に通知するとともに、当該学部長等にその写しを送付するものとする。

(病原体等の譲渡又は提供等)

- 第10条 病原体等管理責任者は、他の大学又は研究機関等（以下「他の機関等」という。）から病原体等の譲渡若しくは提供を受ける場合又は他の機関等に病原体等を譲渡若しくは提供する場合は、病原体等移動又は受入申請書（様式5）により、あらかじめ学部長等の了承を得た後に学長に申請するものとする。
2. 学長は、前項の申請があった場合は、委員会に審査を求め、その審査結果を考慮のうえ、病原体等の譲渡若しくは提供を受け、又は譲渡若しくは提供することについて承認の可否を決定する。
 3. 学長は、前項の決定をすみやかに病原体等管理承認通知書（様式4）により当該病原体等管理責任者に通知するとともに、当該学部長等にその写しを送付するものとする。

(設備等及び管理施設の運用)

- 第11条 病原体等管理責任者は、病原体等の使用及び管理にあたっては、病原体等のBSLの区分に応じ、別表2に定める設備等及び運用基準により適正に実施しなければならない。

(運搬における危険防止措置)

第12条 病原体等管理責任者は、次の各号に定める危険防止措置を執ることにより、病原体等を安全に運搬しなければならない。

- (1) 病原体等が漏出・拡散しない構造の容器に入れること
- (2) BSL2の病原体等を運搬する場合は、外側の容器の見やすい箇所に、BSL2の病原体等であることを表示すること

(廃棄)

第13条 病原体等管理責任者は、承認を受けた病原体等を廃棄する場合は、消毒用アルコール等で消毒し、オートクレーブ滅菌したのちに専用の容器に封入のうえ、感染性廃棄物として廃棄しなければならない。

2. 病原体等管理責任者は、病原体等を廃棄する場合は、病原体等廃棄届(様式6)を委員会に提出しなければならない。

(実験従事者に対する安全教育)

第14条 病原体等管理責任者は、病原体等を使用する実験従事者に対し、次の各号に定める事項について安全教育を実施しなければならない。

- (1) 病原体等の危険性に関する事項
- (2) 病原体等の取り扱い及び安全な実験操作に関する事項
- (3) 病原体等の管理に関する事項
- (4) 実験後の消毒滅菌及び廃棄物処理に関する事項

(事故等発生時の措置)

第15条 病原体等の管理施設において、事故(災害を含む。)が発生した場合は、直ちに病原体等管理責任者に通報しなければならない。

2. 前項の通報を受けた病原体等管理責任者は、直ちに病原体等の管理施設の使用禁止又は立ち入り禁止の措置を講じ、学長及び委員会委員長に連絡するとともに、施設の消毒等必要な措置をとらなければならない。
3. 病原体等管理責任者は、事故の結果、身体に異常をきたした者又は異常をきたす恐れのある者が生じた場合は、ただちに学校医等の医師に連絡し、その指示に従わなければならない。
4. 委員会は、事故等発生時の状況及び経過等について調査を行い、必要な処置及び改善策等について学長に助言又は勧告をしなければならない。

(定期報告)

第16条 病原体等管理者は承認を受けた病原体等の使用及び管理状況並びに病原体等管理施設の状況について、毎年度末に病原体等管理及び病原体等管理施設定期報告書(様式7)により委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第17条 この規程に基づく庶務は、大学事務局業務課が行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

同一法人設置校 日本工学院専門学校の校舎基準面積の算出

日本工学院専門学校の校舎基準面積を専修学校設置基準(昭和 51 年文部省令第 2 号)に基づき、以下のとおり算出する。

○平成 30 年度日本工学院専門学校収容定員 5,390 名

○基準面積の計算

課 程 (設置基準の分野)	定員 (人)	別表第 2 (㎡)	
		イ 基準面積	ロ 加算面積
工業専門課程 (工業)	2,710	<u>8,270</u> 【260+3.0×(課程総定員-40)】	8,190 【180+3.0×(課程総定員-40)】
芸術専門課程 (文化教養)	2,600	6,600 【200+2.5×(課程総定員-40)】	<u>6,540</u> 【140+2.5×(課程総定員-40)】
医療専門課程 (医療)	80	380 【260+3.0×(課程総定員-40)】	<u>300</u> 【180+3.0×(課程総定員-40)】
総定員	5,390	—————	—————

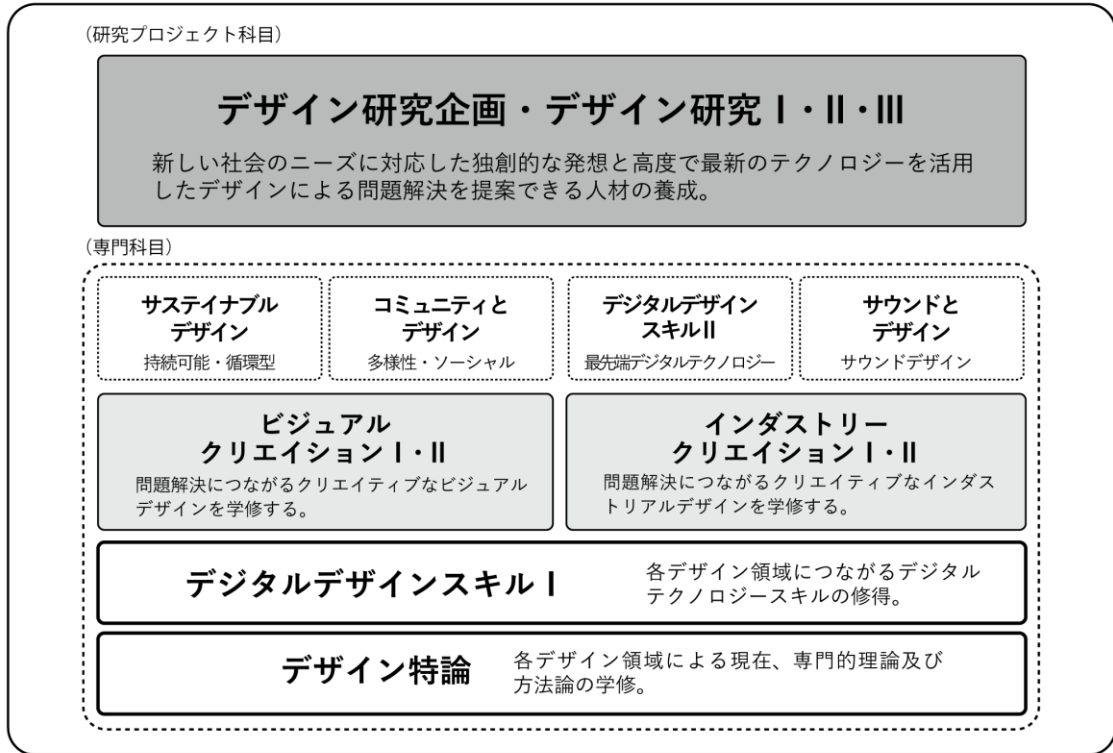
○基準面積の算出

- ①上表の「イ 基準面積」のうち、最大となる面積……8,270 ㎡
 ②上表の「ロ 加算面積」のうち、上記「最大となる面積」の課程以外の課程における
 「ロ 加算面積」の面積 ……6,540 ㎡+300 ㎡

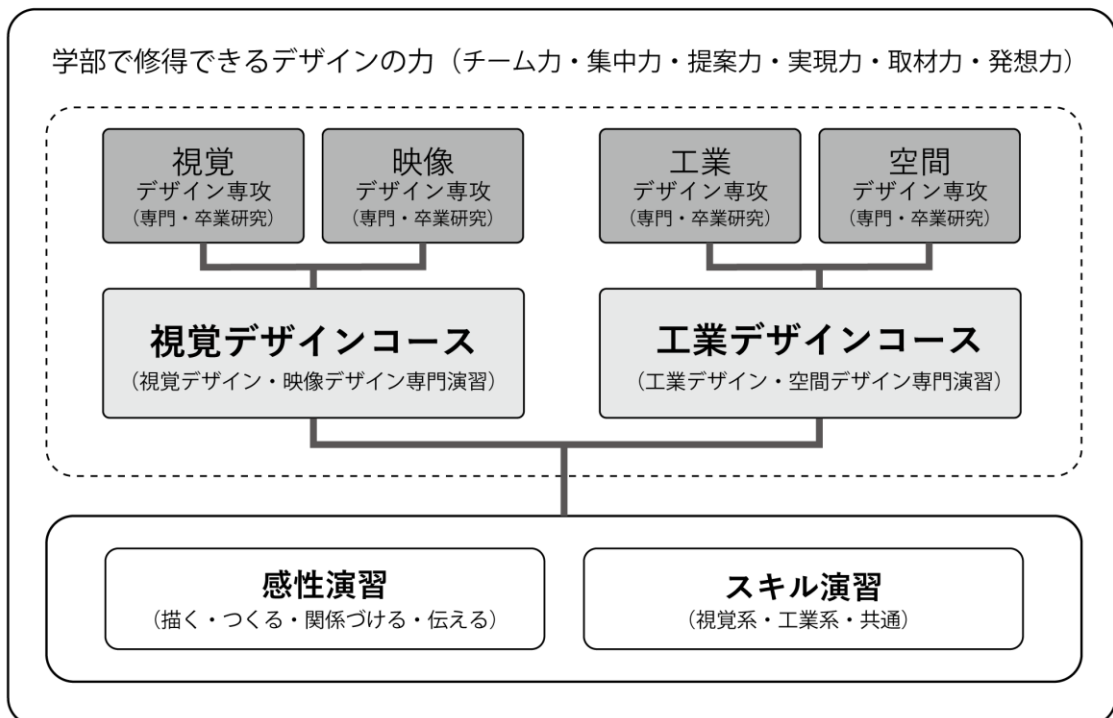
日本工学院専門学校校舎基準面積(①+②) 15,110 ㎡

デザイン学部と大学院デザイン研究科との関係

大学院デザイン研究科



デザイン学部



学生の確保の見通し等を記載した書類

1 学生の確保の見通し、及び申請者としての取り組み状況

< 1 > 学生確保の見通し

ア 定員充足の見込み

東京工科大学大学院デザイン研究科は、2010年に新設した東京工科大学デザイン学部を基礎とするものである。定員充足の見通しは、現在の学部生が多数進学を希望することがアンケート結果から予想されており、定員充足は十分に可能である。

本研究科の進学対象となる本学デザイン学部における2010年度入試（開設初年度～2018年度入試）までの入学志願状況は資料1に示す通り、十分な数の志願者を有しており、今後も志願者数については問題がないと考えられる。また、資料2に示す通り、都内のデザイン系他大学院でも十分な数の志願者を集めている。そして、本研究科の入学定員10名の設定に関しては、本学デザイン学部の入学定員200名に対し、本研究科の入学定員は10名で学部の定員に対する割合は5%となっており、アンケート結果から、進学希望者の割合は2年次生12%、3年次生7.5%となっているので、まったく問題がないと考える。

イ 定員充足の根拠となる客観的データの概要

本学部2年次、及び3年次に在籍する学生に大学院構想についてアンケートを実施した。（資料3）

(A) 2017年9月26、27日に実施した本学デザイン学部2年次生のアンケート（資料4）によると本研究科進学を希望している割合は12%（アンケート回答数175名に対し21名が希望）である。

(B) 2017年9月28日に実施した本学デザイン学部3年次生のアンケート（資料5）によると、本研究科を希望している割合は7.5%（アンケート回答数189名に対し「視覚デザインコース」が6名、「工業デザインコース」が8名で合計14名が希望）である。

以上のアンケート結果から、2年次生の希望者（21名）、3年次生の希望者（14名）以外に潜在的な入学者層が認められる他、他大学等からの者も含めると学生確保上の不安要素はない。

ウ 学生納付金の設定の考え方

本研究科の教育研究の目標を達成するうえで必要な人件費及び経常的な経費を賄い中長期的に安定した運営を実現するため、本研究科の納付金は以下の通りとする。

	入学金	授業料	施設設備・教材費	その他の費用	計
初年度	250,000	1,095,000	0	1,750	1,346,750
2年目		1,115,000	0	0	1,115,000
					2,461,750

本研究科の入学初年度の納付金（1,346,750円）は、首都圏にあるデザイン系の大学院を有する私立4校（多摩美術大学、武蔵野美術大学、東京造形大学、女子美術大学）の納付金と比較して低廉である。また初年度授業料（1,095,000円）に関しては他大学4校の授業料を平均した金額であり妥当だと考えられる。

< 2 > 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

多様な表現手法が幅広い展開を示す現代のデザインの仕事においては、従来のデザイン教育で身につけたデザインスキルでは十分に対応することは難しく、より独創的で高度の発想、提案力が求められる。そのような状況を踏まえ、専門職業人としての能力形成の上で大学院進学が持つ意義を、「大学院構想についてのアンケート」を実施した際にレクチャーを行った。（本学デザイン学部2年次、3年次生の364名）

本学のデザイン教育の特色は、1、2年次においてデザインワークに必要な基礎力を身につけ、3年次からコース、専攻を選択し、専門性を学ぶカリキュラムを組んでいることであるが、その指導の中でより高い専門性を身につける大学院に進学し、より高度なスキルを身に付けたいと考える学生が数多く存在することを把握している。

今後は本学デザイン学部生に対して1年次の早い段階から、各授業や演習内で大学院進学を意識させ、また保護者についても保護者懇談会において大学院相談についての専用のコーナーを設け、教員がその意義に理解を求めるとともに、学生確保に向けたPR活動を行う。さらに、本学デザイン学部生に対して年に3回、大学院の説明会を開催し、選考方法、学費といった内容の説明も行う。また、本学外の大学院進学希望者向けに大学院専用のwebページを設け、教育研究についての情報発信を行うなど注力していく。

2 人材需要の動向等社会の要請

< 1 > 人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的

本学デザイン学部においては、五感を駆使した「感性教育」とコンピューターを駆使した「スキル教育」を両輪として、実社会で役立つ発想力や問題解決力を身につけるべく教育を行ってきた実績がある。前世紀にはない新たなメディアが創出されて美術表現が多様な展開を示す現代において、本学研究科は、学部教育で達成された感性とスキルの融合をさらに発展させ、本学に整備されている先端的な機材を駆使して専門性をさらに強化し、最新のスキルを用いつつも、人間の感性を重視した新たな「表現」によるデザインを提案する。またデザインに不可欠なプランニング能力の向上にも力を入れ、多様な展開にも柔軟に、かつ的確に対応出来るよう教育する。アートは表現自体を目的とするのに対し、デザインは実用性と社会性という目的を持って制作されるものといえようが、本研究科では新たな表現を実社会にとって有用なデザイン制作にいかせるデザイナーの育成を目標とする。

< 2 > 上記< 1 >が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

①社会的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠。

デザインに関係する業種について、代表的なものだけでも「インダストリアル」「グラフィック」「インテリア」「エクステリア」「パッケージ」「ディスプレイ」「ゲーム」「アニメ」「マルチメディア」が挙げられ、多様な展開を続ける各業種において、デザイナーの需要は増加し続けている反面、業種全体が慢性的な人材不足の傾向にある。それに伴いデザイナーの数は2000年に16.1万人、2005年に16.5万人、2010年には18.0万人と堅調に増加している。(経済産業省 デザイン関係統計資料の中の3、1) 総務省「国勢調査」'10) (資料6) 先進的な飛躍を急速に遂げている現代におけるデザイナーの社会的な役割は単なるモノづくりの仕事という旧来的なことに加え、様々なマルチメディアなどの先進的な要素を融合させ、近未来を見据えた新しいデザインの価値を創造し社会に貢献することであり、企業側はそれらを具現化するべく多様なデザインスキルを持った人材を必要としている。しかしながらデザイン教育を実践するほとんどの大学では、特定の専門的なデザインスキルを養成することを目的としており、専門性を超えた多様なデザインスキルを備えた人材育成は途上にある。本学研究科での教育方針は新しい社会のニーズに対応した独創的な発想と高度で最新のテクノロジーを活用したデザインによる問題解決を提案できる人材の養成であり、

様々な表現スキルを身につけた学生の需要は、今後一層の発展が期待されるメーカーや広告関連企業、映像関連企業をはじめ、その他デザインに関係する各企業で多く見込まれる。以上のことから本研究科設置の目的は、社会的な人材需要の動向等を踏まえたものであると言える。

②地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠

本学の所在地である東京都大田区は、戦後から工業の街として大きく発展し、工場数と従業員数で東京都の市区町村中第一位、製品出荷額は第三位（工業統計調査報告平成20年現在）となっており、日本を代表する、いわば「ものづくりの町」である。しかしながら、工場数や従業員数は昭和60年頃から減少傾向にあり、「後継者不足」や「海外や地方での生産移行による製造量の減少」などの問題が喫緊の懸案事項になっている。それを踏まえ、大田区では「大田区産業振興基本戦略」（資料7 検討委員会報告書）として工業集積の維持、発展を図るために様々な支援を実施している。中でも事業の高度化に伴う工場の拡張、ものづくり人材の育成、新製品・新技術の開発支援、産学連携の促進などの強化を図っている。また羽田空港の国際化などの地域特性を生かしつつ、新市場の開拓支援や新規成長産業の創出に取り組み、大田区のものづくりを国内外に発信することに注力するという基本戦略を立てている。この戦略を具現化する上で、様々なデザインスキルを持った人材は欠かすことのできない要素と言える。

本学デザイン学部の卒業生も区内の企業に就職し、学部で身につけたデザインスキルを発揮し活躍しているが、本研究科での教育方針やカリキュラムが、内容的に前述の「大田区産業振興基本戦略」に沿うものがあり、特に「ものづくり人材の育成」「環境に優しいものづくり」という部分で合致している。「ものづくり人材の育成」という点では、単にデザインを案ずる能力以外にも発想力や企画力、またコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力が必要不可欠であり、「環境に優しいものづくり」という点ではサステイナブル社会を見据えた多角的な提案力が必要である。これらの能力を培うことは本研究科のカリキュラム「コミュニティとデザイン」「サステイナブルデザイン」等によって可能であり、養成すべき人材像に不可欠な要素でもある。これら多様なデザインスキルを備えた学生が、製造業や印刷業を中心とした区内の企業に就職し、能力を発揮することで各企業の活動が盛んになり、区内産業が大きく発展する可能性があるばかりではなく、大学院と企業が独自の研究開発を展開していく「産官学連携」などの社会的規範に繋がる効果も期待できる。以上のように、本研究科設置の目的は、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであると言える。

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 デザイン学部入試結果
- 資料 2 デザイン専攻他大学入試結果
- 資料 3 大学院に関するアンケート調査
- 資料 4 在学生アンケート結果（2年次生）
- 資料 5 在学生アンケート結果（3年次生）
- 資料 6 デザイン関係統計資料
- 資料 7 産業分類統計表
- 資料 8 大田区産業振興基本戦略検討委員会報告書

東京工科大学デザイン学部入試結果

年度	定員数	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成25年度	200	731	711	470	216	1.5
平成26年度	200	670	655	532	218	1.2
平成27年度	200	1,123	1,096	534	225	2.1
平成28年度	200	1,004	979	579	216	1.7
平成29年度	200	1,205	1,182	547	221	2.2

東京工科大学大学院「デザイン研究科（仮称）」に関するアンケート調査

東京工科大学では、新たな大学院研究科として「デザイン研究科（仮称）」の開設を構想しています。（「研究科」というのは大学院における「学部」のようなものです）。このアンケート調査は、大学院について皆さんの関心度や進学希望などについて伺うことで、構想を具体的に検討していくための基礎的な資料とするものです。

回答は、各設問について該当する番号を解答欄に記入してください。

なお、アンケートの結果は、統計資料としてのみ用い、他の目的で使用することはありません。

【デザイン研究科開設構想】

東京工科大学では、デザイン分野の大学院を作ることを構想しています。

大学院とは、大学卒業後に大学で学んだことをさらに深めて研究・制作する場です。

デザイン学部では、コンピュータを用いたスキル教育と豊かな表現力をはぐくむ感性教育とを教育の両輪として、社会的に関心の高いテーマについて独創的な発想や問題解決力を持ってデザインの提案をすることができるように指導を行ってきましたが、学部の次の展開として、こうした内容を発展させ、ビジュアル・インダストリアルの両分野のデザインをより深く学べる場である大学院「デザイン研究科」（仮称）を設けることを構想しています。

この研究科では、さらに専門的なデジタルスキルを学び、より創造性を重視した「表現」によって、社会に役立てるような実学的なデザインの教育を行いたいと考えています。

現代の世界的なテーマとしての、資源の再利用などを考えた循環型社会への提案や、人々が生活するコミュニティとの関わりなどについて、クリエイティブな表現力によって新たなデザインを生み出すデザイナーやデザイン研究者などを養成したいと思っています。

◆ 開設する研究科・専攻（案）

研究科名	専攻名	課程	入学定員
デザイン研究科	デザイン専攻	修士課程	10名

- ◆開設時期 : 平成31年4月
- ◆開設場所 : 蒲田キャンパス
- ◆学費 : バイオ・情報メディア研究科と同額
- ◆就学支援 : 大学院奨学金制度、TA制度

注) 上記の研究科・専攻名、課程、入学定員及び開設時期、開設場所、学費等は全て構想中であり、正式に決定したものではありません。

●あなたの学年を教えてください。

() 年

●3年生におたずねします。あなたの専攻を教えてください。

() 専攻

設問1 大学院に進学し勉強することに興味がありますか。

【回答欄】

1. 興味がある
2. 興味はない

設問2 設問1で「1.」と回答した方におたずねします。

大学院で勉強する時期について、現在どのように考えていますか。

1. 卒業したら、すぐに続けて勉強したい
2. 卒業して何年かしたら、入学して勉強することも考えてみたい
3. 将来もしかしたら、入学して勉強することがあるかもしれない
と思う

設問3 設問2で「1.」又は「2.」と回答した方におたずねします。

構想中の「東京工科大学大学院デザイン専攻」への進学を希望しますか。

1. はい
2. いいえ

設問4 設問3で「1.」と回答した方におたずねします。

東京工科大学大学院デザイン専攻のどの分野の勉強を希望しますか。

1. 視覚デザイン分野
2. 工業デザイン分野

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

東京工科大学大学院「デザイン研究科(仮称)」アンケート調査結果

2年次生の結果

29年9月26・27日実施

175名対象

(207名在籍 31名欠席 1名不備解答)

設問1 大学院に進学し勉強することに興味がありますか。175名中

興味がある 82名 47%

興味がない 93名 53%

設問2 設問1で「興味がある」と回答した人対象「大学院で勉強する時期」82名中

引続き 35名 43%

何年かしたら
11名 13%

将来もしかしたら 36名 44%

設問3 設問2で「1」または「2」と回答した人対象「工科大デザイン専攻への進学を希望するか」46名中

希望する 21名 46%

希望しない 25名 54%

設問4 設問3で「1」と回答した人対象「大学院デザイン専攻のどの分野を希望しますか」21名中

視覚デザイン分野 13名 62%

工業デザイン分野 8名 38%

東京工科大学大学院「デザイン研究科(仮称)」アンケート調査結果

3年次生視覚デザインコースの結果 29年9月28日実施 109名対象
(120名在籍 11名欠席)

設問1 大学院に進学し勉強することに興味がありますか。 109名中

興味がある 34名 31% 興味がない 75名 69%

設問2 設問1で「興味がある」と回答した人対象「大学院で勉強する時期」 34名中

引続き 7名 20% 何年かしたら 7名 20% 将来もかしたら 20名 59%

設問3 設問2で「1」または「2」と回答した人対象「工科大デザイン専攻への進学を希望するか」 14名中

希望する 6名 43% 希望しない 8名 57%

設問4 設問3で「1」と回答した人対象「大学院デザイン専攻のどの分野を希望しますか」 6名中

視覚デザイン分野 6名 100%

3年次生工業デザインコースの結果 29年9月28日実施 80名対象
(92名在籍 7名欠席 5名不備解答)

設問1 大学院に進学し勉強することに興味がありますか。 80名中

興味がある 23名 29% 興味がない 57名 71%

設問2 設問1で「興味がある」と回答した人対象「大学院で勉強する時期」 23名中

引続き 10名 44% 何年かしたら 6名 26% 将来もかしたら 7名 30%

設問3 設問2で「1」または「2」と回答した人対象「工科大デザイン専攻への進学を希望するか」 16名中

希望する 8名 50% 希望しない 8名 50%

設問4 設問3で「1」と回答した人対象「大学院デザイン専攻のどの分野を希望しますか」 8名中

工業デザイン分野 8名 100%

IV

デザイン関係統計資料

1. 統計資料

デザイン業・デザイナーを取りまく現状について、公開されている各種統計データ、デザインに関する国内外の文献を収集・調査したものを紹介します。

1. デザインに関する事業所

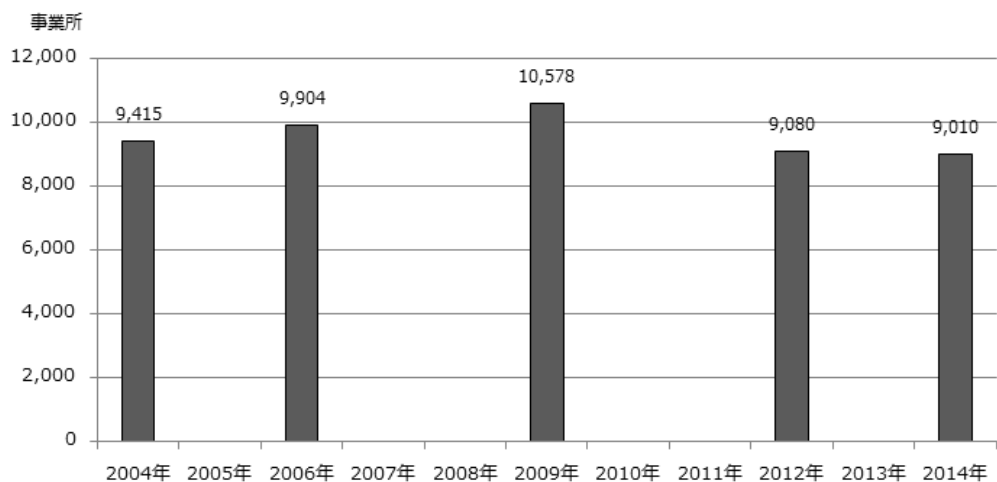
1) 事業所数の推移：デザイン業の事業所数は近年減少傾向

- 2014年のデザイン業の事業所数は9,010となっています。過去の推移をみると、2009年には10,000超となりましたが、その後は減少が続いています。
- 2009年から2014年の5年間に15%の事業所数減少が見られ、厳しい業界環境がうかがえます。

デザイン業の事業所数の推移（単位：件）

	2006年	2009年	2012年	2014年
全産業	5,722,559	5,886,193	5,768,489	5,649,632
デザイン業	9,904	10,578	9,080	9,010
構成比	0.17%	0.18%	0.16%	0.16%
増加率	-	+6.8%	-14.2%	-0.8%

資料：総務省「事業所・企業統計調査」('06)、総務省「経済センサス」('09,'12,'14) ※全産業からは民営事業所のみ



資料：総務省「事業所・企業統計調査」('06)、総務省「経済センサス」('09,'12,'14) ※全産業からは民営事業所のみ

デザイン業の従業者数（単位：人）

		2006年	2009年	2012年	2014年
全産業	総数	54,184,428	58,442,129	55,837,252	59,892,274
	男	31,097,080	33,087,727	31,355,187	32,984,908
	女	23,087,348	25,261,278	24,302,231	26,822,037
デザイン業	総数	47,159	47,163	41,254	40,563
	男	28,368	27,813	24,138	23,395
	女	18,677	19,350	17,116	17,168
比率		0.09%	0.08%	0.07%	0.07%

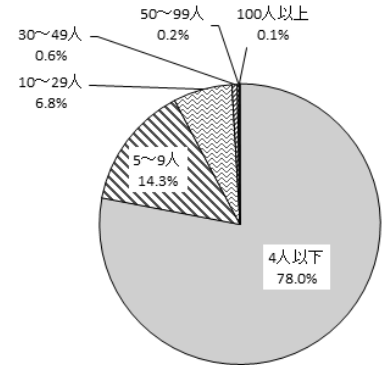
資料：総務省「事業所・企業統計調査」('06)、総務省「経済センサス」('09,'12,'14) ※全産業からは民営事業所のみ

2) 事業所の構成：従業員数 10 人未満、売上高 1 億円未満の小規模事業所が 9 割に

- 事業所数を従業員規模別にみると、「4 人以下」が 78%を占めます。これに「5～9 人」の 14%を加えると、9 割超が 10 人未満の小規模事業所となっています。
- 売上高規模別には「1 千万円未満」が 41%、「1 千万円以上 3 千万円未満」が 28%、「3 千万円以上 1 億円未満」が 22%と、売上高 1 億円未満の事業所が 9 割を超えています。

従業員規模別 事業所数 (2014 年、単位：件)

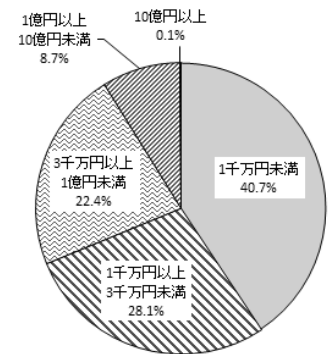
従業員規模	事業所数	比率
1～4 人	6,367	78.0%
5～9 人	1,163	14.3%
10～29 人	554	6.8%
30～49 人	51	0.6%
50～99 人	20	0.2%
100 人以上	5	0.1%
合計	8,160	100.0%



資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(14)

売上高規模別 事業所数 (2014 年、単位：件)

売上高規模	事業所数	比率
1 千万円未満	3,321	40.7%
1 千万円以上 3 千万円未満	2,292	28.1%
3 千万円以上 1 億円未満	1,829	22.4%
1 億円以上 10 億円未満	708	8.7%
10 億円以上	11	0.1%
合計	8,161	100.0%



資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(14)

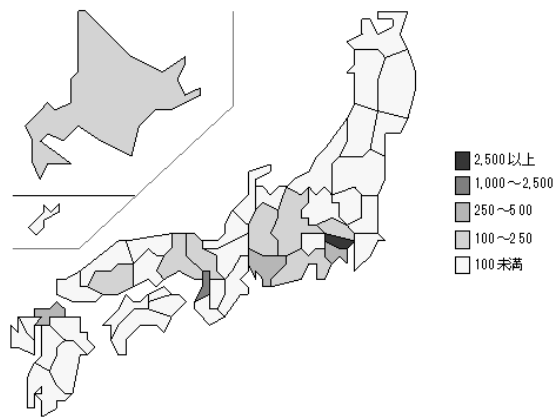
事業所あたりの従業員数 (単位：人)

	2006 年	2009 年	2012 年	2014 年
全産業	9.5	9.9	9.7	10.6
デザイン業	4.8	4.5	4.5	4.5

3) 事業所の都道府県分布：事業所の約半数が東京都・大阪府に立地

- デザイン業の事業所の約半数が東京都(36%)、大阪府(14%)に立地しています。
- 愛知県(6%)、神奈川県(5%)、福岡県、北海道、兵庫県、京都府(各 2%)がこれに次ぎますが、トップ 2 都府との事業所数の開きは大きく、大都市集中型の事業所分布であることがうかがえます。

都道府県別、事業所数（2014年、単位：件）



都道府県	事業所数	比率	都道府県	事業所数	比率
北海道	225	2.8%	滋賀県	40	0.5%
青森県	30	0.4%	京都府	225	2.8%
岩手県	37	0.5%	大阪府	1,178	14.4%
宮城県	76	0.9%	兵庫県	225	2.8%
秋田県	47	0.6%	奈良県	25	0.3%
山形県	32	0.4%	和歌山県	31	0.4%
福島県	48	0.6%	鳥取県	30	0.4%
茨城県	52	0.6%	島根県	16	0.2%
栃木県	46	0.6%	岡山県	72	0.9%
群馬県	76	0.9%	広島県	114	1.4%
埼玉県	173	2.1%	山口県	40	0.5%
千葉県	93	1.1%	徳島県	25	0.3%
東京都	2,955	36.2%	香川県	42	0.5%
神奈川県	388	4.8%	愛媛県	54	0.7%
新潟県	96	1.2%	高知県	19	0.2%
富山県	63	0.8%	福岡県	283	3.5%
石川県	89	1.1%	佐賀県	18	0.2%
福井県	47	0.6%	長崎県	20	0.2%
山梨県	33	0.4%	熊本県	46	0.6%
長野県	101	1.2%	大分県	30	0.4%
岐阜県	120	1.5%	宮崎県	22	0.3%
静岡県	174	2.1%	鹿児島県	35	0.4%
愛知県	492	6.0%	沖縄県	32	0.4%
三重県	46	0.6%	計	8,161	100.0%

資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(14)

2. デザイン業の経営状況

1) 売上高の推移：売上高は横ばいないしは減少基調

- 2014年のデザイン業の年間売上高は3,240億円となっています。
- 対前年比で2013年には11%、2014年には7%のマイナスとなっており、デザイン業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあると言えます。

デザイン業の年間売上高の推移（単位：百万円）

	2009年	2010年	2012年	2013年	2014年
全産業	1,368,019,600	1,385,742,600	1,374,510,500	1,409,157,200	1,447,842,500
デザイン業	387,030	324,973	392,761	348,748	324,006

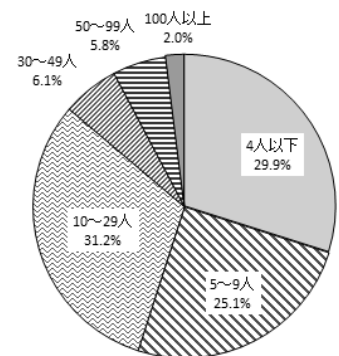
資料：財務省「法人企業統計」(09/10/12~14)、経済産業省「特定サービス産業実態調査」(09/10/13/14)、総務省「経済センサス」(12)

2) 売上高の構成：デザイン業の売上高の多くが、従業者30人未満の事業所

- 従業員規模別にみると、30人未満の事業所が売上高の86%を占めます。一方で、事業所数の1%に満たない30人以上の事業所が14%の売上高を計上しています。
- 事業従事者5人以上の事業所において、業務種類別に売上構成をみると、グラフィックデザインが6割を占めており中核業務となっていることが分かります。

従業者規模別 年間売上高（2014年、単位：百万円）

従業者規模	年間売上高	比率
4人以下	96,814	29.9%
5~9人	81,321	25.1%
10~29人	101,094	31.2%
30~49人	19,685	6.1%
50~99人	18,664	5.8%
100人以上	6,427	2.0%
合計	324,005	100.0%



資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(14)

業務別 年間売上高（2014年、単位：百万円）

業務	年間売上高	比率
デザイン業務（主業）	303,147	93.6%
その他業務（従業）	20,859	6.4%
合計	324,005	100.0%

資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」（'14）

業務種類別 年間売上高（事業従業者数5人以上、単位：百万円）

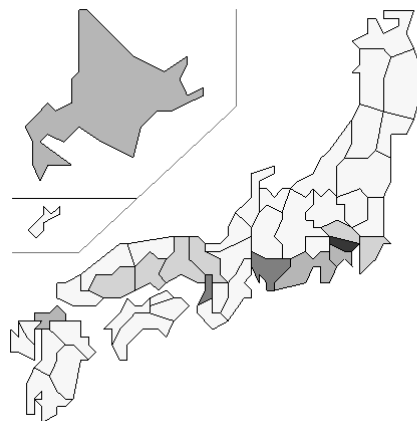
業務種類別	2009年		2010年		2013年		2014年	
	売上高	比率	売上高	比率	売上高	比率	売上高	比率
インダストリアル	15,555	5.7%	11,428	4.9%	11,607	5.5%	11,806	5.5%
グラフィック	168,708	61.4%	143,299	61.7%	126,180	59.3%	122,839	57.5%
インテリア	12,301	4.5%	9,621	4.1%	7,252	3.4%	11,289	5.3%
パッケージ	17,261	6.3%	16,896	7.3%	15,303	7.2%	13,514	6.3%
ディスプレイ	14,342	5.2%	10,596	4.6%	7,563	3.6%	9,291	4.3%
テキスタイル ファッション	8,328	3.0%	10,652	4.6%	12,383	5.8%	8,835	4.1%
マルチメディア	20,131	7.3%	15,087	6.5%	12,577	5.9%	15,245	7.1%
その他	17,997	6.6%	14,688	6.3%	19,807	9.3%	20,841	9.8%
全体	274,625	100.0%	232,269	100.0%	212,673	100.0%	213,659	100.0%

資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」（'09,'10,'13,'14）

3) デザイン業の年間売上高の都道府県分布：売上高の50%が東京都に集中

- 年間売上高の6割超が東京都(48%)、大阪府(14%)と、大都市集中型の産業構造がうかがえます。
- 愛知県(6%)、福岡県(4%)がこれに次ぎますが、東京に比べるとそのとの差は8倍以上となっています。

デザイン業を主業とする事業所の都道府県別、年間売上高（2014年、単位：件）



■ 1,000億円以上
■ 100億～500億円
■ 50億～100億円
■ 25億～50億円
□ 25億円未満

都道府県	年間売上高	比率	都道府県	年間売上高	比率
北海道	6,052	2.0%	滋賀県	391	0.1%
青森県	417	0.1%	京都府	4,595	1.5%
岩手県	502	0.2%	大阪府	47,157	15.6%
宮城県	2,084	0.7%	兵庫県	4,404	1.5%
秋田県	1,033	0.3%	奈良県	369	0.1%
山形県	456	0.2%	和歌山県	991	0.3%
福島県	1,348	0.4%	鳥取県	844	0.3%
茨城県	802	0.3%	島根県	182	0.1%
栃木県	898	0.3%	岡山県	2,519	0.8%
群馬県	2,472	0.8%	広島県	3,347	1.1%
埼玉県	3,658	1.2%	山口県	874	0.3%
千葉県	2,518	0.8%	徳島県	501	0.2%
東京都	154,299	50.9%	香川県	1,099	0.4%
神奈川県	9,000	3.0%	愛媛県	876	0.3%
新潟県	1,930	0.6%	高知県	569	0.2%
富山県	1,568	0.5%	福岡県	9,672	3.2%
石川県	1,666	0.5%	佐賀県	481	0.2%
福井県	689	0.2%	長崎県	323	0.1%
山梨県	528	0.2%	熊本県	520	0.2%
長野県	2,398	0.8%	大分県	695	0.2%
岐阜県	1,822	0.6%	宮崎県	463	0.2%
静岡県	5,701	1.9%	鹿児島県	392	0.1%
愛知県	17,653	5.8%	沖縄県	1,105	0.4%
三重県	1,285	0.4%	計	303,147	100.0%

資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」（'14）

IV

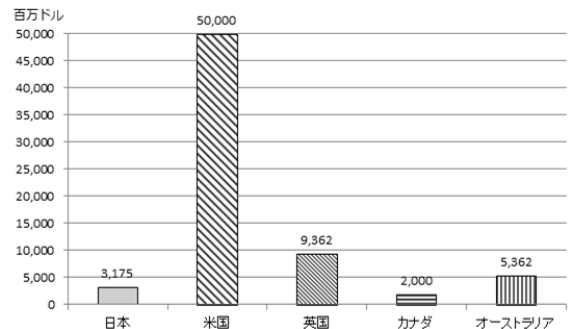
デザイン関係統計資料

4) デザイン経済規模の国際比較：欧米主要国と比して小さい日本のデザイン業の経済規模

- 欧米主要国のデザインの経済規模を比較すると、米国が飛びぬけて大きくなっています。
- 日本は、英国やオーストラリア等に次ぐ水準となっています。

主要国のデザイン業の経済規模（2014年）

国名	経済規模(百万ドル)
日本	3,175
米国	50,000
英国	9,362
カナダ	2,000
オーストラリア	5,362

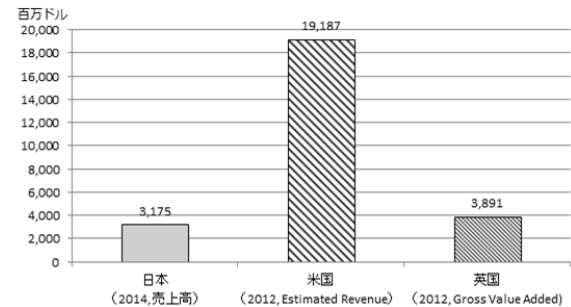


資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(‘14)、IBISWorld, “Industry Market Research”(‘15.8)

- 日・米・英のデザインの経済規模比較では、米国が飛びぬけて大きく、次いで英国、日本となっています。

日・米・英のデザイン業の経済規模（2014年）

国名	経済規模(百万ドル)
日本	3,175
米国	19,187
英国	3,891



資料：日本:経済産業省「特定サービス産業実態調査」(‘14)

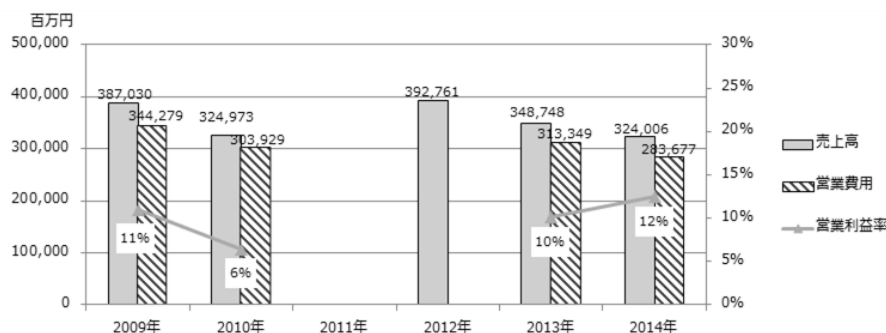
米国:U.S.Census Bureau, “Statistics of U.S. Businesses”(‘12),

英国:Statista, “Product, graphic and fashion design industry GVA in the UK ‘08-‘13”

5) 営業利益率の推移：景気停滞期を経て、産業のコスト削減等の対応力が向上

- 2009～10年にかけては、営業費用圧縮が売上減少に追いつかず営業利益率の低下が見られました。
- 一方、2013年から14年にかけての売上高減少期には、売上減少幅を上回る営業費用削減により営業利益率はむしろ上昇が見られます。

デザイン業の年間売上高、営業利益及び利益率の推移



資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(‘09;’10;’13;’14)、総務省統計局「経済センサス活動調査」(‘12)

※2011年についてはデータなし、2012年については営業費用のデータなし。

3. デザイナーの動態

1) デザイナー数の推移：デザイナー数は堅調に増加

- 2000年に16.1万人、05年に16.5万人、10年には18.0万人と、堅調に増加しています。
- デザイナーの男女比率は57：43と、全体で見るとやや男性の方が多くなっています。

IV

デザイン関係統計資料

デザイナー数の推移（単位：人）

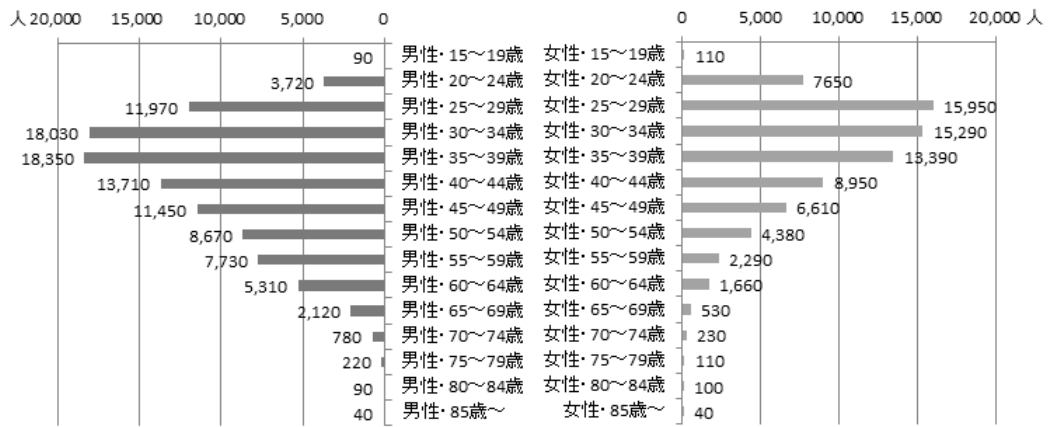
	2000年	2005年	2010年
総数	161,393	164,741	179,570
男	92,944	94,781	102,280
女	68,449	69,960	77,290

資料：総務省「国勢調査」(‘10)

2) デザイナーの構成：20代～30代が多く、平均年齢は39.6歳

- 男性では30代が多く、それ以降は徐々に減少していくものの、60歳以上も8,000人以上存在します。
- 女性では10代～20代で数的に男性を上回りますが、20代後半をピークに、40代以降急速に数が減少します。

性別・年齢層別、デザイナー数（2010年、単位：人）



資料：総務省「国勢調査」(‘10)

性別・年齢階層別、デザイナー数の比率（2010年、単位：人）

年齢階層	男性	女性	全体	全体比率
15～19歳	90	110	200	0.1%
20～24歳	3,720	7,650	11,380	6.3%
25～29歳	11,970	15,950	27,920	15.5%
30～34歳	18,030	15,290	33,320	18.6%
35～39歳	18,350	13,390	31,730	17.7%
40～44歳	13,710	8,950	22,660	12.6%
45～49歳	11,450	6,610	18,060	10.1%
50～54歳	8,670	4,380	13,050	7.3%
55～59歳	7,730	2,290	10,020	5.6%
60～64歳	5,310	1,660	6,970	3.9%
65～69歳	2,120	530	2,650	1.5%
70～74歳	780	230	1,010	0.6%
75～79歳	220	110	330	0.2%
80～84歳	90	100	190	0.1%
85歳以上	40	40	80	0.0%
合計	102,280	77,290	179,570	100.0%

資料：総務省「国勢調査」(‘10)

3) デザイナーの所在：デザイン業のほか、情報通信業、製造業、卸売業・小売業等が活躍の場に

- デザイナーが就業する産業として最も多いのはデザイン業(32%)となっています。次いで、インターネット付随サービス業(13%)、広告業(11%)、映像・音声・文字情報制作業(8%)となっています。
- 製造業（印刷・同関連業、繊維工業等）、卸売業・小売業等もデザイナーの働く場となっています。

デザイナーが就業する産業（2010年）

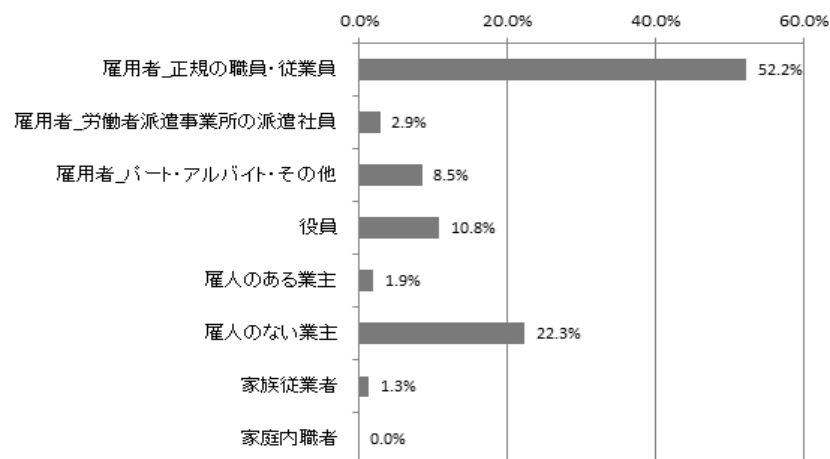
業種	デザイナー数	比率	業種	デザイナー数	比率
A 農業, 林業	30	0.0%	I 卸売業, 小売業	15,760	8.8%
B 漁業	0	0.0%	(45) 卸売業	9,320	5.2%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0%	(47) 織物・衣服・身の回り品小売業	2,650	1.5%
D 建設業	4,870	2.7%	(50) その他の小売業	2,930	1.6%
E 製造業	21,850	12.2%	J 金融業, 保険業	90	0.1%
(9) 繊維工業	3,320	1.8%	K 不動産業, 物品賃貸業	800	0.4%
(13) 印刷・同関連業	7,610	4.2%	L 学術研究, 専門・技術サービス業	80,980	45.1%
(25) 業務用機械器具製造業	1,060	0.6%	(55) 専門サービス業（他に分類されないもの）	58,960	32.8%
(29) 輸送用機械器具製造業	1,720	1.0%	181 デザイン業	57,110	31.8%
(30) その他の製造業	3,050	1.7%	(56) 広告業	18,860	10.5%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	M 宿泊業, 飲食サービス業	540	0.3%
G 情報通信業	49,130	27.4%	N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,740	1.0%
(34) 情報サービス業	9,610	5.4%	O 教育, 学習支援業	480	0.3%
(35) インターネット付随サービス業	23,840	13.3%	P 医療, 福祉	80	0.0%
(36) 映像・音声・文字情報制作業	14,660	8.2%	Q 複合サービス事業	0	0.0%
110 映像・音声情報制作業	2,880	1.6%	R サービス業（他に分類されないもの）	2,900	1.6%
112 出版業	2,180	1.2%	S 公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%
113 広告制作業	8,180	4.6%	T 分類不能の産業	130	0.1%
H 運輸業, 郵便業	190	0.1%	総数	179,570	100.0%

資料：総務省「国勢調査」(‘10)

4) デザイナーの就職状況：正社員として勤めるデザイナーが多数

- 従業上の地位としては、「雇用者_正規の職員・従業員」が最も多く 52%、次いで「雇人のない業主（フリーランス）」が 22%、「役員」が 11%で、派遣社員やパート・アルバイト、経営者は比較的少数となっています。
- デザイン業で働く従業者数（デザイナーの他、間接部門人員等も含まれる）を従業者規模別にみると「1～4人」が33%、「5～9人」が23%、「10～19人」が19%と、20人未満の事業所で8割超となっています。この状況から、デザイナーも小規模事業所で働くケースが多いことが示唆されます。

従業上の地位別、デザイナー数（2010年、単位：人）



資料：総務省「国勢調査」(‘10)

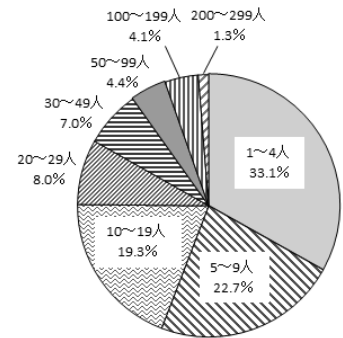
従業上の地位別、デザイナー数（2010年、単位：人）

従業上の地位	デザイナー数	比率
雇用者_正規の職員・従業員	93,750	52.2%
雇用者_労働者派遣事業所の派遣社員	5,170	2.9%
雇用者_パート・アルバイト・その他	15,320	8.5%
役員	19,410	10.8%
雇人のある業主	3,460	1.9%
雇人のない業主（フリーランス）	40,040	22.3%
家族従業者	2,350	1.3%
家庭内職者	0	0.0%
合計	179,500	100.0%

資料：総務省「国勢調査」(‘10)

【参考】従業者規模別 デザイン業における従業者数（2014年）

従業者規模	従業者数	比率
1～4人	13,435	33.1%
5～9人	9,217	22.7%
10～19人	7,830	19.3%
20～29人	3,265	8.0%
30～49人	2,826	7.0%
50～99人	1,801	4.4%
100～199人	1,671	4.1%
200～299人	518	1.3%
300人以上	0	0.0%
出向・派遣従業者のみ	0	0.0%
合計	40,563	100.0%



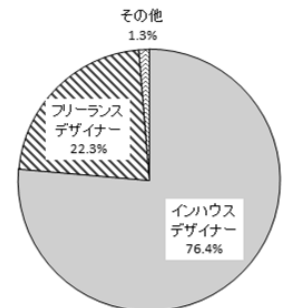
資料：総務省「経済センサス」(‘14)

5) インハウス/フリーランスの構成：インハウスデザイナーがフリーランスの約3倍

- 企業に属するインハウスデザイナーが全体の3/4を占めます。
- 企業に属さないフリーランスデザイナーは、全体の2割強となっています。

インハウス/フリーランス別、デザイナー数の比率（2010年、単位：人）

区分	デザイナー数	比率
インハウスデザイナー	137,110	76.4%
フリーランスデザイナー	40,040	22.3%
その他	2,350	1.3%
合計	179,500	100.0%



資料：総務省「国勢調査」(‘10)

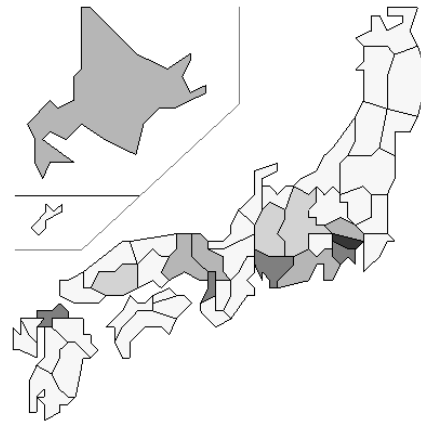
【定義】インハウスデザイナー、フリーランスデザイナー

- ✓ インハウスデザイナーとは、企業に属するデザイナーを指す。ここでは国際調査において、従業上の地位が「雇用者」、「役員」、「雇人のある業主」であるデザイナーをインハウスデザイナーとした。
- ✓ フリーランスデザイナーとは、特定の企業や団体に専従せず、個人事業主もしくは個人企業法人として活動するデザイナーを指す。同じく、従業上の地位が「雇人のない業主」であるデザイナーをフリーランスデザイナーとした。
- ✓ その他には、「家族従業者」、「家庭内職者」が含まれる。

6) デザイン業従業者数の都道府県分布：東京都・大阪府等大都市圏に集中

- 事業所分布や売上高分布と同様、デザイン業従事者数（デザイナーの他、間接部門人員等も含まれる）も東京都(48%)、大阪府(17%)に集中しています。この状況から、デザイナーも大都市圏に集中していることが推察されます。

【参考】デザイン業を主業とする事業所の都道府県別、事業従事者数（2014年、単位：人）



■ 10,000人以上
■ 1,000～5,000人
■ 500～1,000人
■ 300～500人
□ 300人未満

都道府県	デザイナー数	比率	都道府県	デザイナー数	比率
北海道	754	2.4%	滋賀県	82	0.3%
青森県	66	0.2%	京都府	737	2.3%
岩手県	102	0.3%	大阪府	4,830	15.2%
宮城県	251	0.8%	兵庫県	639	2.0%
秋田県	165	0.5%	奈良県	48	0.2%
山形県	79	0.2%	和歌山県	131	0.4%
福島県	159	0.5%	鳥取県	90	0.3%
茨城県	137	0.4%	島根県	29	0.1%
栃木県	128	0.4%	岡山県	294	0.9%
群馬県	287	0.9%	広島県	335	1.1%
埼玉県	517	1.6%	山口県	132	0.4%
千葉県	271	0.9%	徳島県	77	0.2%
東京都	13,717	43.2%	香川県	163	0.5%
神奈川県	1,140	3.6%	愛媛県	146	0.5%
新潟県	292	0.9%	高知県	56	0.2%
富山県	245	0.8%	福岡県	1,085	3.4%
石川県	256	0.8%	佐賀県	60	0.2%
福井県	125	0.4%	長崎県	38	0.1%
山梨県	94	0.3%	熊本県	103	0.3%
長野県	322	1.0%	大分県	77	0.2%
岐阜県	313	1.0%	宮崎県	54	0.2%
静岡県	582	1.8%	鹿児島県	87	0.3%
愛知県	2,020	6.4%	沖縄県	290	0.9%
三重県	180	0.6%	計	31,788	100.0%

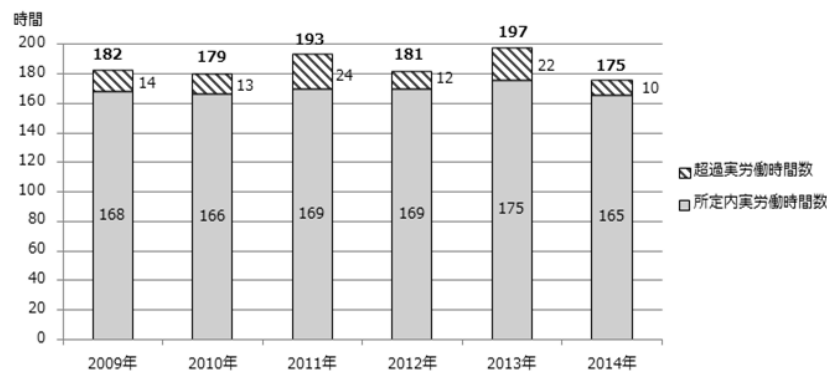
資料：経済産業省「特定サービス産業実態調査」(‘14)

4. デザイナーの就業・報酬の実態

1) 労働時間数の推移：デザイナーの月間労働時間数は180時間前後で推移

- 2014年のデザイナーの月間の総労働時間数は175時間（所定内実労働時間165時間+超過実労働時間10時間）となっています。
- 総労働時間数は近年上下を繰り返しながらも、おおよそ180時間前後で推移しています。

デザイナーの月間労働時間数の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(‘14)

【用語説明】所定内実労働時間数、超過実労働時間数（賃金構造基本統計調査より）

- ✓ 所定内実労働時間数とは、事業所の就業規則等で定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、1日の労働時間ではなく、調査対象期間中に実際に労働した時間数をいう。
- ✓ 超過実労働時間数とは、事業所の就業規則等で定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。ともに1か月間の数値。

2) 労働時間数の構造：小規模企業では労働時間が長い傾向

- 企業規模別にみると、10～99人の企業では月間178時間、100～999人では170時間、1,000人以上では163時間と、企業の規模が大きくなるほど、労働時間は短くなっています。
- 年代別にみると、男女とも40代半ばまではほぼ同じですが、45代後半で男性の労働時間数が増加する一方で、女性では減少が見られます。その後男性が漸減するのに対し、女性は増加をたどっています。

2. 市区町村別、産業中分類別統計表

市区町村	産業分類	調査年	事業所数		従業者数 (人)	現金給与 総額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)	製造品出荷額等		粗付加価値額 (万円)	有形固定資産 年末現在高 (従業者30人以上) (万円)	
			計	内従業者 30人~299人				内従業者 300人以上	内その他 収入額 (万円)			
13 東京都	00 製造業計	2014	12,156	1,281	79	269,815	129,288,120	464,086,538	815,935,066	42,627,414	329,922,094	152,799,246
13100 東京特別区	00 製造業計	2014	9,415	797	23	150,908	65,789,822	167,880,795	320,963,388	16,930,511	143,489,127	81,069,642
13111 大田区	00 製造業計	2014	1,413	135	1	21,496	9,263,392	21,573,072	41,102,927	2,870,012	18,331,124	8,941,557
13121 足立区	00 製造業計	2014	883	62	2	12,760	4,540,190	13,253,236	22,689,403	2,091,718	8,861,989	6,722,755
13107 墨田区	00 製造業計	2014	828	46	1	12,284	5,821,858	9,873,040	27,356,155	555,774	16,127,140	6,429,055
13122 葛飾区	00 製造業計	2014	770	43	-	9,525	3,499,541	9,532,801	16,893,556	1,184,798	6,901,324	2,460,044
13123 江戸川区	00 製造業計	2014	757	45	1	9,473	3,798,314	11,608,293	19,890,563	2,108,069	7,777,528	4,314,006
13119 板橋区	00 製造業計	2014	668	108	4	16,454	7,712,394	21,785,942	42,582,847	1,214,959	19,616,533	10,933,081
13108 江東区	00 製造業計	2014	567	59	5	10,465	4,461,313	15,072,407	28,427,883	988,988	12,494,767	9,585,222
13201 八王子市	00 製造業計	2014	561	105	5	15,393	6,451,994	17,571,384	36,981,225	1,829,199	18,473,471	7,466,829
13118 荒川区	00 製造業計	2014	505	28	-	5,814	2,237,211	5,199,638	9,407,813	975,637	3,940,178	1,059,247
13106 台東区	00 製造業計	2014	449	13	-	4,400	1,560,903	4,116,208	7,294,133	539,793	2,968,209	326,832
13109 品川区	00 製造業計	2014	397	28	-	5,893	2,565,340	4,414,777	9,183,843	503,045	4,469,911	1,167,216
13105 文京区	00 製造業計	2014	296	33	1	5,871	2,833,768	5,716,216	11,097,249	345,493	5,034,911	1,386,433
13111 大田区	24 金属製品製造業	2014	294	27	-	3,964	1,641,848	2,930,479	6,367,203	617,873	3,213,449	1,728,836
13104 新宿区	00 製造業計	2014	292	37	3	8,186	4,339,128	12,953,752	20,999,351	217,943	7,630,695	7,621,493
13117 北区	00 製造業計	2014	285	37	4	7,895	4,312,765	12,346,969	24,056,734	1,099,258	10,993,274	12,370,505
13111 大田区	26 生産用機械器具製造業	2014	254	17	-	3,499	1,638,396	2,829,673	5,963,997	302,720	2,952,089	907,122
13205 青梅市	00 製造業計	2014	236	40	4	9,176	5,540,208	12,165,866	20,809,541	243,302	8,211,186	4,076,092
13119 板橋区	15 印刷・同関連業	2014	212	45	1	6,334	2,758,709	4,438,233	10,604,997	42,556	5,787,086	3,216,483
13303 西多摩郡瑞穂町	00 製造業計	2014	211	36	1	6,407	2,952,365	22,602,986	41,077,009	510,452	17,343,190	3,704,070
13104 新宿区	15 印刷・同関連業	2014	201	32	3	6,949	3,874,744	12,023,836	19,177,412	80,731	6,797,276	7,364,302
13108 江東区	15 印刷・同関連業	2014	199	22	1	3,950	1,871,195	3,525,173	8,214,726	155,085	4,383,863	2,651,205
13105 文京区	15 印刷・同関連業	2014	196	26	1	4,571	2,325,939	4,493,303	8,822,271	46,728	4,047,746	1,222,373
13120 練馬区	00 製造業計	2014	193	21	-	3,032	1,160,552	3,366,716	6,163,668	384,732	2,633,635	812,471
13122 葛飾区	24 金属製品製造業	2014	183	8	-	2,063	733,298	1,201,426	2,582,814	23,915	1,289,171	131,724
13112 世田谷区	00 製造業計	2014	178	16	-	2,416	949,531	1,900,139	3,963,337	257,693	1,930,062	215,416
13123 江戸川区	24 金属製品製造業	2014	171	8	-	1,850	701,171	1,733,844	3,444,846	407,888	1,604,220	298,113
13102 中央区	00 製造業計	2014	166	17	-	2,508	1,092,154	2,732,079	5,294,852	243,532	2,395,123	1,509,742
13121 足立区	24 金属製品製造業	2014	163	3	-	1,610	553,121	1,047,071	2,186,252	80,354	1,062,720	42,368
13116 豊島区	00 製造業計	2014	161	15	1	3,003	1,368,041	2,685,129	5,720,484	131,390	2,870,478	3,419,443
13107 墨田区	15 印刷・同関連業	2014	152	19	-	2,435	1,033,788	1,494,480	3,257,476	63,472	1,651,157	767,392
13107 墨田区	24 金属製品製造業	2014	145	2	-	1,341	478,458	930,843	1,808,233	20,931	818,969	X
13209 町田市	00 製造業計	2014	143	27	3	4,692	1,891,718	5,558,755	9,586,725	1,376,173	3,823,721	2,195,100
13110 目黒区	00 製造業計	2014	141	16	-	2,542	1,184,397	2,890,561	4,970,959	484,740	1,952,373	352,715
13103 港区	00 製造業計	2014	128	11	-	1,852	859,546	2,457,040	4,553,742	108,758	1,957,830	350,482
13223 武蔵村山市	00 製造業計	2014	128	27	3	4,017	1,483,801	4,841,988	8,558,846	87,302	3,533,135	2,528,649
13118 荒川区	15 印刷・同関連業	2014	127	9	-	1,596	668,622	1,304,755	2,502,935	8,247	1,119,043	350,243
13207 昭島市	00 製造業計	2014	127	25	8	9,210	4,919,684	39,967,964	51,228,353	2,496,134	11,288,751	10,691,762
13206 府中市	00 製造業計	2014	123	32	7	13,197	8,607,943	63,786,585	89,165,922	4,952,056	21,751,723	8,818,357
13111 大田区	25 はん用機械器具製造業	2014	116	10	-	1,751	787,309	1,757,103	3,129,696	547,497	1,290,756	551,558
13111 大田区	29 電気機械器具製造業	2014	115	11	-	1,667	749,470	1,464,880	2,864,373	86,286	1,317,885	345,333
13102 中央区	15 印刷・同関連業	2014	108	13	-	1,741	828,369	1,967,643	3,880,618	13,462	1,788,378	1,400,840
13101 千代田区	00 製造業計	2014	107	16	-	2,066	970,906	2,102,746	4,562,622	19,658	2,300,845	648,204
13111 大田区	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2014	106	6	-	1,318	523,217	864,770	1,915,781	46,992	985,941	745,681
13208 調布市	00 製造業計	2014	103	13	2	2,378	1,176,907	2,435,049	5,005,639	417,233	2,424,962	1,032,387
13123 江戸川区	26 生産用機械器具製造業	2014	98	10	-	1,492	762,654	1,928,318	3,414,429	477,961	1,411,778	1,325,537
13115 杉並区	00 製造業計	2014	95	2	-	1,025	421,593	881,818	1,753,417	336,596	816,024	X
13202 立川市	00 製造業計	2014	90	19	3	3,753	1,753,734	5,077,877	8,193,097	169,124	3,179,372	676,746

大田区産業振興基本戦略検討委員会

報告書

平成20年12月

大田区産業振興基本戦略検討委員会

はじめに

大田区産業振興の原点は、ここが「ものづくりのまち」であり、「そこで働き、そこで暮らすまち」であるということにある。大田区においては、製造業集積の活発な生産活動が卸売業や対事業所サービス業など様々な関連産業の集積を促し、ここで働き暮らす人たちの生活を支える個性的な商業・サービス業が発展し、さらにこれらがものづくりの活力を増大させてきた。

この大田区産業の主役は小規模な企業である。そこで働く経営者や従業員の多くは区内で暮らす地域社会の生活者でもある。区内の様々な産業は生活の場面でも結び付いて地域社会を創り上げ、人々の絆が産業経済の活力を生む原動力となっている。

日本の産業、そして大田区の産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、このような原点を見据えてビジョンを描き、企業とそこに働く人たちに新しい時代への柔軟かつ積極的な適応力を発揮するための戦略を示すことがこの基本戦略の役割である。そして、これを通じて大田区に暮らす人たちがここに住んで本当によかったと思うことが出来るような「まち」にすることがそのゴールである。

今日、日本の製造業は世界中で調達・生産し販売する体制へと転換してきている。国際競争が広がる中、世界をリードする先進技術や製品を創出し供給するフロントランナーとしての役割に、日本の製造業とりわけ国内の製造業集積は発展可能性を持つ。高度で多様な技能・技術集積を背景に「ナショナル・テクノポリス」と言われてきた大田区の製造業集積は、さらに先進性のある高度な要請に応える能力を持っている。大田区製造業は世界に広がる日本の製造業の先進技術と製品を生み出す世界の母工場都市「グローバルテクノポリス」に発展していくことが期待される。

その実現に向けては、独自の製品や技術を創出する開発型企業のプロダクトイノベーション力を高める戦略、基盤技能・技術を基に試作から量産に至る各段階で様々なロットに対応して高品質な部品を製作・加工する企業のプロセスイノベーション力を強化・連携する戦略、さらには培ったノウハウを活かしたエンジニアリング等の関連サービス分野への進出といった業態の拡張を促す戦略、などが重要となるだろう。さらに、中小・中堅企業の事業展開が広域化する中で、区内企業が地方や海外に進出し、逆に地方や海外の企業が大田区へ進出することを円滑にする条件や環境を整備するための戦略も重要となる。

商業の中核となる商店街は、このまちで働き暮らす人たちの日常に欠かせない商品やサービスを提供する場として大きな役割を担っている。とりわけ働く人たちとあらゆる年代の生活者が出会い交流する地域社会の中心的な存在とし

での役割は重要である。商店街は、高齢化や就業形態の多様化等を反映した商品取り寄せ・宅配・給食などのきめ細かいサービスや一人暮らし高齢者への見回り、子育て支援などの生活支援サービスの担い手としても期待されており、ここに商店街発展の重要な契機の一つがある。地区ごとにユニークな特徴を持つ商店街が、このような新しい期待に応えて活性化していくためには、それぞれの特性や資源を十分に活用するための支援も必要であり、とりわけ、NPO や支援機関、そして生活者との連携と協働を念頭においた戦略が重要となろう。

経済のサービス化とともに、大田区でも製造業と関連したサービス業が大きな位置を占めるようになった。製造業自身がサービス業的に事業を展開して活力を維持増大させようとする動きも見られる。このような中で、狭い意味での「ものづくり」だけにこだわらず、コンベンションなどのイベントなども含めたビジネスの新たな開拓余地を拡大していくための戦略を考えることは、大田区の全産業の活性化にとって意義のあるものであろう。加えて、羽田空港の国際化への対応次第では、区内のあらゆる産業が世界に直結する可能性を秘めており、これにより、大田区の持つ多様な潜在力の中から、従来では考えられなかったようなビジネスが生まれてくることが期待される。

最後に、この基本戦略を実効性のあるものにするため、PDCAサイクルの確立を提案したい。すなわち、この基本戦略が確実に実施されているかどうかをチェックするとともに、この戦略の最適化や重点施策を検討する機関が必要である。近年、産業を取り巻く環境変化は「振幅は大きく、周期は短い」ものとなっている。したがって、ビジョンや戦略の軌道修正は適宜必要となる。とりわけ、金融が肥大化した社会においては、ここ数年の間に起きたような原材料・エネルギー価格の高騰や今回の金融危機など、その都度速やかに緊急対策を講じなければならない事態は今後も随時発生する可能性がある。

大田区の産業振興の基本戦略を適切に展開するには、長期的視野を持ちつつ、その時々状況に応じた機動的施策運営が望まれる。そのためにも今回真摯な検討を続けて頂いた委員の方々および大田区・(財)大田区産業振興協会などのメンバーにより諮問機関を設立し、ここを中心に、施策のPlan（計画）－Do（実施・実行）－Check（点検・評価）－Act（処置・改善）サイクルを確立すべきだろう。

大田区産業振興基本戦略検討委員会
委員長 鵜飼 信一

増加、空き地・空き家の増加など、都市環境の悪化を招きコミュニティの維持を困難にする恐れもある。

少子高齢化の進展にあわせ大田区としても、産業の担い手の育成、確保をいっそう推進していく必要がある。また、製造業では高齢化する熟練技能者からの技術・技能を継承する若者や外国人の育成、確保を促進していく必要がある。さらに女性の社会進出が拡がり、定着しつつある昨今においては、若者や高齢者等とともに、女性の活躍を促進するなど働き手の多様性に対応していくことも重要となる。

4. 都市化の進展

大田区では、90年代以降、マンション等の建設が加速し都市化が進展している。工場が移転・廃業した跡地の多くは、マンションとなり周辺地域の環境を一変させている。

大田区では臨海部への工場の集団移転、工場アパートの建設による小規模工場の集約化、工場の周辺との調和など、住工混在問題への取組を進めてきている。しかし、工場と住居が隣接する地域は多くあり、住工混在問題が生じている。工場は周辺住民に配慮した操業を余儀なくされており、製造業の振興を進めていくためには、製造業が安心して操業を続けられる、住宅と工場が調和した都市環境の整備や適切な都市政策が求められる。

また、企業の成長に合わせた拡大や新規創業に配慮した立地環境の整備も推進していく必要がある。

都市化の中で、商業環境も変化してきている。都市化が進展することで、近隣との人間関係が希薄になり、コミュニティとしてのまとまりが弱まっている。コミュニティのコアであったはずの商店街の集客力は減衰する一方である。商店街では空き店舗が増加し、空き店舗跡地に集合住宅が建設されるケースもあり、商店街として維持することも困難な状況に追い込まれているところも少なくない。

商店街においては、商業環境の変化にも対応した新たな役割に基づき、周辺住民の生活ニーズに対応した取り組みについて検討していく必要がある。一つの方向としては、商店街を地域生活の支援拠点といった役割に基づき、高齢者の生活や子育てを支援する機能を取り込みつつ再構築していくことが考えられる。さらに、羽田空港の再拡張・国際化による利用者の拡大を視野に入れた商店街の観光拠点としての展開についても検討の必要がある。

5. 深刻さを増す地球環境問題

産業活動を巡る環境問題の変遷をみると、1960～70年代の産業公害、二度のオイルショックの後、80～90年代には、地球温暖化・オゾン層破壊、砂漠化、資源枯渇（エネルギー・セキュリティ問題）、廃棄物問題等の地球規模の環境問題が顕在化してきている。これらの環境問題は、複雑化・多様化しており、解決が非常に困難であり、課題

解決に向けて、世界規模で取り組みが検討されている。

そうした中、日本においては、京都議定書発効による温室効果ガス6%削減の実現が厳しい見通しとなり、CO₂削減に向けた取り組みの強化が国際的な課題となっている。

一方で、環境ビジネス市場は拡大しており、1990年代後半から、公害防止、廃棄物処理・リサイクル、土壌改良、環境コンサルティングなどが伸びてきている。今後も、環境ビジネス市場は拡大すると予想され、その市場規模は全体で約67兆円、雇用規模は約170万人にもなると予想されている。

個々の企業においても、人材・資金等の制約により対応が困難であることや、コストが市場で回収できにくい等の課題はあるものの、一方で、環境対応により企業イメージが向上することや、環境配慮による経営効率の向上、環境ビジネス市場への参入（環境関連の新規商品・サービスの提供）等をビジネスチャンスとして捉えていくこともできる。

産業集積地である大田区としては、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちの実現は重要な課題であると考えられる。そのため、区内企業による廃棄物の発生抑制や省エネルギーの推進、緑化など、環境保全活動を促進していく必要がある。ものづくり、商業・サービス業の業種横断で、地域単位での地球環境への取り組みも推進していくことが求められる。

また、区内産業の新たな展開の1つとして廃棄物処理・リサイクル装置など環境関連分野への進出も考えられる。太陽光発電、風力発電をはじめとする新エネルギー分野の技術やエネルギー消費の効率化を図る省エネルギー技術の分野で、大田区のものづくり技術・技能が貢献できる可能性は大きい。大田区産業としても地球環境問題をビジネスチャンスとして捕らえていくことも求められる。

表 I - 1 環境産業の市場・雇用規模

	市場規模【億円】		雇用規模【人】	
	現状	2010年	現状	2010年
環境分析装置	300	400	1,290	1,080
公害防止装置	11,690	15,760	18,610	19,370
廃棄物処理・リサイクル装置	4,870	7,120	7,740	8,940
施設建設(埋立処分場造成)	1,660	340	1,490	310
環境修復・環境創造	17,350	54,850	62,020	1,92,840
下水・し尿処理	2,230	7,360	9,880	28,610
廃棄物処理・リサイクル	920	12,120	12,420	42,500
環境調和型製品	34,970	43,760	62,620	77,760
合計	481,210	673,460	1,357,380	1,703,700

出典：経済産業省 産業構造審議会循環ビジネスWG 参考資料

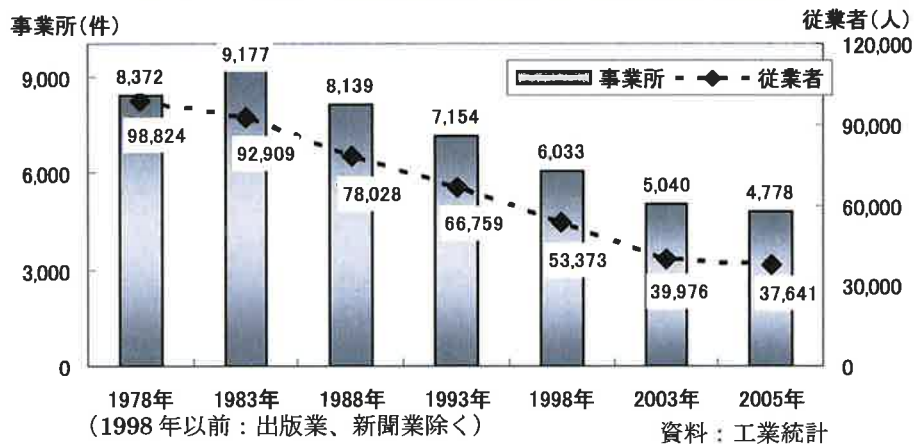
Ⅱ. 大田区産業の現状と課題

1. ものづくり産業の現状と課題

(1) 区内事業所の減少と広域展開

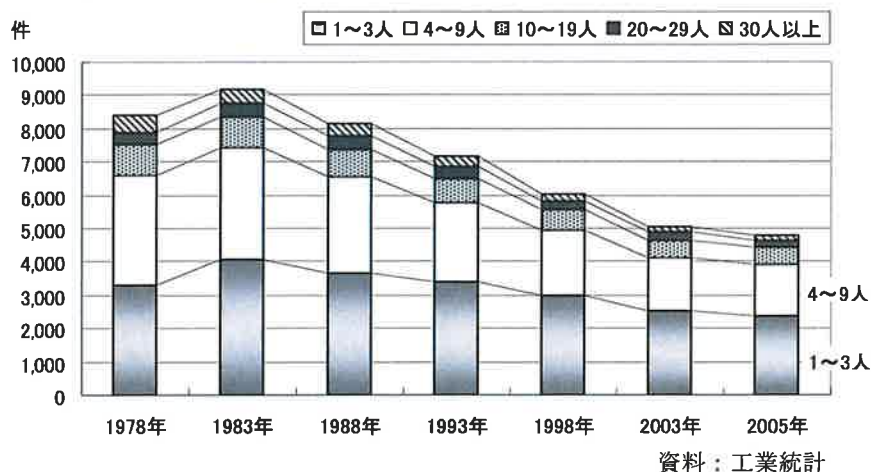
産業構造の変化、グローバル化などの環境変化が進展する中、大田区の中心的な産業である製造業は、1980年代前半以降、事業所数、従業者数が減少を続けており、現在その数は、1980年代前半の半分程度となっている。

図Ⅱ-1 大田区製造業の事業所数・従業者数の推移



大田区の製造業は一般機械、金属製品をはじめとする機械金属型製造業を主体としており、約8割を従業者9人以下の小規模事業所で占められている。従業者規模別の推移をみると、全規模階層で事業所数は減少しているが、4～9人、10～19人の減少率が大きい。廃業や転業のほか、都市化の進展や取引先の区外または海外移転により地方や海外へ工場を展開し、広域展開の中で区内事業所の規模を縮小しているケースも多いと推察される。なお、企業の広域展開においては、区内本社との機能分担により区内の生産規模は縮小しても、企業単位では大きく成長している場合が多い。

図Ⅱ-2 大田区製造業の従業者規模別事業所数の推移



2001年から2004年にかけての大田区における製造業の開・廃業の状況を見ると、開業件数に比べて廃業件数が約4倍と、廃業の超過が続いている。区外への工場移転や事業承継が難しく廃業を余儀なくされる事業所は多い。昨年度実施された「大田区の産業に関する実態調査」によれば、今後の事業展開について「事業縮小」、「転・廃業」とする事業所が従業者3人以下の1割以上を占めており、3人以下の事業所を中心に廃業が続くと考えられる。一方、10人以上の事業所では「現事業の拡大」や「現事業を拡大しつつ新分野へ進出」とする事業所も多くみられ、これら階層では積極的な事業展開が期待される。

ただし、昨年に比べ世界的に景気が後退しており、原材料価格も大幅に高騰していることから、現時点では現状維持あるいは転・廃業や事業縮小の割合が高まっていると考えられる。

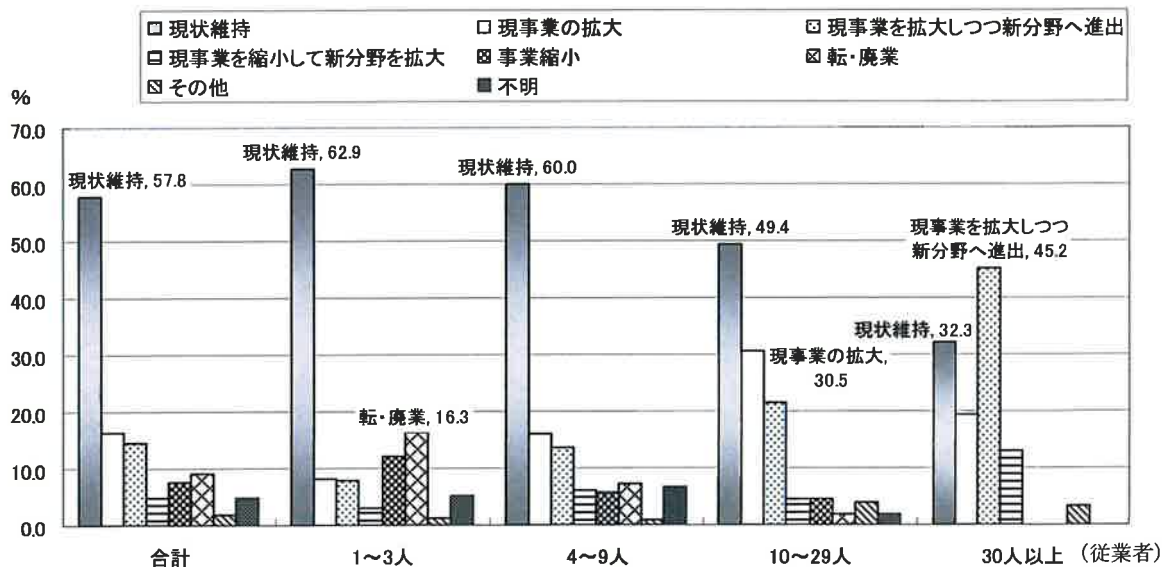
図Ⅱ-3 大田区製造業の開・廃業状況



(支店、営業所等含む)

資料：事業所・企業統計

図Ⅱ-4 大田区製造業の今後の事業展開意向(複数回答)



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

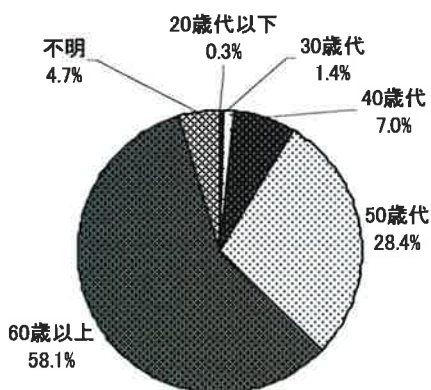
(4) 経営者・従業員の高齢化と若手人材の不足

「大田区の産業に関する実態調査」によれば、大田区の製造業の経営上の課題のうち、社内事業環境に関する項目を抽出してみると、「従業員の高齢化」、「若手従業員の確保・育成」が多く挙げられており、従業員の高齢化と今後の事業の担い手となる若手従業員の確保・育成は主要な課題と考えられる。

同調査によれば、経営者の6割近くが60歳以上で、50歳代が3割弱、40歳代以下は1割に満たない状況である。60歳以上の中には70歳以上のケースもあり、全国的な平均と比して、やや高齢化が進んでいる。

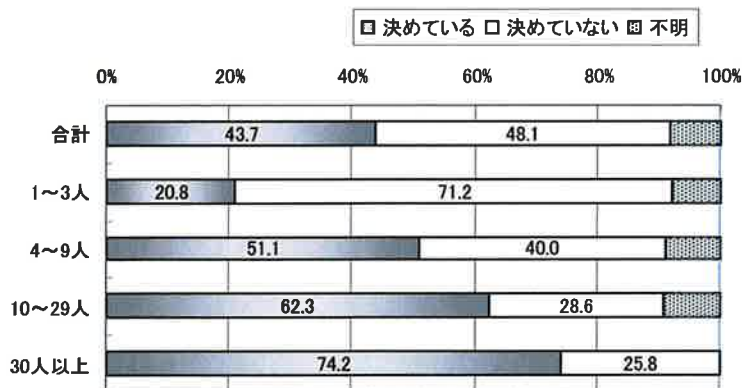
また、従業者30人以上の企業では7割以上が事業の継承者を決めているのに対し、3人以下では7割以上が事業の継承者を決めていない状況にある。決めていない主な理由は「継承意思のある子息・親族がない」ためである。特に3人以下では経営者も高齢化が進んでおり、これまで培われてきた技術・技能も伝承されず、基盤技術集積の機能低下につながる恐れがある。技術は設備と技能から成り立っており、技能を担う人材が減少することで、技術力の低下にもつながる。そのため、技能の継承を地域として図っていくことが求められる。

図Ⅱ-16 大田区製造業の経営者の年齢



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

図Ⅱ-17 大田区製造業の従業者規模別事業継承者の状況

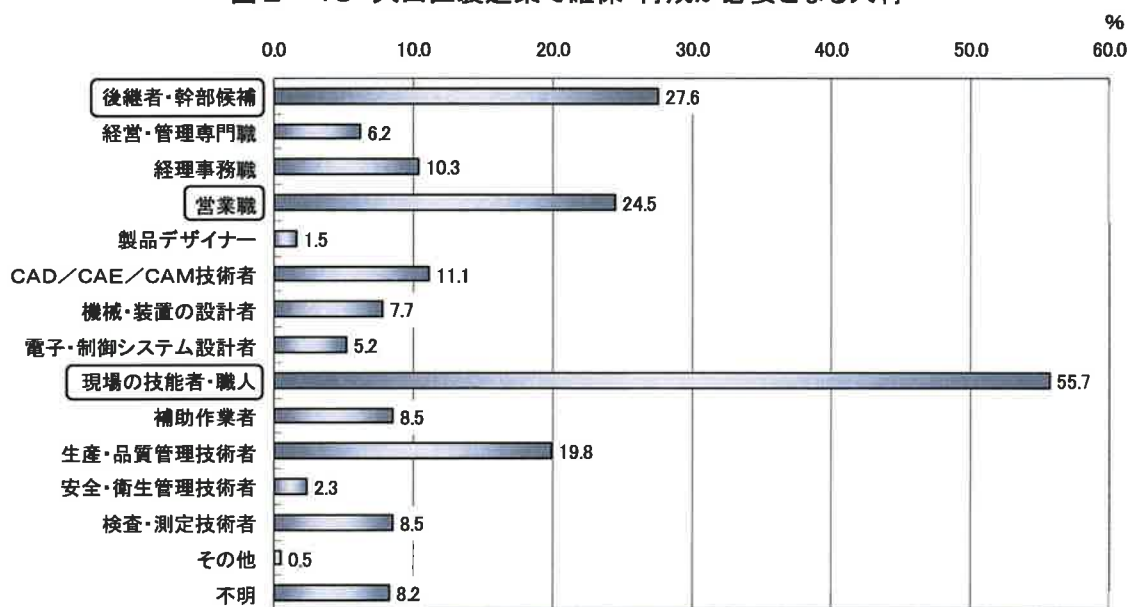


資料：大田区の産業に関する実態調査（平成19年12月）

「大田区の産業に関する実態調査」によれば、製造業で確保・育成が必要とされる人材は、主に現場の技能者・職人である。区内の製造業は、今後、熟練従業員の退職によって技術・技能の維持が困難になるとの危機意識を抱いており、規模が大きくなるほどその傾向が強くなっている。そうした企業では、若手人材を確保するとともに、熟練従業員の雇用を延長して、その技術・技能を継承するという対処法が考えられている。

若手人材がものづくりの現場で働きたくなるような環境を整えるとともに、区内に数多く存在する熟練職人を生かして、その技術・技能を流出させることなく若手人材に継承していくような仕組みを構築していく必要がある。

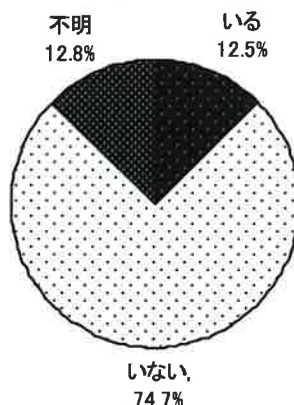
図Ⅱ-18 大田区製造業で確保・育成が必要となる人材



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成 19 年 12 月）

他方、少子高齢化が進展する中で注目を集めている女性労働力について、「大田区の産業に関する実態調査」よりみると、女性技術者・技能者を雇用している事業所は 12.5% である。女性技術者・技能者の多くは組立や検査工程に従事するケースが多いと推察されるが、設計や工作機械のオペレーション等を担当している場合もあり、若手人材とともに女性労働力の活用も視野に入れていく必要がある。

図Ⅱ-19 大田区製造業の女性技術者・技能者の雇用状況



資料：大田区の産業に関する実態調査（平成 19 年 12 月）

Ⅲ. 大田区産業のあるべき姿と産業振興の方向性

1. ものづくり集積の維持と発展

(1) 多様な基盤技術集積の維持と開発型企業の拡大

大田区には機械金属加工を中心とする基盤技術の集積がある。鋳造、鍛造、板金、プレス、絞り、熱処理、めっき、切削、研削、研磨など、ものづくりの基盤となる工程において、我が国のトップクラスの技術を有する企業が集積している。これらの企業は小規模な事業所が多いが、顧客ニーズを熟知し、工業製品が開発され生産されるそれぞれの段階や様々なロットに対応して、高品質な部品を製作・加工できる対応力をもつ。様々な機械金属関連の加工技術がすべて揃う、精密加工や難しい加工が可能、多品種少量生産への迅速な対応が可能であることが大田区の製造業の強みといえる。こうした集積の強みは個々の企業の熟練に基づく技術レベルの高さと企業間の情報共有が図られていることによる。今後においても、このような小規模の事業所を中心とする技術レベルの高い企業の集積を維持し、ものづくり基盤技術の拠点としての地位を確保する必要がある。

また、産業機械等の生産財をはじめとして、自社独自に製品・製品ユニットを開発・製造して市場を開拓する企業が大田区には存在する。発注先の仕様に応じた部品の生産から独自の技術やノウハウを蓄積して自社製品へと発展させたケース等、その発展経路は様々だが、機能、性能、品質等の面から独自の地位を築いている企業も多い。熟練された基盤技術の集積と合わせ、独自の開発型企業の存在は大田区のもう一つの顔となっている。開発型企業は高付加価値による収益増を実現し、大田区製造業の今後の発展にとって重要な存在である。今後において、こうした開発型企業の成長を加速し、新たな企業群の集積の創出を図る必要がある。

さらに、大田区のものづくりは、技術・技能・経験の集積を基盤として、大企業が抱える技術面の課題への解決策を提案するなど、従来の製造業の業態を超えた知的サービスの提供もしている。このようなものづくりの枠を拡大する新しい価値の創造活動を強化していく必要がある。

(2) 発展可能性を高める良好な操業環境の創出

都市化の波が押し寄せる大田区では、工場と住宅が隣り合わせるように高密度に混在する。これまで周辺環境に配慮した工場づくり、操業形態、また、企業経営者と生活者の良好な関係形成により住工調和を実現してきたが、更なる都市化の進展により操業環境の悪化は続く状況にある。

これに対し、ものづくり集積の維持発展のため、工場が安定した操業を続けられる操業環境の形成を図り、また、区内の工業専用地域・工業地域を中心として拡張意欲のある区内企業や大田区への立地を望む企業が、発展可能性を試すことができる操業スペースを確保し、成長企業の創出を図る必要がある。

(3) 大田のものづくりの世界への発信の支援

大田区には全国や海外に事業を展開する企業が多く存在する。グローバル化が進展した現在では、事業の継続や成長のために国内外に広く事業機会を求める必要があり、特に、成長するアジア市場を中心として海外市場の獲得は重要である。全国、海外への事業展開は進出企業にとってばかりではなく、進出企業との取引を通じて他の区内企業の発展にも波及することが考えられる。大田区企業の発信力を高め海外市場の獲得を支援すべきである。

また、海外企業や日系のグローバル企業の拠点を誘致するなど、大田区の製造業との連携を深め、国内や世界から事業機会を得る契機づくりも必要となる。区内企業の国内外の市場獲得の円滑化と国内外のグローバル企業の拠点誘致の両面により、大田区におけるものづくり集積の世界への発信を進めていく必要がある。

あわせて、国内の新規顧客の開拓、環境や航空機など新しい産業分野への進出も大田区のものづくりの拡大のために必要である。各企業ごとに地域としてのブランド力を高めるなど、新市場の進出を強力に支援すべきである。

(4) ものづくり産業のサービス機能の強化支援

大田区に集積する基盤技術を担う加工業は様々な顧客ニーズへの対応力をもっている。この対応力には加工技術とともに長年の経験を駆使することで、顧客の抱える問題を解決していく能力も含まれている。こうした能力はコンサルティングサービス機能であり、特に加工業が付加価値を高めつつ生き残っていくためには、こうしたサービス機能を強化していく必要がある。

2. 生活と産業に貢献する商業・サービス業

(1) 賑わいとつながりの商店街の支援

大田区には151の商店街があり、区民の消費生活を支えている。しかし、近年は消費構造の変化や大規模小売店舗・チェーン店舗との競合により商店街の商店の経営環境は厳しい。一方、人口の少子高齢化や核家族化の進展、多様な雇用形態の導入により、地域のコミュニティの重要性は増大しており、商店街はその中心としての役割が期待されている。商店街が従来から担っている地域の消費活動の場としての役割への期待は根強く、また、周辺住民の生活を支える公共的サービスの提供、住民の地域活動の場など、新しい期待が生まれている。このような期待は商店街の発展にとって新しい事業機会でもある。

社会や経済の変化とともに生まれている商店街への期待と事業機会の実現に向けて、「賑わい」、「つながり」の場としての商店街の魅力を再構築していくことが必要である。このため、景観整備、空き店舗活用、イベント支援など、多様な支援を強化するべきである。

地域の新しい期待に応えるには、生活関連サービス業、NPO、コミュニティビジネス、地域の生活者との連携、協働を図る必要がある。商店街は連携と協働を先導し、豊かな

地域生活を実現するとともに、地域づくりの基盤として展開していくことが望まれる。

また、地域独特の歴史・風土・文化等の地域資源を活かした地域活性化の取組が注目され、大田区でも観光の強化の方針が打ち出されている。地域の特徴が凝縮する商店街は区外からの来訪者、あるいは外国人観光客を惹きつける中心となる可能性を持っている。大田区には特色のある商店街も多く、羽田空港の国際化を活かした外国人観光客の呼び込みの可能性も高まると考えられる。このような可能性を活かして、外国人を含めた新たな来訪者を惹きつけるべく商店街を活性化していくことが必要である。

(2) 地域に貢献する繁盛店の創出

大規模小売店との競合による商店数の減少などから商店街としての活動が十分にできない地域もある。商業の振興の観点からは、今後は、商店街支援とあわせて個店レベルでの商業支援も重要となってくる。コミュニティの拠点としての個店の支援をすることで、周辺への波及効果も期待できる。プロの商業者・サービス業者（品揃えからサービスまで自分で考え演出）として、客層の変化に対応した店づくりができる繁盛店の増加を図る必要がある。

(3) 生活と産業に貢献する多様なサービス業の支援

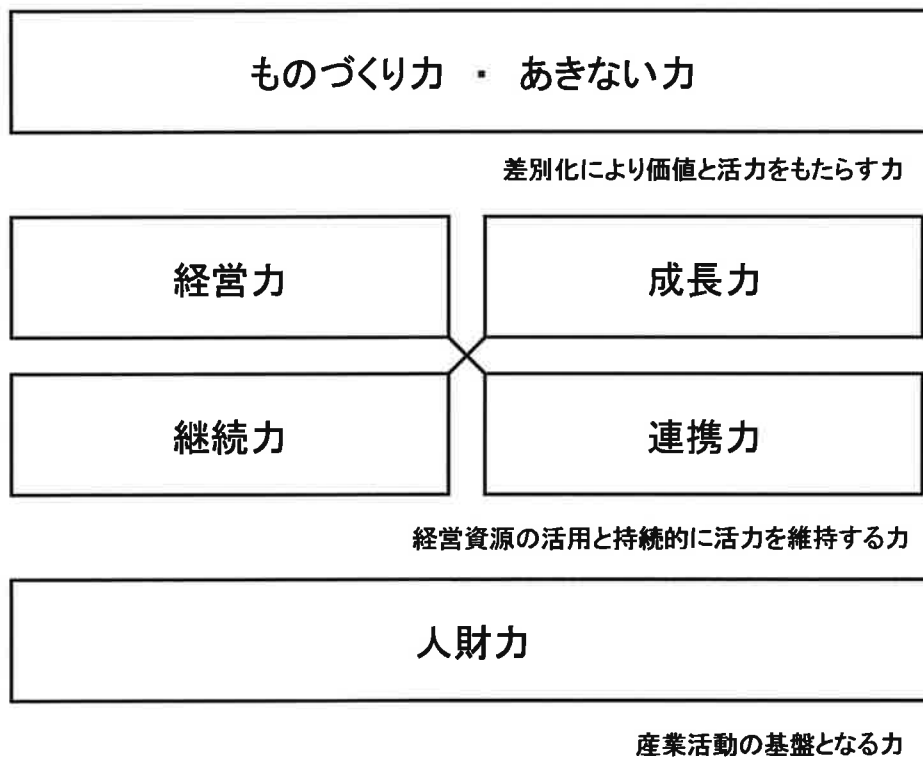
経済のサービス化が進む中、大田区でもサービス業の比重は高まっている。サービス業は、地域コミュニティを事業範囲とする生活に関連するサービス業、区内産業の需要に対応するサービス業、主に広域需要に対応するサービス業という3層で捉えることができる。

人口の少子高齢化が進展する中、高齢者の生活に不可欠となる医療や福祉などの生活関連サービスの充実を図る必要がある。理容・美容、クリーニング、修理、飲食等の生活の利便性を高める基礎的なサービス、習い事等、教養を高め生活を豊かにするサービスを地元を求める生活者も多いと考えられる。公共的サービスについても個々の生活者や地域のニーズにマッチしたサービス提供が望まれる。

また、運輸業、卸売業、情報サービスや設計・デザインをはじめとする対事業所サービス業は、ものづくり集積や商業の活性化に関して重要な役割を果たす。これらの対事業所サービス業は、ものづくりや商業の生産性向上、付加価値の向上にも大きく関連するためその活動を支援するべきである。ホテルやコンベンション施設等の広域需要に対応するサービス業も、地域の活性化の観点からその拡大を図る必要がある。

IV. 産業振興施策のあり方

前章で掲げた政策の方向性を実現するためには、様々な施策による多角的なアプローチが必要となる。産業振興施策のあり方の検討に当たっては、ものづくり産業と商業・サービス業についてその振興のために必要な要素を区分して整理する。ここでは、それぞれの産業において、競争力の源泉となる差別化をするための力である「ものづくり力・あきない力」、企業の経営の基盤となる営業、財務等からなる「経営力」、将来の成長の可能性を確保する「成長力」、企業と産業の基盤を形成する人材の確保・育成に関する「人財力」（ここでは、企業の重要な財産という意味で、人材の「材」にかわりに「財」の文字を使用。）、事業承継や環境対応の「継続力」、企業間、産学官連携などの「連携力」の要素についてその強化を提案する。



1. ものづくり産業の振興

(1) ものづくり力の強化

大田区の企業の集積、技術力の維持、向上のためには、競争力の中心となるものづくり力を強化する必要がある。

大田区の製造業は多様性のある企業集積を特徴としており、集積により高い対応力を誇っている。そのため、ものづくり力の強化においては、多様性のある企業集積を維持、高度化していくための操業環境の改善が必要となる。都市化の進展により操業環境の更なる悪化が危惧される中、集積を維持していく上では安心してものづくりが続けられる操業場所の確保が必要となる。集積の高度化には区内企業の成長や区外企業の進出等も視野に入れていく必要があり、企業個々あるいは企業グループによる集積の再構築を促進していく必要もある。

ものづくりの競争力の源泉は技術にあるので、企業の技術開発の支援策を重点的に実施する必要がある。大田区の企業は、これまではプロセスイノベーションにより精密加工や難しい加工、多品種少量生産への迅速な対応を実現してきたが、この強みを引き続き重視しつつ、あわせてプロダクトイノベーション能力の強化を図る必要がある。また、大手企業の購買部門のコーディネート機能が弱くなってきており、大田区企業側でコーディネート機能、提案機能を持つことで新たなビジネスチャンスが広がると考えられる。

○ものづくり集積の維持強化のための立地政策の実施

- ・安心してものづくりを続けられる環境を創出するため、工業専用地域、工業地域、準工業地域などにおいて土地利用の政策、立地政策を検討実施するべきである。
- ・工業地域、工業専用地域、準工業地域及び臨海・埋立地においては、「工業用地再開発支援事業」を強化し、未利用地や工場跡地等を積極的に工業用地として確保し、区内企業の拡大・移転、あるいは区外企業の進出に向けた用地として、定期借地権による用地提供を図るべきである。また、小規模な企業向けには、新規の工場アパート、集合工場などの整備による操業スペースの提供を検討することも必要となる。
- ・準工業地域においては、既存工場の住工調和のための改築等の操業環境改善に向けた取り組みを支援する必要がある。

○工場立地支援の継続・強化

- ・「モノづくり工場立地助成事業」を強化し、工業系用地での区内企業の新增設、周辺環境や地球環境への対応、区外企業の進出を促進するための助成措置を進めていく必要がある。区外企業については、区内企業の受注機会の拡大を視野に入れた、大企業の研究開発部門や新分野の企業の進出を促進すべきである。

○企業の技術高度化の促進・サービス機能の向上

- ・「新製品・新技術開発支援事業」を強化し、研究開発投資のきっかけをつくることで、開発型企業又は開発型企業を目指す企業の製品や技術の開発・設計を中心とした技術高度化を促進していく必要がある。基盤技術・技能を担う企業は、生産・加工技術を中心とした技術の向上を促進していく必要がある。また、ものづくりに関する提案力を強化し、サービス機能の向上を図る施策を検討すべきである。